

国有財産の一般競争入札 入札案内書

《 令和5年度 第2回 期間入札 》

(令和6年1月実施)



四国とともに、未来をつむぐ

財務省四国財務局



国有地の取得に関する 架空話（うまい話）にご注意！！

近時、国有地の取得に関する架空話が多数発生しています。

○ 国有地は、原則として**一般競争入札で売却します**。財務省の職員が、個別に国有地について、随意契約できるような働きかけを行い、個人や特定の民間企業に対し、直接随意契約で売り払うことは、一切**ありません**。

《ケースA》国との信頼関係を装い、国有地の購入ができるような話を持ちかける。

「〇〇市の国有地が近く入札にかけられる。財務省の△△と懇意にしている私が関与・仲介すれば、あなたの土地として必ず取得できるので、手付金をお預かりしたい。」

《ケースB》いったん入札にかけた物件を、随意契約できるかのような話を持ちかける。

「国有地を1日だけ入札公告し、直ちに国が取り下げ、落札しなかった物件として随意契約できる協定を財務省と結んでいる。事前に手付金や手数料を払ってほしい。」

ここにあげたものは、あくまでその一例であり、手口は年々巧妙化しています。

○ **国有地の売却情報については、下記の四国財務局ホームページをご確認ください。また、少しでも不審な点があれば、四国財務局・各財務事務所へ、すぐにご連絡・ご相談ください。**

財務省 四国財務局 ホームページ

<https://lfb.mof.go.jp/shikoku/kanzai/302.html>

期 間 入 札 の な が れ

公 示 日
(関係資料配付開始日)

令和5年11月15日(水)



物件は現状有姿での引渡しとなります。必ず現地の確認及び諸規制の状況等の調査を行ってください。
P2「国有財産一般競争入札のご案内 6. 現地説明」に記載の物件については、**事前申込【期限：令和5年11月22日(水)】**があった場合にのみ現地説明を実施します。物件の説明日時等については、P2～3をご参照ください。

入札保証金の納付

- 入札保証金は**各自が入札する金額の5%以上(円未満切上)**となります。**最低売却価格の5%ではありませんのでご注意ください。**
事前に所定の「振込依頼書」により最寄りの金融機関から指定口座に振り込んでください。



入 札 受 付 期 間 令和5年12月 8日(金) 午前8時30分から
(必 着) 令和5年12月19日(火) 午後5時00分まで

- 以下の書類を配付した茶封筒に入れ、**簡易書留郵便**により送付してください。
 - 「入札書」(所定の「入札書提出用封筒」に入れて封をしたもの。)
 - 「入札保証金提出書」(2枚目に「保管金受入手続添付書」を貼付したもの。)
 - 「委任状」(代理人による入札の場合に必要。「委任者の印鑑証明書」も忘れずに添付してください。)
 - 「役員一覧」(法人による入札の場合に必要。)
- 持参による入札は、「四国財務局 管財部 統括国有財産管理官(入札担当)」にて受け付けます。
受付時間 午前8時30分から午後5時15分(最終日は午後5時00分)まで(閉庁日を除く)
- 入札金額が最低売却価格に満たないものは無効となります。**また、応募に際し書類不備や所定の用紙を使用していないもの、締切後に到着したもの等は無効となりますのでご注意ください。
- 売買契約及び登記は、入札書に記載された名義で行います。



開 札 令和6年 1月11日(木) 午前10時00分から
 高松サンプォート合同庁舎南館1階 中会議室

- 入札参加者及びその関係者の開札立会いは自由であり、入札参加者には文書をもって開札結果を通知します。
※開札会場への入室については入札者及びその関係者に限っており、その確認に必要な「入札保証金振込依頼書」の控え(3枚目の依頼人保管用)をご持参願います。



落札されなかった方には入札保証金を返還しますが、手続きに数日を要しますので、あらかじめご了承ください。

契 約

- 落札決定の日から30日以内**(農地法第3条又は第5条の許可を要する物件については、農業委員会等の許可の日から30日以内かつ落札の日から6か月以内)に売買契約を締結していただくこととなり、**契約締結期限までに、誓約書等を提出のうえ契約を締結しない場合は、入札保証金が国庫に帰属することとなります。**
- 農業委員会等への許可申請については、落札者が自己の負担で、原則として落札の日から3か月以内に行わなければならない。
- 契約書に貼付する印紙代や所有権移転登記にかかる登録免許税等の諸費用は、落札者の負担となります。



売買代金の支払い

- 一括払方式：売買契約締結の際に売買代金の全額を支払う方法で、入札保証金と売買代金との差額をご用意ください。
- 契約保証金方式：売買契約締結の際に契約保証金として売買代金の10%以上を納付し、その残額については国が発行する納入告知書により納付期限内に納付する方法で、入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。



所有権の移転

- 売買代金を全額納付した時に移転します。所有権移転登記の手続きは国が行います。

やむを得ない事由により入札を延期又は中止する場合があります。その場合、入札参加に要した費用(調査費、入札保証金振込手数料等)の補償はできませんので、あらかじめご了承ください。

目 次

	ページ
○ 国有財産一般競争入札のご案内	
1. はじめに	1
2. 入札物件	1
3. 入札に参加するための資格	1
4. 個人情報の提供	1
5. 入札にあたって付す条件	2
6. 現地説明	2
7. 資料の閲覧及び特約条項	3
8. 入札受付期間及び場所	4
9. 開札日時及び場所	4
10. 入札保証金	4
11. 入札方法	5
12. 入札の無効	6
13. 落札者の決定方法	6
14. 売買契約の締結	7
15. 売買代金の支払い	8
16. 所有権の移転等	9
17. 契約に至らなかった物件の売払い	10
18. 契約内容等の公表	10
19. 契約不適合責任について	11
20. その他参考	12
○ 小切手見本	13
○ 入札要領	14
○ 予算決算及び会計令（抄）	18
○ 国有財産法（抄）	18
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）	18
○ 国有財産売買契約書（案）	19

○ 入札書類提出方法	2 4
○ 入札書等記載例（個人単独で入札される場合）	2 5
○ 入札書等記載例（法人単独で入札される場合）	2 9
○ 入札書等記載例（共有で入札される場合）	3 4
○ 入札書等記載例（代理人が入札される場合）	3 8
○ 落札後の提出書類	4 3
○ 物件調書補足説明	4 4
○ 入札物件一覧表	6 1
○ 物件調書	6 3
○ 国有財産物件情報メールマガジンのお知らせ	1 2 3
○ 様式（入札書、役員一覧、委任状）	巻末
○ お問い合わせ先	

国有財産一般競争入札のご案内

1. はじめに

(1) 入札に参加される方は、「入札要領」(14～17ページ)を熟読のうえ入札してください。

(2) **物件は、現状有姿(あるがままの姿)での引渡しとなります。**

なお、工作物等の状況については極力明細図・概要図等に記載しておりますが、現況と相違している場合は現況が優先します。

また、国は越境関係の解消や道路の使用に係る同意等のための折衝等を行いませんので、購入者において相手の方と話し合ってください。売買契約締結後に越境関係等が判明した場合についても同様です。

(3) 入札方法は、簡易書留による郵送又は持参により入札関係書類を提出していただきます。

2. 入札物件

入札物件は、「入札物件一覧表」(61～62ページ)及び「物件調書」(63～122ページ)のとおりです。

入札物件については、やむを得ない事由により入札中止となる場合があります。

その場合、入札参加に要した費用(調査に要した費用や入札保証金振込手数料など)の補償はできません。また、入札保証金の返還に当たっても、利息は付しません。

下記物件は、財務省が各物件を所管する省庁から依頼を受けて売却するものです。

厚生労働省所管の財産 2201・2203・2405

国土交通省所管の財産 2403

3. 入札に参加するための資格

次のいずれにも該当しない方であればどなたでも参加できます。

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者
- ② 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

(注) 予算決算及び会計令、国有財産法及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律については18ページをご覧ください。

4. 個人情報の提供

入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、原則、入札事務のみに使

用しますが、**入札参加資格の確認のために警察当局へ情報提供します。**

5. 入札にあたって付す条件

(1) 公序良俗に反する使用等の禁止

落札者は、売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

(2) 実地調査等

① 国は、上記（1）に定める公序良俗に反する使用等に関して、国が必要と認めるときは実地調査を行うことができるものとし、落札者は、国から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を国に報告しなければなりません。

② 落札者は、正当な理由なく①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

(3) 落札者の適格条件

落札者は、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと関与している者であってはなりません。

(4) 違約金等

落札者は、上記（1）及び（2）に定める義務に違反したときは、国の定める金額を違約金として国に支払わなければなりません。さらに、国は、上記（1）及び（3）の条件に違反していることが判明した場合、速やかに契約を解除いたします。

6. 現地説明

今回の入札物件のうち、物件番号2405については、**事前申込期限までに申込みがあった場合にのみ現地説明を実施します。**

その他の物件については現地説明は実施いたしませんので、入札に参加される方はこの入札案内書に掲載されている物件調書等を参考にしながら、事前に現地の確認及び諸規制の状況等の調査を必ず行ってください。

◎現地説明会事前申込期限等

申込期限： **令和5年11月22日（水） 午後5時15分まで**

申 込 先： 四国財務局高知財務事務所管財課

◎現地説明実施日時等（場所：物件所在地集合）

【2405】 日時： 令和5年11月29日（水） 午後2時00分開始

- (注1) 建物内への立入りは、現地説明時のみ可能です。なお、建物内部は照明等設備が使用できないため暗く、また相当期間の未使用により埃等が堆積しているため、参加者各自において、懐中電灯・スリッパ等をご用意ください。
- (注2) 駐車に係る料金や駐車場等における事故等について、当局は一切責任を負いません。可能な限り、公共交通機関を利用してご参加ください。
- (注3) 売買物件に損害等を与えた場合には、参加者の負担において原状回復を行って頂く場合があります。

7. 資料の閲覧及び特約条項

(1) 資料の閲覧について

物件調書の参考事項欄に閲覧資料がある旨の記載がある物件については、物件の所在地を管轄する財務局・各財務事務所の担当課において、本案内書の他に閲覧資料を用意しておりますので、入札参加者は必ずご確認ください。(閲覧場所の所在は、巻末のとおり。)

なお、閲覧資料を確認しない場合でも入札には参加できますが、閲覧しなかったことを理由に、応札後に異議を唱えることはできません。各物件の閲覧資料については、下表をご覧ください。

物件番号	閲覧資料の内容
2102、2201、2203、2301、2302、2304 2402、2403、2404、2405、2406	境界または越境に関する資料
2303	地下埋設物に関する資料
2405	設計図書及び建物に関する資料
2401	土地区画整理事業に関する資料
2402	地盤調査に関する資料

(2) 特約条項

入札者は、入札物件が物件調書等に記載された内容であることを了承のうえ、入札に参加してください。

売買契約にあたっては、契約書に以下の通り特約条項を付します。

また、物件調書の内容により、以下の特約条項に加え、他の特約条項を付す場合があります。

(特約条項)

第〇条 乙は、売買物件が売買契約書別紙の物件調書等(別紙)記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

8. 入札受付期間及び場所

- (1) 受付期間：令和5年12月 8日（金）午前8時30分から
令和5年12月19日（火）午後5時00分まで（必着）
- (2) 受付場所：香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館6階
四国財務局 管財部 統括国有財産管理官
- (3) 注意事項
 - ① 土曜日・日曜日及び祝日の受付は行いません。
 - ② 上記期間を過ぎた入札は受付できません。
 - ③ 徳島・松山・高知の各財務事務所では入札受付を行っておりません。

9. 開札日時及び場所

- (1) 開札日時：令和6年1月11日（木）午前10時から
- (2) 開札場所：高松サンポート合同庁舎南館1階 中会議室
- (3) 注意事項
 - ① 受付について
 - (イ) 受付は9時30分から、上記9.（2）開札場所にて行います。
 - (ロ) 入札者又はその関係者が開札に参加されることは自由ですが、それ以外の方は開札会場に入場することができません。入場の際、受付にて入札者本人又はその関係者であることの確認をさせていただきますので、「入札保証金振込依頼書」の控え（3枚目の依頼人保管用）を持参してください。
 - ② 開札結果について
 - (イ) 開札結果は文書により入札者全員に通知するとともに、後日、四国財務局のホームページ（<https://lfb.mof.go.jp/shikoku/>）においても公表します。
 - (ロ) 電話による開札結果の照会については、開札翌日の午前9時以降の対応となります。なお、電話をかけてこられた方が入札者本人であるかどうかを確実に確認することが困難であることから、応札者数及び落札結果（落札・不調の別）以外の情報についてはお答えしておりませんので、あらかじめご了承ください。

10. 入札保証金

- (1) 入札保証金の納付

入札される前に、入札保証金として 各自入札金額の100分の5以上（円未満切上）の金額を、配付した所定の「振込依頼書」（3枚複写）を用いて最寄りの金融機関から四国財務局の指定する口座に振り込んでください。

 - (イ) ゆうちょ銀行からの振り込みはできません。
 - (ロ) A T M及びインターネットバンキングによる振り込みは無効となります。

(ハ) 複数の物件を入札される場合は、各物件ごとに振り込んでください。

(二) 振込手数料は入札者の負担となります。

(ホ) 振込依頼書2枚目の「保管金受入手続添付書」（財務局提出用）は、取扱店の領収印を受領した後、入札保証金振込証明書（入札保証金提出書の2枚目）の指定箇所に貼付して提出してください。

(ハ) 金融機関の取扱時間に留意してください。

入 札 保 証 金 計 算 例

○応募者が希望する物件の入札金額を12,344,321円とした場合

12,344,321円（入札金額）× 5%(0.05) = 617,216.05円 ⇒ 617,217円（円未満切上）

よって、入札保証金として納付する金額は 617,217円以上 ということになります。

※入札保証金を算出する際の基本額は「入札金額」であり、最低売却価格ではありませんので、くれぐれもお間違いのないようにご注意ください。

(2) 入札保証金の返還

入札保証金は、落札者を除いて、入札保証金提出書の返還先に記載された金融機関の預貯金口座に振り込む方法により返還します。

なお、入札保証金を納付し、入札書を提出しなかった場合は、開札終了後に入札保証金の返還手続きを行います。その場合、返還先口座の確認のため、「入札保証金提出書」と保管金受入手続添付書を貼付した「入札保証金振込証明書」を、四国財務局管財部統括国有財産管理官（入札担当）まで必ず提出してください。

(イ) 金融機関への振込手続きに数日を要しますのであらかじめご了承ください。

(ロ) 入札保証金には利息を付しません。

(ハ) 入札保証金提出書に記載された返還先口座等の不備により、財務局からの振り込み
に組戻し等が生じた場合は、組戻しにかかる手数料及び再振込手数料は、入札者の負担とさせていただきます場合もありますので、返還先口座等は正確に記載してください。

(二) ゆうちょ銀行への振り込みも可能です。

11. 入札方法

(1) 入札書の提出方法等について

入札は、配付した所定の用紙等を使用するとともに、「入札書類提出方法」及び「入札書等記載例」（24～42ページ）を参考にしながら下記のとおり行ってください。

なお、理由の如何にかかわらず、提出された入札書の引換え、変更及び取消しを行うことはできません。

① 配付した「入札書」及び「入札書提出用封筒（緑）」に必要事項を記載のうえ、「入札書提出用封筒（緑）」に「入札書」のみを入れて封をしてください。

なお、入札書の記載にあたっては、入札金額の誤記及び¥マークの記入漏れがないように特にご注意ください。

- ② 配付した「入札保証金提出書」及び「入札保証金振込証明書」（２枚複写の１枚目と２枚目）に必要な事項を記載し、入札保証金を振り込んだ際に受領した「保管金受入手続添付書」を、２枚目の「入札保証金振込証明書」の指定箇所に貼付してください。

なお、入札保証金提出書の記載にあたっては、入札保証金額の誤記がないよう、特にご注意ください。

- ③ 代理人が入札される場合には、委任者（入札者）の実印（印鑑登録された印鑑）を押印し、その印鑑証明書（発行後３か月以内のもの）を添付した「委任状」が必要です。
- ④ 法人が入札される場合には、「役員一覧」が必要です。
- ⑤ 郵送用封筒（茶）に上記①から④の書類を入れ、代理人が入札される場合や入札者の住所と連絡先が異なる場合には郵送用封筒裏側の連絡先欄を必ず記入して、郵便局の窓口から簡易書留郵便により送付してください。

（２）注意事項

- ① 入札保証金は、各自入札金額の１００分の５以上（円未満切上）の金額が必要です。
※入札保証金額については、５ページの「入札保証金計算例」を参照してください。
- ② 建物及び工作物は、原則として消費税及び地方消費税がかかりますので、入札金額はこれらを含めた金額を記載してください。
- ③ 入札金額が最低売却価格に達していない場合、その入札は無効となります。
- ④ 「入札保証金提出書」の入札者と「入札書」の入札者は一致している必要があります。
（共有名義で入札される場合は、「入札保証金提出書」の入札者も共有となります。）
- ⑤ 受付最終日（令和５年１２月１９日（火））の午後５時００分までに到着しなかった入札は無効となりますので、余裕をもって送付してください。

12. 入札の無効

「入札要領」（１４～１７ページ）の記載事項と異なった形でなされた入札は無効となりますのでご注意ください。

13. 落札者の決定方法

- （１）開札の結果、最低売却価格以上で、かつ、最高金額の入札をした者を落札者に決定します。
ただし、開札の結果、最高価格入札者が入札参加資格の確認を要する者である場合には、当該最高価格入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保することとします。
- （２）入札参加資格の確認を行った結果、最高価格入札者が行った入札が無効となった場合には、原則として次順位者を落札者と決定します。

なお、落札者の決定が行われるまでの間においては、当該物件の入札保証金は返還することができません。

ただし、開札後、落札者の決定が行われるまでの間において、別途入札辞退届を提出された場合には入札保証金を返還します。

- (3) 落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定することとし、開札日の開札会場に当該入札者が出席していない場合は、国の指定した者が入札者に代わってくじを引いて落札者を決定します。

なお、当該落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじを留保します。

落札者の決定を留保する場合とは

最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が、入札要領第8条に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合に、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保することです。

落札となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、当該落札候補者が排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きも留保します。

落札者の決定を留保した物件についてのみ、落札者を決定するまでの間に「入札辞退届」の提出があった場合、入札を辞退することができますので、当該物件の全ての入札者へその旨を通知します。

落札者の決定を留保した物件の落札者の決定は、以下のとおりとなります。

1. 排除要請が行われなかった場合

落札候補者を落札者と決定します。

2. 排除要請が行われた場合

落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

14. 売買契約の締結

- (1) 落札物件が宅地等で農業委員会等の許可を要しない場合

- ① 落札者との売買契約の締結は、**令和6年2月9日（金）**までに、各物件の所在地を管轄する財務局・各財務事務所の契約担当者に行っていただきます。

ただし、上記13により落札者の決定を留保した場合の契約締結期限については、別途通知することとします。

- ② 上記①の期限までに上記5（1）及び（3）の条件に違反しない旨の「誓約書」、「普通財産売却申請書」、個人の場合は「住民票抄本（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）」、法人の場合は法人登記の「現在事項全部証明書」を提出していただきます。

上記①の期限までに「誓約書」等を提出のうえ売買契約を締結しない場合には、落札者の決定は無効となり、入札保証金が国庫に帰属することになりますのでご注意ください。

(2) 落札物件が農地で農業委員会等の許可を要する場合

- ① 農地法第3条又は第5条に基づく許可の申請については、落札者が自己の負担で、原則として落札者の決定の日から3か月以内に行ってください。
- ② 農業委員会等の許可の日から30日以内に、各物件の所在地を管轄する財務局・各財務事務所の契約担当者と売買契約の締結を行っていただきます。
- ③ 農地として利用する場合、農地法第3条の許可を得るためには所定の要件を満たす必要がありますので、事前に物件の所在する市町村の農業委員会へご照会ください。
- ④ 正当な理由がなく上記①の期限までに申請を行わなかった場合、許可が得られずに売買契約が締結できなくなった場合、上記②の期限までに「誓約書」等を提出のうえ売買契約を締結しない場合及び落札者の決定の日から6か月を経過した場合には、落札者の決定は無効となり、入札保証金が国庫に帰属することになりますのでご注意ください。

(3) 注意事項

- ① 入札参加資格の確認のために落札者の決定に時間を要することとなった場合、落札者にかかる契約締結期限については上記にかかわらず別途通知することとします。
- ② 売買契約及び登記名義は入札書に記載された名義となり、落札後に名義等の変更（持分の変更、法人から個人への変更等）を行うことはできません。
- ③ 契約書は2通作成のうえ国と落札者が1通ずつ保管することになります。
- ④ 売買契約締結の際に必要な費用（収入印紙代）は、落札者の負担となります。
「印紙税額（収入印紙）」は12ページに掲載してありますのでご覧ください。
- ⑤ 提出する住民票等は、発行後3か月以内のものに限ります。

15. 売買代金の支払い

(1) 財務省所管の国有財産

(物件番号2201・2203・2403・2405 の4物件以外)

- ① 売買代金の支払方法には、下記の二通りがあります。

(イ) 一括払方式

売買契約締結の際に売買代金の全額を支払う方法です。契約締結の際に、入札にあたって納付された入札保証金と売買代金の差額をご用意ください。

(ロ) 契約保証金方式

売買契約締結の際に契約保証金として売買代金の10%以上（円未満切上）を納付し、その残額については国が発行する納入告知書により納付期限内に納付する方法です。

この場合は、入札保証金を契約保証金に充当することができますので、売買契約締結の際に用意していただく金額は、契約保証金として納付しようとする金額から入札保証金として納付した金額を差し引いた金額となります。

② 注意事項

(イ) 契約保証金の納付は現金の持参、銀行振出小切手又は財務局長等の指定する口座へ振り込む方法があります。

(ロ) 売買代金の分割納付はできません。

(ハ) 納入告知書の納付期限については、特段の定めがない限り、**売買契約締結日から20日目にあたる日が納付期限となりますが**、その日が土曜日・日曜日・祝日等の金融機関休業日にあたる場合には、直前の金融機関営業日が納付期限となります。**納付期限までに売買代金が納付されなかった場合は契約保証金が国庫に帰属することになりますので、十分に注意してください。**

(ニ) 売買代金又は契約保証金を小切手で納付しようとする場合に現金と同様に取扱うことができる小切手は、**入札物件を管轄する財務局又は各財務事務所所在地に所在する金融機関の店舗を支払場所とする銀行振出小切手**に限ります。

小切手をご用意いただく際には、「小切手見本」(13ページ)を参考にしてください。

(2) 財務省所管以外の国有財産

(厚生労働省所管の物件 2201・2203・2405)

(国土交通省所管の物件 2403)

① 売買代金の支払方法は、上記15.(1)①(ロ) 契約保証金方式の一通りです。

※(イ)一括払方式はご利用できません。

② 国有財産売買契約書の条文変更

売買代金の支払方法の一部変更等に伴い、国有財産売買契約書(案)の一部が下記条項に変更されます。

第4条 乙は、売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金，***，***円を、〇〇省歳入徴収官の発行する納入告知書により令和**年**月**日までに甲に支払わなければならない。**

③ 注意事項

上記15.(1)②注意事項(イ)～(二)をご覧ください。

※売買代金は納入告知書による納付となりますので、(二)に記載のある売買代金の小切手による納付はご利用できません。

16. 所有権の移転等

(1) 物件の引渡し

売買代金全額が納付されたときに所有権の移転があったものとし、物件を引渡したものとします。(現地での引渡しは行いません。)

なお、所有権の移転までの間、使用又は収益をすることはできません。

(2) 所有権移転登記

所有権の移転登記は、売買代金全額の納付を確認した後に国が行いますが、その際の**登記名義は売買契約書に記載された買受人(入札書に記載された名義)となり、中間省略登記はできません。**

登録免許税の納付書は売買契約に先立って当局から送付しますので、お近くの金融機関でお支払いのうえ、その領収証書を売買契約締結時にご持参ください。

また、所有権の移転登記の際に必要な登録免許税は買受人の負担となります。

(3) 境界確定協議書等の写しの交付

国が引渡し物件にかかる境界確定協議書等の書面を保有している場合には、所有権の移転登記が完了した後、当該書面の写し（※印鑑証明書を除く。）を交付します。

※ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づき、印鑑証明書は国（行政機関）の保有する個人情報にあたるため、第三者への引き渡しできません。

国が印鑑証明書の原本を所有している場合で、買受け後において、法務局への登記申請等で印鑑証明書が添付されていないことによる不都合が生じた場合は、法務局からの照会に対応することとしていますので、各物件の所在地を管轄する財務局・財務事務所の契約担当者にご相談願います。

17. 契約に至らなかった物件の売払い

- (1) 開札の結果、契約に至らなかった物件については、原則として、後日、「すぐに購入できる物件」として先着順による売払いを実施します。
- (2) 先着順による売払いにかかる受付期間や受付方法等の詳細については、後日、国有財産売払公示書等において明示します。
- (3) なお、売払申込者については、入札要領第10条の規定を準用し、入札参加資格の確認を行う場合がありますのでご了承願います。

18. 契約内容等の公表

- (1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに四国財務局のホームページにおいて公表することになります。

所在地（マンションの場合は住居表示。以下同じ。）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ。以下同じ。）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。以下同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積。以下同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

- (2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を四国財務局のホームページにおいて公表することとなります。

所在地、マンション名・部屋番号、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物の解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(3) 上記(1) 及び(2)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

19. 契約不適合責任について

(1) 売買契約締結後、引渡しの日から2年以内に物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)を発見した場合は、速やかに契約手続きを行った財務局・財務事務所までお申し出ください。

(2) 上記(1)の申し出を受け、国が契約不適合にあたりと判断した場合には、国(原因者を含む。)と買受人が地下埋設物、土壌汚染等の是正のための工事内容について、事前に協議を行ったうえで、国(原因者を含む。)又は買受人において地下埋設物、土壌汚染等の是正を行います。

なお、国(原因者を含む。)と買受人との協議の結果、買受人において是正することとなった場合には、是正に要すると国が認める費用を国が支払うこととします。

費用の支払いについては、以下のとおりとなりますのでご留意願います。

① 費用の根拠となる挙証資料の提出が必要となります。

(注) 挙証資料とは、以下の資料をいいます。

(イ) 地下埋設物、土壌汚染等の是正範囲を特定するための資料(土地利用計画図、建物設計図等)

(ロ) 工事内容を確認する資料(工事見積書、工事請負契約書等)

(ハ) その他国が指定する資料(工程写真、産業廃棄物管理票(マニフェスト)、作業日報等)

② 費用の支払額は、国が必要と認める是正措置を実施することとした場合の額が基準となり、提出資料(挙証資料)に基づく請求額には至らない場合があります。

(注)費用算定の基準としては、国が公共事業等を行う際の積算資料、建設物価等により算定しますので、算定に当たり相応の時間を要することにあらかじめご了承ください。

③ さらに、費用の支払額は売買代金が限度となり、当該売買代金を上回る費用の支払いには応じられません(国有財産売買契約書(案)の契約不適合責任に関する契約条項を参照)。

④ 費用の支払いにあたっては、国の会計制度上、別途予算措置が必要となり、相応の時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 是正等に要する費用が多額の場合で、売買代金に相当する場合や、売買代金を上回る場合などには、売買契約解除を含めて、対応方法を協議させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

20. その他参考

(1) 印紙税額（令和6年3月31日まで）

契約金額（売買代金）	印紙税額	契約金額（売買代金）	印紙税額
1万円未満	非課税	500万円を超え 1千万円以下	5千円
1万円以上 50万円以下	200円	1千万円を超え 5千万円以下	1万円
50万円を超え100万円以下	500円	5千万円を超え 1億円以下	3万円
100万円を超え500万円以下	1千円	1億円を超え 5億円以下	6万円

(2) 登録免許税

土地に関する「売買による所有権の移転の登記」に係る登録免許税については、その税率を軽減する特例（改正後の租税特別措置法第72条）が創設されており、本来2.0%である税率が1.5%に軽減（令和8年3月31日までにを行う登記にかかる登録免許税について適用）されています。

登録免許税額＝課税標準価格(※)×1.5%

※ 課税標準価格とは、固定資産課税台帳価格（入札物件の近傍地の固定資産課税台帳価格に比準して算定した額）等です。

小 切 手 見 本

銀行渡し	小 切 手		5 0 0 1 1 2 3 4 - 5 6 7
	AA 12345		
	支払地	〇〇市〇〇町 ※1 〇〇銀行 〇〇支店	
金額	¥12,340,000※		※4
上記の金額をこの小切手と引替えに 持 参 人 殿へお支払いください ※2			
振出日	令和 年 月 日 ※3	振出人	〇〇銀行〇〇支店 ※1
振出地	〇〇市		

※1 振出人及び支払地は同一金融機関（自己宛）としてください。

また、取立手数料が必要となることがあり、取扱いについては、各物件の所在地を管轄する財務局、財務事務所にお問合せください。

※2 「持参人」としてください。

※3 振出日については、各県毎に取り扱える期間が異なりますので、各物件の所在地を管轄する財務局、財務事務所にお問合せください。

※4 二次元コードが無い以前の小切手も使用可能です。

（注）現金と同様に取扱うことのできる小切手は、入札物件を管轄する財務局又は財務事務所の所在地に所在する金融機関の店舗を支払場所とする銀行振出小切手に限ります。

入 札 要 領

第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読の上入札してください。

第2条 現物と公示数量が符号しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状を提出してください。

第4条 入札は、四国財務局及び徳島・松山・高知の各財務事務所（以下「四国財務局等」という。）から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、入札関係書類とともに郵送用封筒により、入札受付期間（令和5年12月8日(金)から令和5年12月19日(火)まで（必着））に四国財務局管財部統括国有財産管理官あて簡易書留郵便による郵送又は持参によって提出しなければなりません。

2 入札締切日までに到達しない入札は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は十分余裕をみて早めに送付してください。

第5条 入札者は、入札する前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を四国財務局等から交付を受けた振込依頼書を用いて、四国財務局の預金口座（口座番号等は振込依頼書に記載してあるとおり）に振り込んでください。その際、受領した保管金受入手続添付書を入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に提出してください。保管金受入手続添付書の貼付がないと四国財務局の預金口座に現金を納めてあっても入札は無効となります。

2 1通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。

3 振込依頼書には、必ず入札書に記載されている物件番号を記載してください。

4 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。

第6条 入札書の記載に当たっては、注意事項に従い、間違いのないよう記入してください。

2 入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の預貯金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の返還先欄に金融機関名、預金の種類、口座番号（記号・番号）及び口座名義人氏名を正確に記入してください。

第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- (2) 入札書に入札者の住所、氏名の記入のないもの
- (3) 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入のないもの
- (4) 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの、金額の前に「¥」の記載のないもの
- (5) 入札執行官等が入札書不完全と認めたもの

- (6) 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの
- (7) 第5条に規定する入札保証金振込証明書の提出がないもの
- (8) 第5条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの
- (9) 第5条に規定する入札保証金を差し出さないもの
- (10) 1物件に対して一人で複数の入札をしたもの
- (11) 最低売却価格に達しない入札をしたもの
- (12) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定並びに国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者が入札したとき
（予算決算及び会計令第70条及び第71条、国有財産法第16条は後に掲載）
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの
なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。
 - ① 当該物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの
（注）「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
 - ② 次のいずれかに該当するとき
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - ③ ①～②の依頼を受けて入札に参加しようとするもの

(14) 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

第9条 開札は、国有財産売却公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会いさせて行います。なお、入札者等入札関係者の出席は自由ですが、開札会場への入場に際し、入札物件及び入札者名により入札関係者であることの確認をさせていただきます。

第10条 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定

を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。第8条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。入札者が開札会場にいない場合には、国の指定した者がくじを引きます。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

第11条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知するとともに、開札後速やかに四国財務局のホームページに入札の実施結果に係る次に掲げる情報を公表します。

所在地（マンションの場合は住居表示。第17条第1項において同じ。）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ。第17条第1項において同じ。）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。第17条第1項において同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積。第17条第1項において同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

第12条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第13条 入札保証金は、落札者を除き、第6条第2項に規定する方法により速やかにこれを返還します。なお、落札者の入札保証金は、第15条に定める契約保証金に充当できます。

また、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の返還を留保します。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を返還します。

2 契約締結と同時に売買代金全額を納付する場合には、入札保証金は、売買代金に充当します。

第14条 落札者が落札決定の日から30日以内（農地法（昭和27年法律第229号）第3条又は第5条の許可を要する物件については、農業委員会等の許可の日から30日以内）に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり入札保証金は国庫に帰属することになります。

2 農地法第3条又は第5条の許可申請は、落札者が自己の負担で原則として落札決定の日から3か月以内に行わなければなりません。なお、正当な理由なく期限内に申請又は届出を行わなかった場合、許可が得られずに売買契約が締結できなくなった場合、前項の期限までに誓約書を提出のうえ売買契約を締結しない場合及び落札決定の日から6か月を経過した場合には、その落札は無効となり入札保証金は国庫に帰属することになります。

第15条 落札者は、契約締結しようとするとき、第13条の規定により契約保証金に充当する入札保証金を含めて、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上）に相当

する金額を現金（財務局長等の指定する口座に振り込む方法を含む）又は銀行振出小切手により納めなければなりません。

第１６条 前条の契約保証金は、売買代金に充当します。

第１７条 落札者との売買契約締結後、速やかに、その契約内容に係る次に掲げる情報を四国財務局のホームページに公表します。

所在地、マンション名・部屋番号、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第８０条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

２ 第１１条及び前項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第１８条 本要領に定めない事項はすべて会計法規の定めるところによって処理します。

○ 予算決算及び会計令（抄） ○

（一般競争に参加させることができない者）

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○ 国 有 財 産 法（抄） ○

（職員の行為の制限）

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄） ○

（定義）

第2条 この法律において、次の各号の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

国 有 財 産 売 買 契 約 書 (案)

売出人 国 (以下「甲」という。)と買受人 * * * * (以下「乙」という。)とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

(売買物件)

第1条 売買物件は、次のとおり。

所 在 地	区 分	数 量	摘 要

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

(売買代金)

第2条 売買代金は、金**、***、***円とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、本契約を締結しようとするときには、契約保証金として金*、***、***円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金*、***、***円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が第4条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

(代金の支払い)

第4条 乙は、売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除いた金**、***、***円を、甲の発行する納入告知書により令和**年**月**日までに甲に支払わなければならない。

(登記嘱託請求書等)

第5条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に売買物件の引き渡しがあったものとする。

(特約条項)

第8条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

第8条の2 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
- (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
- (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。
- (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
- (5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
- (6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。

3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。

4 第8条（特約条項）の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。

(危険負担)

第9条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、本契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の1割)円

(2) 第10条に定める義務に違反したときは、金(売買代金の3割)円

2 前項の違約金は第13条第4項及び第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第10条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部を相殺する。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(契約内容の公表)

第19条 乙は、本契約締結後、別紙に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第20条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第21条 本契約に関する訴えの管轄は四国財務局(〇〇財務事務所)所在地を管轄区域とする高松(〇〇)地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和**年**月**日

売出人 国

契約担当官（分任契約担当官）

* * * * 印

買受人 住 所

氏 名 * * * * 印

（注１） 売買契約締結と同時に売買代金の全額を納付する場合、及び財務省所管以外の国有財産の
売買契約を締結する場合は、関連条項の削除又は所要の訂正を行う。

（注２） 第２１条の〇〇は、徳島・松山・高知のいずれかとする。

（注３） 各物件調書の内容により、第８条以外の特約条項が加わる場合がある。

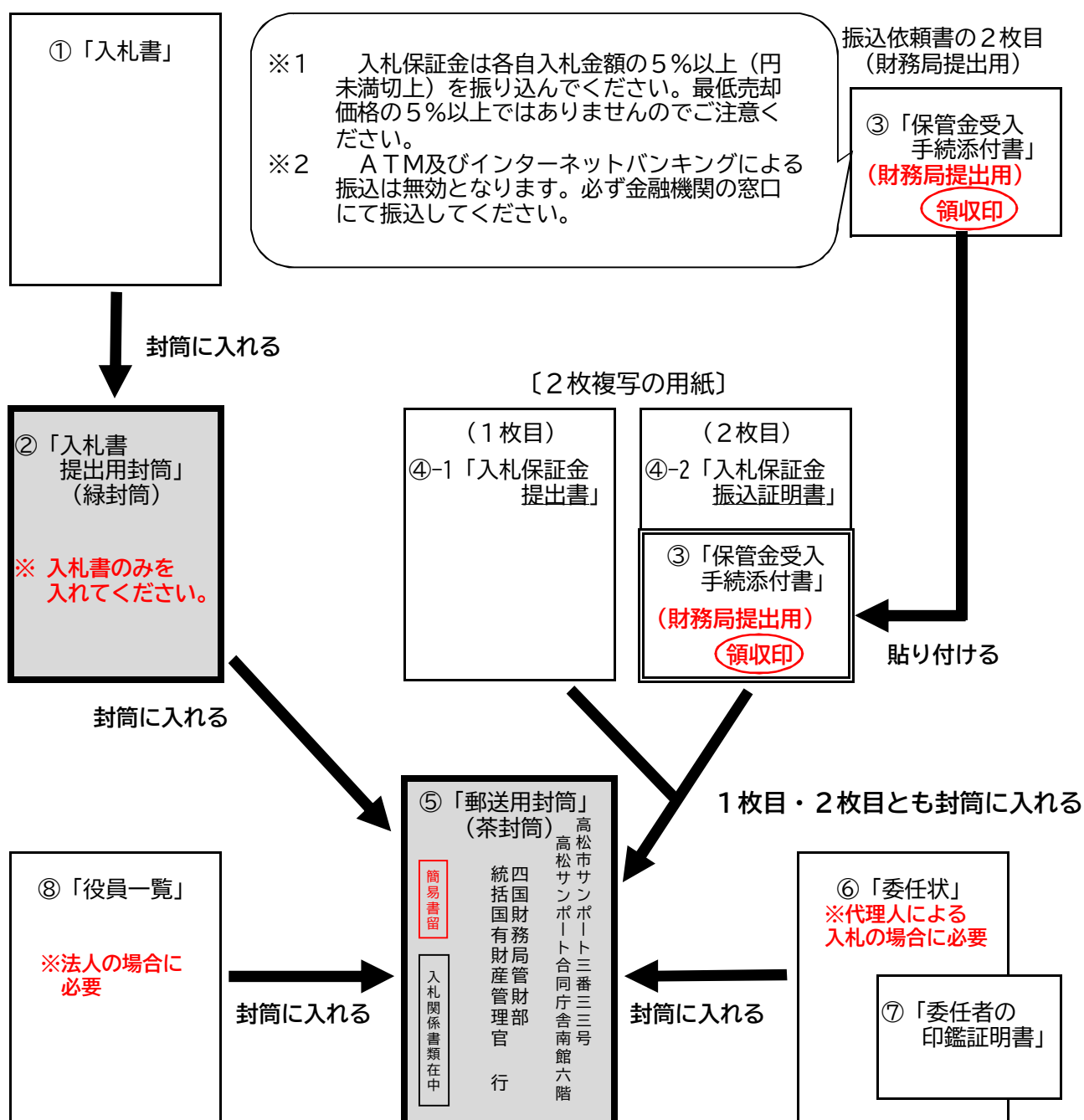
（別紙）

- ・所在地（マンションの場合は住居表示）
- ・マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ）
- ・登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）
- ・面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積）
- ・応札者数
- ・開札結果
- ・不落等随契の有無
- ・契約年月日
- ・契約金額
- ・契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）
- ・契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）
- ・価格形成上の減価要因
- ・都市計画区域
- ・用途地域
- ・建蔽率
- ・容積率

入札書類提出方法

※各書類の記載方法につきましては、後に掲載してある「入札書等記載例」を参照してください。

- 「提出書類」 ①「入札書」 ②「入札書提出用封筒」 ③「保管金受入手続添付書（財務局提出用）」
 ④-1「入札保証金提出書（1枚目）」 ④-2「入札保証金振込証明書（2枚目）」
 ⑤「郵送用封筒」 ⑥「委任状」 ⑦「委任者の印鑑証明書」 ⑧「役員一覧」
 ※ ⑥及び⑦は代理人による入札の場合のみ提出してください。
 ※ ⑧は法人による入札の場合のみ提出してください。



入札書等記載例

(個人単独で入札される場合)

入札書等の記載にあたっては、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具（鉛筆不可）をご使用のうえ、必ずこの記載例に基づいて作成してください。

なお、記載方法等についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 四国財務局 管財部 統括国有財産管理官
電話（０８７）８１１－７７８０

① 入札書	P 2 6
② 入札保証金提出書	P 2 7
③ 振込依頼書	P 2 8

入札書

財務省四国財務局長 殿

住所・氏名を記入（押印は不要）

入札者 住 所 高松市サンポート3番33号
氏 名 財 務 太 郎

回次番号(2ケタ)・
物件番号(4ケタ)を記入

共有者 住 所
・
代理人 氏 名

入札保証金の20倍を超える金額を記入したものは無効となるので注意してください

回 次		物 件 番 号				
0	2	—	○	○	○	○

金 額		十億		百万		千		円
¥	○	○	○	○	○	○	○	○

数字の前に必ず¥マークを記載してください。

国有財産の一般競争入札案内書を承知の上、上記のとおり入札します。

(注)

1. 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
2. 回次・物件番号欄には、今回実施される入札の回次と、国有財産の一般競争入札案内書の物件番号欄に記載された番号を記載してください。
3. 入札者欄には、入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人名及び代表者名）を記入してください。また、共有者がいる場合は共有者欄にも記入してください。
4. 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人欄に代理人の住所、氏名を記載してください。
5. 入札金額は算用数字ではっきりと右詰めで記載し、数字の前に必ず「¥」を記載してください。
6. 入札金額を書き損じたときは、新たな用紙を請求して書き直してください。
7. 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
8. 上記必要事項の記入がない場合、又は入札金額が訂正されている場合は、入札が「無効」となります。

予備用紙は、巻末に添付

(1片)

令和〇年〇〇月〇〇日

入 札 保 証 金 提 出 書

四 国 財 務 局
契 約 担 当 官
歳入歳出外現金出納官吏 殿

回次・ 物件番号	第 0	回 2	物 〇	件 〇	番 〇	号 〇
-------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

入 札 者	〒	7 6 0	-	8 5 5 0	Tel	000-000-0000	共有者・代理人	Tel	
	携帯電話				000-0000-0000	〒			
	住所				高松市サポート3番33号				
	(ふりがな)				ざい む た ろ う				
氏名・印				財 務 太 郎				氏名・ふりがなを記入 (押印は不要)	
性別				男・女				男・女	
生年月日				大・昭・平〇〇年〇〇月〇〇日				大・昭・平 年 月 日	
※法人による入札の場合は、性別、生年月日の記入は不要です。別紙「役員一覧」を提出してください。									

※2枚目にも押印願います。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

入札保証金額を記入
(入札金額ではありません)

(振 込 金 額)

必ず記載してください

¥ 0,000,000 -

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記
口座に振り込んでください。

返 還 先	金融機関名	銀行等名	〇 〇	銀行	・ 信用金庫	・ その他
		支店等名	〇 〇 〇	本店	・ 本店営業部	・ 支店
	預金の種類	普通	・ 当座	・ 通知	・ 別段	※ゆうちょ銀行の場合は記入不要です。
	口座番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	右詰めで記入してください。 (ゆうちょ銀行は下欄に記入してください)			
	ゆうちょ銀行 記号・番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	番号を右詰めで記入してください。			
口座名義人 氏 名	(フリガナ)	ザイ ム タ ロウ 財 務 太 郎				

(注) ①1枚目及び2枚目の「入札者住所氏名」欄には、必ず押印してください。

②「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んだうえで、必要事項を記入してください。
ただし、ゆうちょ銀行の場合、「支店等名」及び「預金の種類」欄への記入は不要です。

なお、ゆうちょ銀行の場合、通常貯金総合口座以外は振込みできません。

③返還先の「口座名義人氏名」欄は、必ず金融機関への届出名義で記入してください。

④2枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した保管金受入手続添付書
(取扱店領収印のあるもの)を貼り付けてください。

取扱店へ のお願い		国有財産入札保証金				振込依頼書（兼入金伝票）				科 目			
依頼日		令和〇年〇月〇〇日		電 信 扱				手数料					
振込先 金融機関		香川銀行本店						十億		千		円	
受取人		金目		当座		1012176		金額		百万		〇〇〇〇〇	
口座名		シコクザイム		(フリガナ)				現金					
振込依頼番号		第 回		物件番号		振込依頼号		内 訳					
個人名 又は 法人名		ザイム		タロウ		02		備考					
住所		〒760-8550 (電話) 000-000-0000		高松市サンポート3番33号				収納印または振替印					
依頼人		財務太郎様						金額の頭に必ず¥マークをつけてください					
								※ 入札案内書の入札物件一覧表に記載されている 物件番号を記入してください また回数欄は「02」と記入してください					

(注) 入札保証金は、各自入札金額の100分の5以上（円未満切上）の金額が必要です。

入札書等記載例

(法人単独で入札される場合)

入札書等の記載にあたっては、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具（鉛筆不可）をご使用のうえ、必ずこの記載例に基づいて作成してください。

なお、記載方法等についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 四国財務局 管財部 統括国有財産管理官
電話（０８７）８１１－７７８０

① 入札書	P 3 0
② 入札保証金提出書	P 3 1
③ 振込依頼書	P 3 2
④ 役員一覧	P 3 3

入札書

財務省四国財務局長 殿

住所・氏名を記入（押印は不要）

入札者 住 所 高松市サンポート3番33号
氏 名 四国総合鑑定株式会社
代表取締役 財 務 太 郎

回次番号(2ケタ)・
物件番号(4ケタ)を記入

共有者 住 所
・
代理人 氏 名

入札保証金の20倍を超える金額を記入したものは無効となるので注意してください

回 次		物 件 番 号				
0	2	—	○	○	○	○

金 額		十億	百万		千		円
¥	○	○	○	○	○	○	○

数字の前に必ず¥マークを記載してください。

国有財産の一般競争入札案内書を承知の上、上記のとおり入札します。

(注)

1. 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
2. 回次・物件番号欄には、今回実施される入札の回次と、国有財産の一般競争入札案内書の物件番号欄に記載された番号を記載してください。
3. 入札者欄には、入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人名及び代表者名）を記入してください。また、共有者がいる場合は共有者欄にも記入してください。
4. 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人欄に代理人の住所、氏名を記載してください。
5. 入札金額は算用数字ではっきりと右詰めで記載し、数字の前に必ず「¥」を記載してください。

6. 入札金額を書き損じたときは、新たな用紙を請求して書き直してください。

7. 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

予備用紙は、巻末に添付

8. 上記必要事項の記入がない場合、又は入札金額が訂正されている場合は、入札が「無効」となります。

(1片)

令和〇年〇〇月〇〇日

入札保証金提出書

四国財務局
契約担当官
歳入歳出外現金出納官吏 殿

回次・ 物件番号	第	回	物	件	番	号
	0	2	〇	〇	〇	〇

入 札 者	〒	7 6 0	〒	8 5 5 0	TEL	000-000-0000	共有者・代理人	TEL
					携帯電話	000-0000-0000	〒	
	住所	高松市サポート3番33号				ふりがなは、代表者名まで記載してください。(押印は不要)		
	(ふりがな) 氏名・印	四国総合鑑定株式会社 代表取締役 財務 太郎				実印		
性別	男・女				男・女			
生年月日	大・昭・平 年 月 日				大・昭・平 年 月 日			
※法人による入札の場合は、性別、生年月日の記入は不要です。別紙「役員一覧」を提出してください。								

※2枚目にも押印願います。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

入札保証金額を記入
(入札金額ではありません)

(振込金額)

¥ 0,000,000 -

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返 還 先	金融機関名	銀行等名	〇 〇	銀行	・ 信用金庫	・ その他
		支店等名	〇 〇 〇	本店	・ 本店営業部	・ 支店
	預金の種類	普通	・ 当座	・ 通知	・ 別段	※ゆうちょ銀行の場合は記入不要です。
	口座番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	右詰めで記入してください。 (ゆうちょ銀行は下欄に記入してください)			
	ゆうちょ銀行 記号・番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	番号を右詰めで記入してください。			
口座名義人 氏名	(フリガナ) シコクソウゴウカンテイカブシキガイシャ 四国総合鑑定株式会社					

(注) ①1枚目及び2枚目の「入札者住所氏名」欄には、必ず押印してください。

②「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んだうえで、必要事項を記入してください。
ただし、ゆうちょ銀行の場合、「支店等名」及び「預金の種類」欄への記入は不要です。

なお、ゆうちょ銀行の場合、通常貯金総合口座以外は振込みできません。

③返還先の「口座名義人氏名」欄は、必ず金融機関への届出名義で記入してください。

④2枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した保管金受入手続添付書
(取扱店領収印のあるもの)を貼り付けてください。

取扱い店へ のお願い		国有財産入札保証金		振込依頼書（兼入金伝票）				科目	
依頼日	令和○年○○月○○日	電信扱		手数料					
振込金融機関	香川銀行本店	金額		十億		千		円	
受取人	当座 1012176	現金		百万		百		円	
口座名	シコクザイム (フリガナ) 四国財務 (漢字)	備考		金額の頭に必ず¥マークをつけてください					
振込依頼番号	第○回 02 物件番号 ○○○○○ 号	収納印または振替印		※ 入札案内書の入札物件一覧表に記載されている 物件番号を記入してください また回数欄は「02」と記入してください					
個人名 又は 法人名	(フリガナ) シコクザイムカンゲイブシギカイシャ 四国総合鑑定株式会社 様								
住所	〒760-8550 (電話) 000-000-0000 高松市サンポート3番33号								

(注) 入札保証金は、各自入札金額の100分の5以上（円未満切上）の金額が必要です。

(別紙)
《法人による入札の場合に提出》

役 員 一 覧

回 次・ 物件番号	第 0	回 2	—	物 ○	件 ○	番 ○	号 ○
-----------------	--------	--------	---	--------	--------	--------	--------

法人名： 四国総合鑑定株式会社

※必ずフリガナを記入し、性別（男・女）及び年号（M・T・S・H）に○印を記入してください。

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生 年 月 日	住 所
代表取締役	ザイム タロウ 財務 太郎	男・女	M T S H ○○年○○月○○日	〒 760 - 0019 高松市サポート○番○号
専務取締役	ザイム ハナコ 財務 花子	男・女	M T S H ○○年○○月○○日	〒 760 - 0019 高松市サポート○番○号
常務取締役	ザイム ジロウ 財務 次郎	男・女	M T S H ○○年○○月○○日	〒 760 - 0019 高松市サポート○番○号
監査役	ザイム サブロウ 財務 三郎	男・女	M T S H ○○年○○月○○日	〒 760 - 0019 高松市サポート○番○号
		男・女	M T S H 年 月 日	〒 —
			M	〒 —
○本様式に記載すべき役員とは、法人の場合は登記事項証明書に記載されている役員又は営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいいます。				
		男・女	S H M T S H 年 月 日	〒 —
		男・女	M T S H 年 月 日	〒 —

(注) 本様式には、法人の登記事項証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合
には、その者も含む）全員を記入してください。

予備の用紙を巻末に添付していますので、ご利用ください。

入札書等記載例

(共有で入札される場合)

入札書及び入札保証金提出書の記入にあたり、持分の比率を忘れずに記入してください。
なお、入札書等に記入された持分比率を売買契約締結の際に変更することはできません。

入札保証金提出にあたっては共有者のうちのどなたが代表されても構いませんが、入札保証金提出書の返還先欄の「口座名義人氏名」と振込依頼書の依頼人欄の「個人名又は法人名」が同一人となるようにしてください。

入札書等の記載にあたっては、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具（鉛筆不可）をご使用のうえ、必ずこの記載例に基づいて作成してください。

なお、記載方法等についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 四国財務局 管財部 統括国有財産管理官
電話（０８７）８１１－７７８０

- ① 入札書 P 3 5
- ② 入札保証金提出書 P 3 6
- ③ 振込依頼書 P 3 7

入札書

財務省四国財務局長 殿

住所・氏名を記入（押印は不要）

入札者 住 所 高松市サンポート3番33号
氏 名 財 務 太 郎（持分1/2）

回次番号（2ケタ）・
物件番号（4ケタ）を記入

共有者 住 所 高松市サンポート3番33号
代理人 氏 名 財 務 花 子（持分1/2）

入札保証金の20倍を超える金額を記入したものは無効となるので注意してください

回 次		物 件 番 号				
0	2	—	○	○	○	○

金 額		十億	百万		千		円
¥	○	○	○	○	○	○	○

数字の前に必ず¥マークを記載してください。

国有財産の一般競争入札案内書を承知の上、上記のとおり入札します。

（注）

1. 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
2. 回次・物件番号欄には、今回実施される入札の回次と、国有財産の一般競争入札案内書の物件番号欄に記載された番号を記載してください。
3. 入札者欄には、入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人名及び代表者名）を記入してください。また、共有者がいる場合は共有者欄にも記入してください。
4. 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人欄に代理人の住所、氏名を記載してください。
5. 入札金額は算用数字ではっきりと右詰めで記載し、数字の前に必ず「¥」を記載してください。
6. 入札金額を書き損じたときは、新たな用紙を請求して書き直してください。
7. 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
8. 上記必要事項の記入がない場合、又は入札金額が訂正されている場合は、入札が「無効」となります。

予備用紙は、巻末に添付

(1片)

令和〇年〇〇月〇〇日

入 札 保 証 金 提 出 書

四 国 財 務 局
契 約 担 当 官
歳入歳出外現金出納官吏 殿

回次・第	回	物	件	番	号
物件番号	0	2	—	〇	〇

入 札 者	〒	7	6	0	—	8	5	5	0	Tel	000-000-0000	共有者・代理人	Tel	000-000-0000								
	携帯電話										000-0000-0000	〒	7	6	0	—	8	5	5	0	携帯電話	000-0000-0000
	住	所	高松市サンポート3番33号										高松市サンポート3番33									
	(持分1/2)	氏名・ふりがなを記入 (押印は不要)										(持分1/2)										
	(ふりがな)	ざい む た ろ う										ざい む は な こ										
氏名・印	財 務 太 郎										財 務 花 子											
性 別	男・女										男・女											
生 年 月 日	大・昭・平〇〇年〇〇月〇〇日										大・昭・平〇〇年〇〇月〇〇日											
※法人による入札の場合は、性別、生年月日の記入は不要です。別紙「役員一覧」を提出してください。																						

※2枚目にも押印願います。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

必ず記載してください

入札保証金額を記入
(入札金額ではありません)

(振 込 金 額)

¥ 0,000,000 —

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記
口座に振り込んでください。

返 還 先	金 融 機 関 名	銀行等名	〇	〇	銀行	・	信用金庫	・	その他		
		支店等名	〇	〇	〇	本店	・	本店営業部	・	支店	
	預 金 の 種 類	普通				・	当座	・	通知	・	別段
	口 座 番 号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	※ゆうちょ銀行の場合は記入不要です。			
	ゆうちょ銀行 記 号 ・ 番 号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
口 座 名 義 人	(フリガナ) ザイ ム タ ロウ										
氏 名	財 務 太 郎										

(注) ①1枚目及び2枚目の「入札者住所氏名」欄には、必ず押印してください。

②「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んだうえで、必要事項を記入してください。
ただし、ゆうちょ銀行の場合、「支店等名」及び「預金の種類」欄への記入は不要です。

なお、ゆうちょ銀行の場合、通常貯金総合口座以外は振込みできません。

③返還先の「口座名義人氏名」欄は、必ず金融機関への届出名義で記入してください。

④2枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した保管金受入手続添付書
(取扱店領収印のあるもの)を貼り付けてください。

入札書等記載例

(代理人が入札される場合)

入札書等を入札者本人名義で作成できない場合には、代理人により入札することができますが、代理人による入札の場合には、「委任状」、「入札者（委任者）の印鑑証明書」の提出が必要となります。

なお、以下のような場合には代理人をたてる（委任状を持参する）必要はありません。

〔委任状を必要としない場合の例示〕

- ①入札者本人に代わって入札者本人名義の入札書等を持参したり開札会場へ参加する場合
- ②入札者が法人の場合で、その社員が入札書等を持参したり開札会場へ参加する場合
- ③共有で入札する場合で、共有者のうちの一人が入札書を持参したり開札会場へ参加する場合

入札書等の記載にあたっては、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具（鉛筆不可）をご使用のうえ、必ずこの記載例に基づいて作成してください。

なお、記載方法等についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 四国財務局 管財部 統括国有財産管理官
電話（０８７）８１１－７７８０

① 入札書	P 3 9
② 入札保証金提出書	P 4 0
③ 振込依頼書	P 4 1
④ 委任状	P 4 2

入札書

財務省四国財務局長 殿

住所・氏名を記入（押印は不要）

入札者 住所 千代田区霞が関3丁目1番1号
氏名 財 務 太 一

回次番号(2ケタ)・
物件番号(4ケタ)を記入

共有者 住所 高松市サンポート3番33号
・
代理人 氏名 財 務 太 郎

入札保証金の20倍を超える金額を記入したものは無効となるので注意してください

回 次		物 件 番 号				
0	2	—	○	○	○	○

金 額		十億	百万		千		円
¥	○	○	○	○	○	○	○

数字の前に必ず¥マークを記載してください。

国有財産の一般競争入札案内書を承知の上、上記のとおり入札します。

(注)

1. 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
2. 回次・物件番号欄には、今回実施される入札の回次と、国有財産の一般競争入札案内書の物件番号欄に記載された番号を記載してください。
3. 入札者欄には、入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人名及び代表者名）を記入してください。また、共有者がいる場合は共有者欄にも記入してください。
4. 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人欄に代理人の住所、氏名を記載してください。
5. 入札金額は算用数字ではっきりと右詰めで記載し、数字の前に必ず「¥」を記載してください。
6. 入札金額を書き損じたときは、新たな用紙を請求して書き直してください。
7. 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
8. 上記必要事項の記入がない場合、又は入札金額が訂正されている場合は、入札が「無効」となります。

予備用紙は、巻末に添付

(1片)

令和〇年〇〇月〇〇日

入 札 保 証 金 提 出 書

四 国 財 務 局
契 約 担 当 官
歳入歳出外現金出納官吏 殿

回次・ 物件番号	第	回	物	件	番	号
	0	2	—	〇	〇	〇

入 札 者	〒	7	6	0	—	8	5	5	0	TEL	000-000-0000	共有者・	代理人	TEL	000-000-0000							
	携帯電話									000-0000-0000	〒		7	6	0	—	8	5	5	0	携帯電話	000-0000-0000
	住 所		千代田区霞が関3丁目1番1号										高松市サンポート3番33号									
	(ふりがな)		ざい む た いち										ざい む た ろう									
氏 名		財 務 太 一										財 務 太 郎										
性 別		男・女										男・女										
生 年 月 日		大・昭・平〇〇年〇〇月〇〇日										大・昭・平 年 月 日										
※法人による入札の場合は、性別、生年月日の記入は不要です。別紙「役員一覧」を提出してください。																						

※2枚目にも押印願います。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

必ず記載してください

入札保証金額を記入
(入札金額ではありません)

(振 込 金 額)

¥ 0,000,000 —

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記
口座に振り込んでください。

返 還 先	金 融 機 関 名	銀行等名	〇	〇	銀行	・	信用金庫	・	その他								
		支店等名	〇	〇	〇	本店	・	本店営業部	・	支店							
	預 金 の 種 類	普通	・	当座	・	通知	・	別段	※ゆうちょ銀行の場合は記入不要です。								
	口 座 番 号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	右詰めで記入してください。 (ゆうちょ銀行は下欄に記入してください)								
	ゆうちょ銀行 記 号 ・ 番 号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
口 座 名 義 人 氏 名	(フリガナ) ザイ ム タ イチ																
	財 務 太 一																

(注) ①1枚目及び2枚目の「入札者住所氏名」欄には、必ず押印してください。

②「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んだうえで、必要事項を記入してください。
ただし、ゆうちょ銀行の場合、「支店等名」及び「預金の種類」欄への記入は不要です。

なお、ゆうちょ銀行の場合、通常貯金総合口座以外は振込みできません。

③返還先の「口座名義人氏名」欄は、必ず金融機関への届出名義で記入してください。

④2枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した保管金受入手続添付書
(取扱店領収印のあるもの)を貼り付けてください。

※ 予備の用紙を巻末に添付していますので、ご利用ください。

委 任 状

代理人 住 所 高松市サンポート3番33号

氏 名 財 務 太 郎

(電話番号) 000-000-0000

(携帯電話) 000-0000-0000

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の国有財産の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限

物 件 番 号 ○ ○ ○ ○

財産所在地 ○○県○○市○○町○丁目○○○番○○

区分・数量	土 地	・	○○, ○○○. ○○ m ²
	建 物	・	建○○. ○○m ² /延○○. ○○ m ²
	立木竹	・	○○ 本
	工作物	・	— 式

令和○年○○月○○日

委任者の実印を押印してください

委任者 住 所 千代田区霞が関3丁目1番1号

氏 名 財 務 太 一

職 業 会社員

電話番号 00-0000-0000

実印
太財
一務

(注) 委任者の印鑑証明書を必ず添付すること。

落札後の提出書類

落札された方には、以下の書類を提出していただきます。

①普通財産売払申請書

②誓約書

③【個人の場合】住民票（マイナンバーの記載がないもの）

【法人の場合】法人登記の現在事項全部証明書

※提出する住民票等は、発行後3か月以内のものに限ります。

①普通財産売払申請書

別紙第3号様式

令和 年 月 日

財 務 大 臣 殿

住所又は
所在地 _____

申請者 氏名又は
名称 _____ 印

普 通 財 産 売 払 申 請 書

下記のとおり普通財産の売払いを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所在地	区分	種目	構造	数量	使用目的	備 考

(注) 法人の場合には、名称の下に代表者の氏名を記し、代表者印を捺印すること。なお、本通達本文の記の次に留意のこと。

②誓約書

別紙第6号様式

誓 約 書

☐ 既
☐ 未だ

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ること
なっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適切な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体等）の役員等（個人である場合はその者、法人
である場合は役員又は支配人等）は、その役員等、団体である場合は代表者、理事
等、その他職務に就任している者（以下同じ。）が、暴力団（暴力団
員による不逞な行為の防止等に関する法律（平成9年法律第77号）第2条第2号に規
定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法律第2条第6号に規定する暴力
団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害
を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は資金を供与するな
ど密接な関係にある暴力団員に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは援助しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不慮に利用するなど
しているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に接触されるべき関係を持っているとき

2 不作為義務に反する利用等

暴力団若しくは暴力団員に基づきその秩序を害するおそれのある関係等であること
が認定されている等の事案若しくはその他これに関するもの用に供し、また、これらの
用に供されることを知りながら、所有物を第三者に譲渡し又は売買物件を第三者に賃貸
すること。

(分任) 契約担当者 財務部長 殿

年 月 日
住所又は所在地
氏名又は名称

※ 別紙第3号様式中、「財産局長」とある箇所は必要に応じて「普通財産売払局長」、「外債
権管理課長」、「財政事務課長」、「出債課長」と置き換えるものとする。

物件調書補足説明

所在地

1. 所在地は、物件の不動産登記簿に表示されている所在地番を記載しています。
土地区画整理事業による仮換地指定がなされている場合には、仮換地の街区及び画地を記載したうえで、「（仮換地済）」と表示しています。
2. 物件が2筆以上ある場合には、代表地番を記載し、それ以外は「外○筆」と記載しています。

住居表示

1. 住居表示は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居地番を記載しています。
2. 建物等がない物件については、住居表示が「号」まで付されていないため、「○○街区」と記載しています。
3. 住居表示に関する法律に基づく住居表示制度が実施されていない地区については、「一」と記載しています。

現況地目及び面積等

1. 現況地目は、登記簿地目ではなくその物件の現況の地目を記載しています。
2. 面積については、物件の実測面積を記載しており、土地区画整理事業による仮換地指定がなされている場合には、仮換地面積を記載しています。

接面道路の状況

1. 本物件調書においては、物件に接面する通行の用に供されているもののうち、道路法又は建築基準法上の道路、里道及び公共団体管理道路を接面道路として記載しています。
2. 本物件調書における「建築基準法上の道路」とは、建築基準法（第3章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途）第42条第1項各号に該当する幅員4m（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては6m。第2項及び第3項において同じ）以上のものをいいます。

なお、都市計画区域内で建築物を建築する場合は、物件が建築基準法第42条に規定する道路に2m以上接しなければなりません。

本物件調書における建築基準法上の道路には、以下のものがあります。

- （1）建築基準法第42条第1項第1号道路
道路法による道路。

(2) 建築基準法第42条第1項第2号道路

都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による道路。

(3) 建築基準法第42条第1項第3号道路

建築基準法第3章の規定が適用されるに至った際、現に存在する道。

(4) 建築基準法第42条第1項第4号道路

道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの。

(5) 建築基準法第42条第1項第5号道路（位置指定道路）

土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの。

(6) 建築基準法第42条第2項道路（みなし道路）

建築基準法第3章が適用されるに至った際、現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁の指定したものは、本条第1項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離2m（第1項の規定により指定された区域内においては、3m（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、2m）以下この項及び3項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなします。

ただし、当該道がその中心線からの水平距離2m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4mの線をその道路の境界線とみなします。

(7) 建築基準法第42条第3項道路

特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、本条第2項の規定にかかわらず、本条第2項に規定する中心線からの水平距離については2m未満1.35m以上の範囲内において、本条第2項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については4m未満2.7m以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができます。

(8) 建築基準法第42条第4項第1号道路

本条第1項の区域内の幅員6m未満の道（第1号又は第2号に該当する道にあっては、幅員4m以上のものに限る。）で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めて指定したものは、本条第1項の道路とみなします。

(9) 建築基準法外道路

建築基準法第42条に規定する道路以外の道路。

物件がこの道路にのみ接している場合、原則として建物建築はできません。

1. 都市計画法・建築基準法

(1) 市街化区域・市街化調整区域・都市計画区域内（非線引）・都市計画区域外

都市計画法で定められた物件の区域を記載しています。

都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を指定し、必要に応じてその区域を区分して、市街化区域及び市街化調整区域を定めています。

- ① 「市街化区域」とは、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。
- ② 「市街化調整区域」とは、市街化を抑制すべき区域をいいます。
- ③ 「都市計画区域内（非線引）」とは、都市計画区域内において、市街化区域・市街化調整区域の区分が定められていない区域をいいます。
- ④ 「都市計画区域外」とは、都市計画区域が定められていない区域をいいます。

(都市計画法第5条・第7条)

(2) 用途地域

物件が都市計画法で定められた用途地域内に所在する場合に記載しています。

用途地域は大きく分けて「住居系」「商業系」「工業系」の3つに分けられ、これらの中から、その地域にふさわしいものが定められています。(都市計画法第8条①)

① 用途規制

建築基準法では、それぞれの用途地域で建築できる建築物を制限しています。

各用途地域において建築してはならない建築物については、別表1として60ページに掲載してありますので、そちらを参考にしてください。(建築基準法第48条)

② 第一種・第二種低層住居専用地域及び田園住居地域における制限

(ア) 建築物の高さの制限

第一種・第二種低層住居専用地域及び田園住居地域においては、原則として、建築物の高さが10m又は12mまでに制限されています(いずれかについては都市計画で定められます)。

(都市計画法第8条③、建築基準法第55条)

(イ) 外壁の後退距離

第一種・第二種低層住居専用地域及び田園住居地域においては、必要に応じて、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の限度(1.5m又は1m)が定められる場合があります(いずれかについては都市計画で定められます)。

(都市計画法第8条③、建築基準法第54条)

③ 建築物の敷地面積

用途地域においては、必要に応じて、建築物の敷地面積の最低限度が200㎡以内の範囲で定められる場合があります(最低限度の数値については都市計画で定められます)。

(都市計画法第8条③、建築基準法第53条の2)

④ 建築物の各部分の高さ

(ア) 道路斜線制限

都市計画区域内の全ての地域において、建築物の建築にあたっては、前面道路の反対側の境界線から、建築物の敷地の上空に向かって用途地域別に定められた勾配の斜線で引かれた範囲内で建築しなければなりません。（建築基準法第56条）

(イ) 隣地斜線制限

第一種・第二種低層住居専用地域及び田園住居地域以外の都市計画区域内においては、同様に、上方の空間を確保するため、隣地境界線における一定の斜線の範囲内で建築しなければなりません。（建築基準法第56条）

(ウ) 北側斜線制限

第一種・第二種低層住居専用地域、田園住居地域及び第一種・第二種中高層住居専用地域（第一種・第二種中高層住居専用地域においては日影規制の対象地を除く）においては、同様に、隣地の南側の敷地の日照・採光・通風等を保護するため、敷地北側境界線における一定の斜線の範囲内で建築しなければなりません。（建築基準法第56条）

⑤ 日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）

商業地域・工業地域・工業専用地域を除く都市計画区域のうち、地方公共団体が条例で定める一定の区域においては、一定規模以上の建築物の建築にあたって、周辺敷地の日照を保護するため、建築物の高さが制限されます。

なお、日影規制の適用対象区域外においても、一定規模以上の建築物で、冬至日において日影規制の適用対象区域内に日影を生じさせるものは、適用対象区域内にある建築物とみなされ、規制の対象となります。（建築基準法第56条の2）

(3) 地域・地区

物件が都市計画法及び建築基準法で定められた地域・地区等に所在する場合に記載しています。（都市計画法第8条①・第12条の4、建築基準法第69条）

(4) 建蔽率・容積率

建築基準法で定められた建蔽率及び容積率（地方公共団体の条例等で別に定められている場合はその建蔽率及び容積率）を記載しています。（建築基準法第52条・第53条）

① 地区計画等による制限

物件が都市計画法等で定められた地区計画（地域・地区・区域）等に所在することにより制限される建蔽率・容積率と、建築基準法で定められた建蔽率・容積率（物件調書の「建蔽率」「容積率」欄に記載している建蔽率・容積率）をそれぞれ比較し、小さい方の数値がその物件の建蔽率・容積率の上限となります。

なお、地区計画等の詳細については、関係各機関にご照会してください。

② 道路幅員による制限

物件の前面道路の幅員が12m未満の場合、次に掲げる数値（（ア）又は（イ））を物件の指定容積率（物件調書の「容積率」欄に記載している容積率）と比較し、小さい方の数値が物件の基準容積率（容積率の上限）となります。

また、物件が複数の道路に接している場合は、最も幅員の広い道路を前面道路として計算し、前面道路の幅員が4 m未満の場合は、幅員4 mとして計算します。

なお、前面道路の幅員が12 m未満の場合でも、接道の状況等により、上記容積率の制限が緩和される場合がありますので、関係各機関にご照会してください。

(ア) 用途地域が第一種・第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域及び特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て指定する区域のいずれかの場合

⇒ 前面道路の幅員(単位:m)に4/10を乗じたもの

(イ) 用途地域が上記以外の場合及び都市計画区域で用途地域の指定のない区域の場合

⇒ 前面道路の幅員(単位:m)に6/10を乗じたもの

計 算 例

第一種住居地域で指定容積率が200%、前面道路の幅員が4 mの場合

4 m(前面道路の幅員) × 4/10 = 160% < 200% ⇒ 基準容積率は160%となる

(建築基準法第52条)

(5) 高度制限

① 第○種高度地区、最高限高度地区、最低限高度地区

高度地区とは、都市計画で定められた用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められる地区です。

② 最低限高度地区(○m以上)

最低限高度地区で建築物の高さを○m以上にしなければならない場合に記載しています。

(都市計画法第8条、建築基準法第58条)

(6) 防火指定

市街化区域の防災を図るため防火地域及び準防火地域が定められ、建築物の構造や規模について規制がなされています。別表2として60ページに掲載してありますので、そちらを参考にしてください。(都市計画法第8条①5、建築基準法第61条・第62条)

2. その他

この欄では、各物件の造成・開発・建築物の建築等に制限が課される場合、その適用法令等を記載しています。

なお、詳細については、関係各機関にご照会してください。

(1) 都市計画法第8条(駐車場整備地区)

駐車場整備地区とは、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域若しくは準工業地域内において自動車交通が著しく集中する地域で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められた地区であり、その整備内容は市町村のそれぞれの整備地区で定められています。(駐車場法第3条①)

(2) 都市計画法第29条・第34条（開発行為の許可及び基準）

都市計画区域内において開発行為をしようとする場合は、物件の規模に応じて、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

なお、市街化調整区域における開発行為については、併せて法第34条の基準を満たさなければなりません。

ただし、許可の事前手続きとして、市町村の定めた開発のための指導要綱の適用を受けなければならない場合があります。

(3) 都市計画法第43条（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限）

市街化調整区域は、都市化を抑制するため開発や建築が制限されている地域です。

その為、開発や開発行為がなく建築だけを行う場合でも、都道府県知事の許可を受けなければなりません。なお、前述の許可の基準は都市計画法第33条及び第34条に規定する許可基準の例に準じて、政令で定められています。

(4) 都市計画法第52条（田園住居地域内における建築等の規制）

田園住居地域内の農地の区域内において、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければなりません。

(5) 都市計画法第53条（都市計画施設・市街地開発事業）

都市計画施設（法第11条第1項各号に掲げる施設）の区域又は市街地開発事業（一定の区域を総合的な計画に基づいて新たに開発し、あるいは再開発する事業）の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

(6) 都市計画法第58条（風致地区）

風致地区（都市の風致を維持するために定められた地区）内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為については、地方公共団体の条例で規制がなされます。

(7) 都市計画法第58条の2・3（地区計画等）

地区計画とは、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、保全するための計画です。

地区整備計画が定められている区域内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築、その他政令で定める行為を行おうとする者は、着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければなりません。

また、防災街区整備地区計画、沿道地区計画及び集落地区計画については、それぞれの密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、幹線道路の沿道の整備に関する法律及び集落地域整備法によって建築等の制限がなされます。

(8) 都市計画法第65条（建築等の制限）

都市計画事業の認可等の告示があった後においては、当事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行うことや、移動の容易でない物件の設置等を行う場合は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

(9) 建築基準法第22条・第23条（屋根の構造等）

防火地域及び準防火地域以外の市街地で、特定行政庁が指定する法第22条指定区域内（いわゆる屋根不燃区域）にある建築物の屋根の構造は、建築物の火災による類焼を防止するため、原則として不燃材料等で造らなければなりません。また、同区域内にある木造建築物等の外壁は、延焼のおそれのある部分を準防火構造（土塗壁等）とする必要があります。

(10) 建築基準法第39条（災害危険区域）

津波、高潮、出水等による危険の著しい区域として、地方公共団体が条例で指定するもので、建築物の建築の禁止その他の制限がなされます。

(11) 建築基準法第43条第1項・第2項（敷地等と道路との関係）

建築基準法第42条に定める道路に2m以上接していない敷地には、原則として建築物は建築できません。

ただし、その敷地が避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合する幅員4m以上の道（道路に該当するものを除く。）に2m以上接道する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し、国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合及びその敷地の周囲に広い空地を有する建築物など、国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合は、例外として建築することができます。

(12) 建築基準法第49条（特別用途地区）

特別用途地区内では、都市計画法で定められた用途地域内での規制のほか、地方公共団体の条例により、建築物及び工作物の建築が制限されることがあります。

また、この地区内では、地方公共団体の条例により、国土交通大臣の承認を得て用途地域内での建築物及び工作物の建築制限が緩和されることがあります。

特別用途地区は、用途地域内において定めることができます。

(13) 建築基準法第59条（高度利用地区）

高度利用地区内においては、容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限が定められます。

ただし、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造

であって、2階建以下でかつ地階を有しない建築物（容易に移転、除去することができるもの）は、この制限を受けません。

(14) 建築基準法第69条・第75条（建築協定）

建築協定は、一定区域の土地の所有者、地上権者、賃借権者が、その地域を住宅地などとして環境を改善するために行う建築基準についての協定で、市町村の条例により定められた区域において、特定行政庁の認可を受けて効力が発生します。

認可の公告がなされた建築協定は、公告の日以後土地の所有者等になった者に対してもその効力が及ぶもので、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備について制限がなされます。

(15) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条（宅地造成等に関する工事の許可）・第27条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）・第30条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可）

都道府県知事（指定都市、中核市又は特例市の長、以下同じ。）は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）に伴い災害が生じるおそれ大きい市街地等区域を、宅地造成等工事規制区域として指定することができます。

宅地造成等工事規制区域内において、宅地造成等に関する工事を行おうとする工事主は、工事着手前に都道府県知事の許可を受けなければなりません。

また、都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域で、特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により生命又は身体に危害を生ずるおそれ特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができます。

特定盛土等規制区域内において、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行おうとする工事主は、工事着手前に当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければなりません。また、大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きい工事の場合は、工事着手前に都道府県知事の許可を受けなければなりません。

※法附則（令和4年5月27日法律第55号）第2条において経過措置が設けられており、経過措置期間は旧法において宅地造成工事規制区域に指定されていた区域内における宅地造成工事については従前の例によるとされています。

・旧宅地造成等規制法第8条（宅地造成工事の許可）

都道府県知事（指定都市、中核市又は特例市の長）は、宅地造成に関する工事等について災害の防止のために必要な規制を行うことを目的として、関係市町村長の意見を聴き、宅地造成に伴いがけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を、宅地造成工事規制区域として指定することができます。

宅地造成工事規制区域内において宅地造成に関する工事を行おうとする造成主は、工事着手前に都道府県知事（指定都市、中核市又は特例市の長）の許可を受けなければなりません。

(16) 土地区画整理法第76条・第99条（土地区画整理事業）

土地区画整理事業の施行認可の公告日以後、換地処分があった旨の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更や建築物、その他の工作物の新築、改築、増築、政令で定める移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければなりません。

また、仮換地が指定された場合には、従前の宅地について、所有者、賃借権等を有していた者は仮換地指定の効力発生の日から換地処分の公告の日まで、仮換地について従前の宅地に存する権利と同じ内容の使用収益権を取得する代わりに、従前の土地に存した使用収益権を停止されます。

(17) 都市再生特別措置法第88条（居住誘導区域外の開発行為等の届出）

市町村長は、住民の健康で快適な生活や持続可能な都市経営のために立地適正化計画で居住誘導区域を定めることができます。

立地適正化計画の居住誘導区域外において、一定規模の開発行為や建築行為を行う場合は、当該行為に着手する日の30日前までに市町村長に届け出なければなりません。

(18) 都市再生特別措置法第108条（都市機能誘導区域外の開発行為等の届出）

市町村長は、住民の健康で快適な生活や持続可能な都市経営のために立地適正化計画で都市機能誘導区域を定めることができます。

立地適正化計画の都市機能誘導区域外において、都市機能誘導施設を有する建築を目的とする開発行為や建築行為を行う場合は、当該行為に着手する日の30日前までに市町村長に届け出なければなりません。

(19) 農地法第3条（権利移転の許可）

農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権等を設定若しくは移転する場合、当事者は、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

(20) 農地法第5条（転用を伴う権利移転の許可・届出）

農地を農地以外のものにするため、又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く）にするため、これらの土地について所有権を移転し、又は地上権等を設定若しくは移転する場合、当事者は、都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければなりません。

ただし、市街化区域内にある農地又は採草放牧地をあらかじめ農業委員会に届け出て、農地又は採草放牧地以外のものにする場合には、許可は必要ありません。

(21) 文化財保護法第93条（埋蔵文化財包蔵地の発掘）

土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）を発掘しようとする場合には、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官（各地方公共団体等）に届け出なければなりません。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地に近接する土地、又はその予定区域内に所在する土地についても、事前に各地方公共団体等に照会又は協議が必要となる場合があります。

(22) 文化財保護法第125条（史跡名勝天然記念物の現状変更の制限）

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をする場合、あらかじめ文化庁長官（各地方公共団体等）の許可を受けなければなりません。

ただし、現状変更については、維持をするための措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響が軽微である場合はこの限りではありませんが、事前に文化庁長官（各地方公共団体等）にご照会してください。

(23) 河川法第26条（河川区域）

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければなりません。

(24) 河川法第55条（河川保全区域）

河川保全区域とは、河川管理者が河岸又は河川管理施設を保全するため河川区域の境界から50mを越えない範囲で指定した区域をいいます。

河川保全区域において土地の掘削等、土地の形状を変更する行為、又は工作物の新築・改築をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければなりません。

(25) 道路法第4条（私権の制限）

道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権により、通行を妨げる行為や工作物等を設置することはできません。ただし、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げるものではありません。

(26) 道路法第24条（道路管理者以外の者の行う工事）

道路管理者以外の者は、他の規定による場合のほか、道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、道路管理者の承認を受けなければなりません。

(27) 海岸法第8条（海岸保全区域）

海岸保全区域とは、津波、高潮、波浪、その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸管理者が指定する、防護すべき海岸にかかる一定の区域であり、陸地においては春分の日満潮時の水際線から50m以内、水面においては春分の日干潮時の水際線から50m以内に指定されます。

海岸保全区域内において土石の採取、施設等の新設又は改築をしようとする者は、海岸管理者の許可を受けなければなりません。

(28) 砂防法第4条（土地の制限）

砂防指定地に指定されている土地においては、都道府県知事は治水上砂防の為に一定の行為を禁止もしくは制限することができます。

(29) 航空法第49条（高さ制限）

公共の用に供する飛行場の進入表面、転移表面又は水平表面（法第2条第8項、第9項及

び第10項で規定される表面)の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはなりません。

(30) 自然公園法第20条(特別地域)

環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域(海域を除く。)内に、特別地域を指定することができます。

特別地域内においては、次の①～⑮の行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはなりません。

また、特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければなりません。

- ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- ② 木竹を伐採すること。
- ③ 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- ④ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ⑤ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- ⑥ 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1kmの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- ⑦ 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- ⑧ 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
- ⑨ 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- ⑩ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
- ⑪ 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- ⑫ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- ⑬ 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- ⑭ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。))。
- ⑮ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- ⑯ 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
- ⑰ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

- ⑱ 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの。

(31) 自然公園法第33条（普通地域）

普通地域とは、国立公園又は国定公園の区域のうち、特別地域及び海域公園地区に含まれない地域をいいます。普通地域内において、次の①～⑦の行為をしようとする場合、国立公園にあっては環境大臣に、国定公園にあっては都道府県知事に届け出なければなりません。

- ① その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後に、その規模が環境省令で定める基準を超えることとなる場合も含む。）。
- ② 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- ③ 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- ④ 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- ⑤ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海域内においては、海域公園地区の周辺1kmの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。
- ⑥ 土地の形状を変更すること。
- ⑦ 海底の形状を変更すること（海域公園地区の周辺1kmの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。

(32) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条（急傾斜地崩壊危険区域）

都道府県知事は、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの、及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され又は誘発されるおそれがないようにするために一定の行為を制限する必要があるものを、急傾斜地崩壊危険区域として指定することができます。

急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の①～⑦の行為は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

- ① 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
- ② ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ③ のり切、切土、掘削又は盛土
- ④ 立木竹の伐採
- ⑤ 木竹の滑下又は地引による搬出
- ⑥ 土石の採取又は集積
- ⑦ 上記①～⑥のほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

(33) 地すべり等防止法第18条（地すべり防止区域）

主務大臣は、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれの極めて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができます。

地すべり防止区域内においては、次の①～⑤の行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

- ① 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為
- ② 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為
- ③ のり切又は切土で政令で定めるもの
- ④ ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良
- ⑤ 上記①～④のほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

(34) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

第7条・第9条・第10条（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）

都道府県知事は、土砂災害によって住民等に危害が生ずるおそれがある土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として「土砂災害警戒区域」を、「土砂災害警戒区域」のうち、著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として「土砂災害特別警戒区域」を指定することができます。

「土砂災害特別警戒区域」における都市計画法第4条第12項に規定する開発行為は、予定建築物の用途等によって、都道府県知事の許可が必要となる場合があります。

(35) 森林法第10条の2（開発行為の許可）・第10条の7の2（所有者となった旨の届出）

第10条の8（伐採の届出）

農林水産大臣は、全国の森林につき、良好な自然環境の保全及び形成その他森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、全国森林計画をたてなければならず、森林の地勢その他の条件を勘案し、全国の森林をいくつかの区域に分けて、森林計画区を定める必要があり、都道府県知事は、その森林計画区別に、地域森林計画をたてなければなりません。

法第10条の2においては、地域森林計画の対象になっている民有林における開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をいう）で面積が1haを超える場合は、農林水産省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

法第10条の7の2においては、地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった者は、農林水産省令で定める手続きに従い、市町村の長にその旨を届け出なければなりません。

法第10条の8においては、地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採するには、森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採の届出書を提出しなければなりません。

(36) 森林法第34条（保安林における制限）

農林水産大臣は、水源のかん養・土砂の流出又は崩壊の防備等、特定の公共目的を達成するため必要があるときは、森林を保安林として指定することができます。

保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ立木を伐採してはなりません。また、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはなりません。

ただし、指定施業要件（立木の伐採の方法及び限度並びに立木を伐採した後において当該伐採跡地について行う必要のある植栽の方法、期間及び樹種をいう）に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ当該指定施業要件に定める伐採の限度を越えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする場合は、農林水産省令で定める手続きに従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出することとなっています。

また、指定施業要件に従い、伐採跡地について植栽をしなければならない場合があります。

(37) 景観法第16条（景観計画区域）

景観計画区域とは、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その方針、行為の制限に関する事項等を定めた計画の区域をいいます。

景観計画区域内において、次の①～④の行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければなりません。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ③ 開発行為及びその他政令で定める行為
- ④ 上記①～③のほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観行政団体の条例で定める行為

(38) 津波防災地域づくりに関する法律第53条

都道府県知事は、国土交通大臣の定める基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができます。

(39) 水防法第15条

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

水防法第14条に定める「洪水浸水想定区域」、同法14の2に定める「雨水出水浸水想定区域」及び同法14条の3に定める「高潮浸水想定区域」をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑且つ迅速

な避難の確保を図るために必要な事項等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じなければならないとされています。

(40) 条例（がけ）

一定以上の高さで勾配のあるがけに近接して建築物の建築、敷地の造成等を行う際には、建築物の位置、規模、構造等に制限を受ける場合や、安全な擁壁の構築が必要になる場合があります。

なお、対象となるがけの高さと勾配、制限の内容等は、各地方公共団体の条例によって異なります。

(41) 条例（路地状敷地）

建築物の敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合には、その敷地の路地状部分の幅員は、建築物の構造や用途、或いは路地状部分の長さに応じて、各地方公共団体の条例で定める一定の数値以上でなければなりません。

(42) 条例（土壌汚染対策）

土地の切り盛り、掘削その他土地の造成、及び建築物その他の工作物の建設等、土地の形質変更をする際に、その土地における過去の有害物資の取扱事業所の設置状況その他の土地利用の履歴等を調査し、その結果を地方公共団体の長に届け出なければならない場合があります。

なお、対象となる土地の規模、変更行為、調査事項の内容等は、各地方公共団体の条例によって異なります。

(43) 条例・指導要綱等

開発等（建築を含む）にあたっては、上記以外で「その他」欄に記載されているものについても、各地方公共団体の条例・指導要綱等により制限・指導がなされる場合もありますので、各地方公共団体にご照会してください。

私道の負担等に関する事項

1. 私道負担

物件内に宅地部分と区分され、現に私道として使用されている土地（持分で所有する場合を含む）がある場合は、私道負担「有」と記載しています。

2. 道路後退

建築基準法第42条第2項に基づく道路及びその他法令等によりセットバックが必要な場合は「有」と記載しています。

供給処理施設の概要

1. 配管等の状況

接面道路に使用可能な配線・配管がある場合に「有」と記載しています。

なお、電気については、接面道路に配線がない場合でも、引込可能である場合には「有」と

記載しています。

配管の位置・深さ等の詳細については、関係各事業所・各地方公共団体等にご照会してください。

2. 施設整備状況

「配管等の状況」欄で「無」と記載したもののうち、近隣地域における施設の整備状況等が把握できているものについては「下記参考事項欄のとおり」とし、「参考事項」欄にその内容を記載しています。

3. 施設整備の特別負担の有無

通常の加入金以外に特別な負担金が必要な場合について「有」とし、「参考事項」欄にその内容を記載しています。

交 通 機 関

1. 鉄道・バス等、物件からの最寄り駅・バス停を記載しています。
2. 物件の周辺に複数の駅等が存在する場合は、最も利便性の高い駅等を記載しています。
3. 物件から最寄り駅までの「徒歩による時間」は、「道路距離80m＝所要時間1分」として算出しています。

公 共 施 設

1. 市町村役場は、住所変更手続きが可能な役場名を記載しています。
2. 小学校・中学校は、物件が属する学区の公立校名を記載しています。
なお、各地方公共団体によっては「公立学校自由選択制」等を導入している場合がありますので、詳細については各地方公共団体にご照会してください。

参 考 事 項

1. 上記各説明欄の事項について、特記すべき事項がある場合にその内容等を記載しています。

【別表１】

	用 途 地 域	建 築 し て は な ら な い 建 築 物
住 居 系	第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域	住宅・共同住宅・一定の店舗兼用住宅・小学校・中学校・高等学校・図書館・公衆浴場・診療所・老人ホーム・その他公益上必要な建築物等以外のもの
	第 二 種 低 層 住 居 専 用 地 域	第一種低層住居専用地域適格建築物・一定の店舗等以外のもの
	第 一 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	第二種低層住居専用地域適格建築物・大学・病院・老人福祉センター・一定の店舗及び自動車車庫等以外のもの
	第 二 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	工場・倉庫業用倉庫・劇場・映画館・料理店・キャバレー・パチンコ屋・麻雀屋・ホテル・旅館・ボーリング場・自動車教習所・カラオケボックス・個室付浴場等・一定の第一種中高層住居専用地域不適格建築物
	第 一 種 住 居 地 域	第二種住居地域不適格建築物・パチンコ屋・麻雀屋・カラオケボックス等
	第 二 種 住 居 地 域	一定の工場及び作業場・一定の危険物の貯蔵又は処理施設・劇場・映画館・料理店・キャバレー・ナイトクラブ・個室付浴場・倉庫業用倉庫・一定規模以上の自動車車庫等
	準 住 居 地 域	近隣商業地域不適格建築物・一定の工場及び作業場・一定の危険物の貯蔵又は処理施設等
	田 園 住 居 地 域	第二種低層住居専用地域適格建築物・農産物の生産、出荷、処理又は貯蔵に供するもの・農業の生産資材の貯蔵に供するもの・地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする一定の店舗その他の農業の利便を増進するため必要な一定の店舗及び飲食店等以外のもの
商 業 系	近 隣 商 業 地 域	商業地域不適格建築物・料理店・キャバレー・個室付浴場等
	商 業 地 域	一定の危険物の貯蔵又は処理施設・一定の工場（騒音、火災、危険等のおそれが多いもの）等
工 業 系	準 工 業 地 域	一定の危険物の貯蔵又は処理施設・一定の工場（騒音、火災、危険等の著しいもの）・個室付浴場等
	工 業 地 域	ホテル・旅館・料理店・キャバレー・個室付浴場・劇場・映画館・学校・病院等
	工 業 専 用 地 域	工業地域不適格建築物・住宅・店舗・飲食店・図書館・ボーリング場・パチンコ屋・麻雀屋・スケート場・老人ホーム等

* 詳細については、各市町村にお問い合わせください。

【別表２】

地 域	建 築 物 の 用 途 、 規 模 、 構 造	要 求 さ れ る 構 造
防 火 地 域	階数３以上又は延面積１００㎡を超える建築物	耐火建築物
	その他の建築物	耐火又は準耐火建築物
準防火地域	階数４以上(除く地階)又は延面積１，５００㎡を超える建築物	耐火建築物
	延面積が５００㎡を超え、１，５００㎡以下の建築物	耐火又は準耐火建築物
	階数３(除く地階)の建築物	耐火又は準耐火建築物 政令で定める技術的基準に適合する建築物 (延面積５００㎡以下)
	木造建築物等	防火構造又は不燃材料で造るか覆う

* 詳細については、各市町村にお問い合わせください。

入札物件一覧表

【香川県】

物件 番号	所 在 地	区 分	登記地目	数 量	都市計画上の制限等		最 低 売 却 価 格	価格形成上 の減価要因
					用途地域	建蔽率 容積率		
2101	高松市宮脇町一丁目71番24 外1筆	土 地	宅 地	56.64㎡	非線引都市計画区域 (一種中高層)	60% 200%	¥424,000-	
2102	高松市新田町字東原甲126番7	土 地 工作物	宅 地	324.76㎡ 一 式	非線引都市計画区域 (一種中高層)	60% 200%	¥8,250,000-	

【徳島県】

物件 番号	所 在 地	区 分	登記地目	数 量	都市計画上の制限等		最 低 売 却 価 格	価格形成上 の減価要因
					用途地域	建蔽率 容積率		
2201	徳島市川内町宮島錦野42番9	土 地 工作物	宅 地	163.97㎡ 一 式	市街化調整区域 (指定なし)	70% 200%	¥4,180,000-	
2202	鳴門市里浦町里浦字花面144番10	土 地 工作物	宅 地	193.61㎡ 一 式	市街化区域 (一種住居)	60% 200%	¥2,760,600-	
2203	三好市池田町シンマチ1529番6	土 地 工作物	宅 地	162.02㎡ 一 式	非線引都市計画区域 (一種住居)	60% 200%	¥2,360,000-	
2204	海部郡美波町東由岐字本村120番1	土 地	宅 地	79.07㎡	都市計画区域外 (指定なし)	なし	¥153,000-	

【愛媛県】

物件 番号	所 在 地	区 分	登記地目	数 量	都市計画上の制限等		最 低 売 却 価 格	価格形成上 の減価要因
					用途地域	建蔽率 容積率		
2301	新居浜市中須賀町二丁目甲1266番7	土 地	宅 地	141.22㎡	非線引都市計画区域 (商業)	80% 400%	¥1,090,000-	
2302	新居浜市観音原町甲902番2	土 地	宅 地	277.90㎡	非線引都市計画区域 (用途白地)	60% 200%	¥696,000-	
2303	伊予市上吾川字十合甲1682番1	土 地	宅 地	1,091.29㎡	市街化調整区域 (指定なし)	70% 200%	¥8,110,000-	樹木伐採
2304	四国中央市金生町下分字川関273番1	土 地	宅 地	140.84㎡	非線引都市計画区域 (一種住居)	60% 200%	¥1,960,000-	

【高知県】

物件 番号	所 在 地	区 分	登記地目	数 量	都市計画上の制限等		最 低 売 却 価 格	価格形成上 の減価要因
					用途地域	建蔽率 容積率		
2401	高知市中須賀町 字南中須賀265番2 外1筆 (仮換地：高知広域都市計画事業 中須賀土地区画整理事業25街区3画地)	土 地	宅 地	248.50㎡ (仮換地：233.48㎡)	市街化区域 (一種住居)	60% 200%	¥20,800,000-	
2402	高知市池字千原山2101番	土 地	山 林	933.42㎡	市街化調整区域 (指定なし)	60% 200%	¥1,570,000-	
2403	高知市横浜字堂ノ前219番4	土 地	宅 地	237.77㎡	市街化区域 (一種住居) (二種住居)	60% 200%	¥6,950,000-	
2404	安芸市伊尾木字五本松772番6	土 地 工作物	宅 地	1,109.60㎡ 一 式	都市計画区域外 (指定なし)	なし	¥4,970,000-	
2405	安芸市伊尾木字ホヲノスカ 3719番18 外1筆	土 地 建 物 工作物	宅 地 居宅ほか	273.47㎡ 建 44.21㎡ 延 44.21㎡ 一 式	都市計画区域外 (指定なし)	なし	¥3,270,000-	建物解体撤去
2406	吾川郡いの町長澤字筋川14番1	土 地 工作物	宅 地	328.60㎡ 一 式	都市計画区域外 (指定なし)	なし	¥695,000-	

※ 建物がある場合は、登記地目欄に登記簿上の種類を表示している。

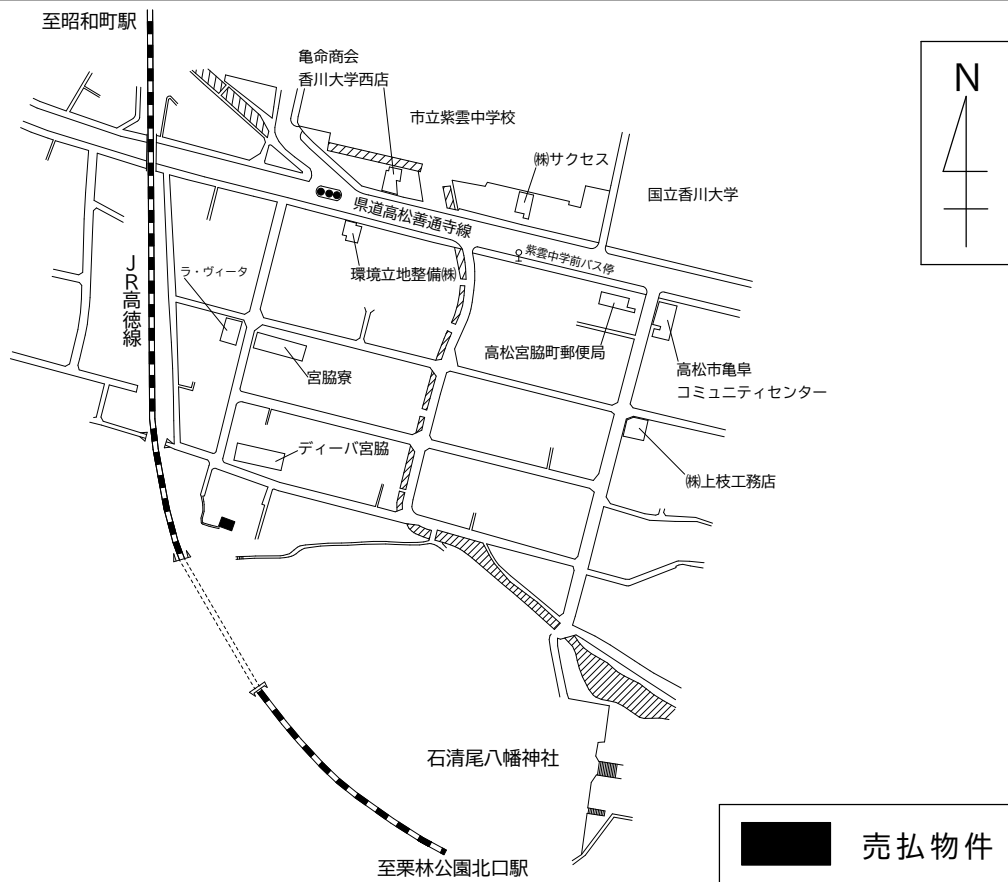
物 件 調 書

物件番号 2101

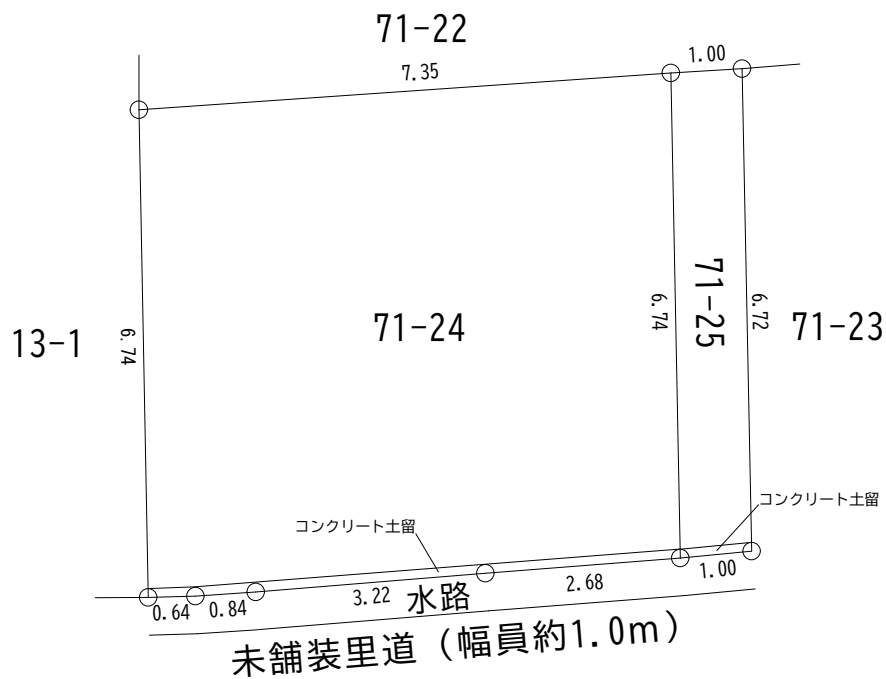
所在地	香川県高松市宮脇町一丁目71番24 外1筆				
住居表示	香川県高松市宮脇町一丁目28街区				
現況地目 及び面積等	宅地	56.64 m ²			工作物 —
					立木竹 —
登記簿 記載事項	地番 71番24	71番25			
	地目 宅地	宅地			
	数量 49.89m ²	6.75m ²			
接面道路 の状況	南側 未舗装里道 幅員約 1.0m (法外道路)				
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	都市計画区域内（非線引）			
		用途地域	第一種中高層住居専用地域		
		地域・地区	指定なし		
		建蔽率	60%		
		容積率	200%		
		高度制限	指定なし		
		防火指定	指定なし		
	その他	建築基準法第22条 都市再生特別措置法第88条、第108条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条			
私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容		
	道路後退	無	負担の内容	下記参考事項欄のとおり	
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況	施設整備の 特別負担の有無
	電気	接面道路配線	無	—	—
	公営水道	接面道路配管	無		未定
	公共下水道	接面道路配管	無		未定
	都市ガス	接面道路配管	無		未定
交通機関	鉄道等 バス	J R 高徳線 昭和町駅の 南方 約0.8km 徒歩10分 ことでんバス 紫雲中学前バス停の 南方 約0.3km 徒歩4分			
公共施設	高松市役所		亀阜小学校	紫雲中学校	
参 考 事 項	◎本物件は、現状有姿による売払いです。 ◎敷地は北側、東側、西側隣接地と等高、南側里道とは幅約0.3メートル水路を介して等高です。 ◎敷地南側里道は建築基準法の道路に該当しないため、現状のままでは建物を建築することはできません。（問い合わせ先：高松市建築指導課） ◎本地は都市機能誘導区域外、居住誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等や一定規模の開発行為等を行う場合、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要です。（問い合わせ先：高松市都市計画課） ◎本地は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき土砂災害警戒区域と一部土砂災害特別警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：香川県土木部河川砂防課） ◎本地は以前、住宅敷地でした。 ◎敷地南側水路の一部となっているコンクリート土留部分は、売却対象の工作物です。 ◎敷地北側のブロック塀、西側のコンクリートブロック（1段）、東側のコンクリート基礎及び基礎上のブロック塀については、各隣接地所有者が設置しているもので、売却対象ではありません。 ◎本地を含む周辺は、高松市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されております。詳細については、高松市危機管理課にご照会ください。 ◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。				

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案 内 図



明 細 図



単位：m

※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

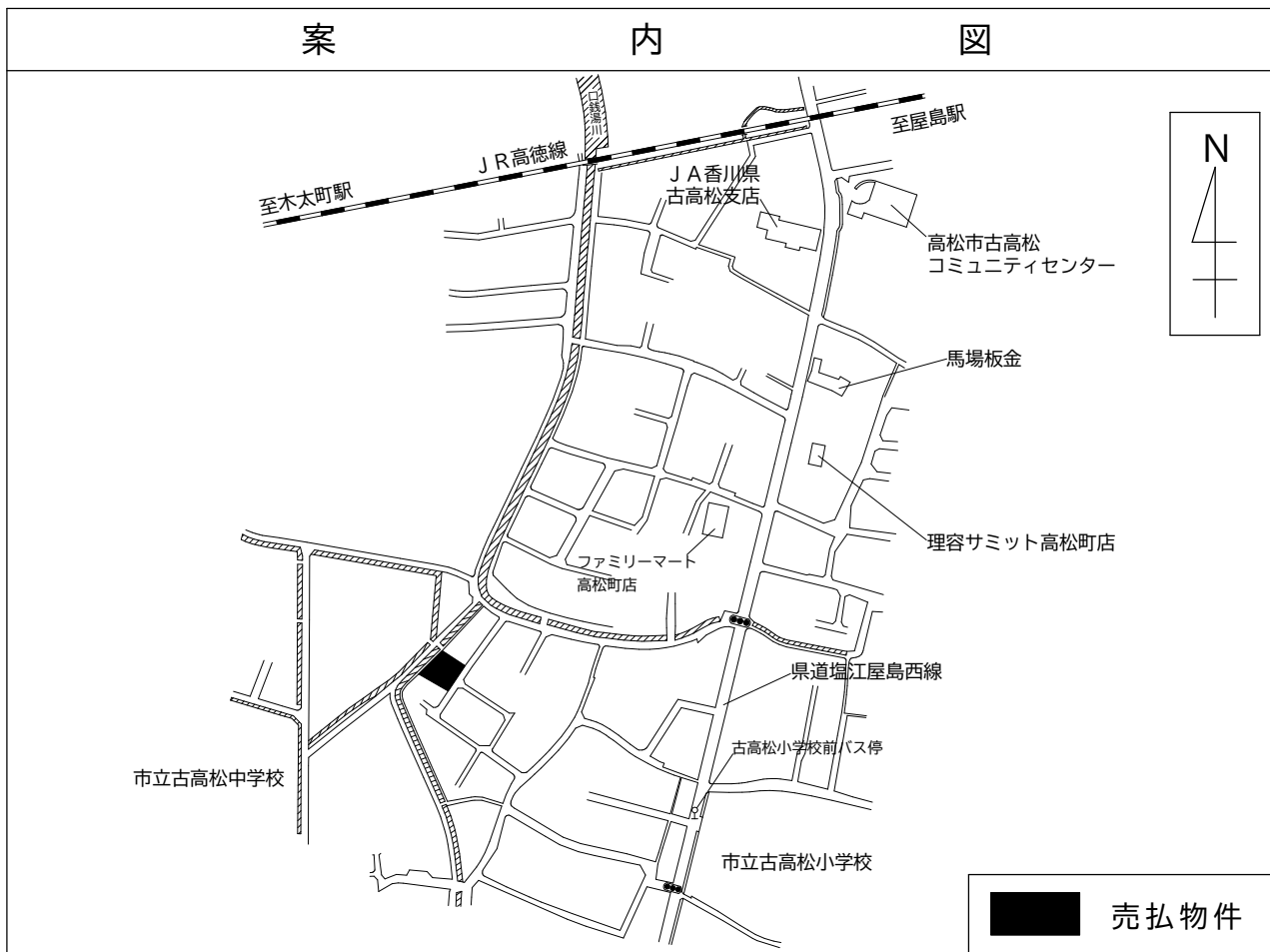
物 件 調 査 書

物件番号 2102

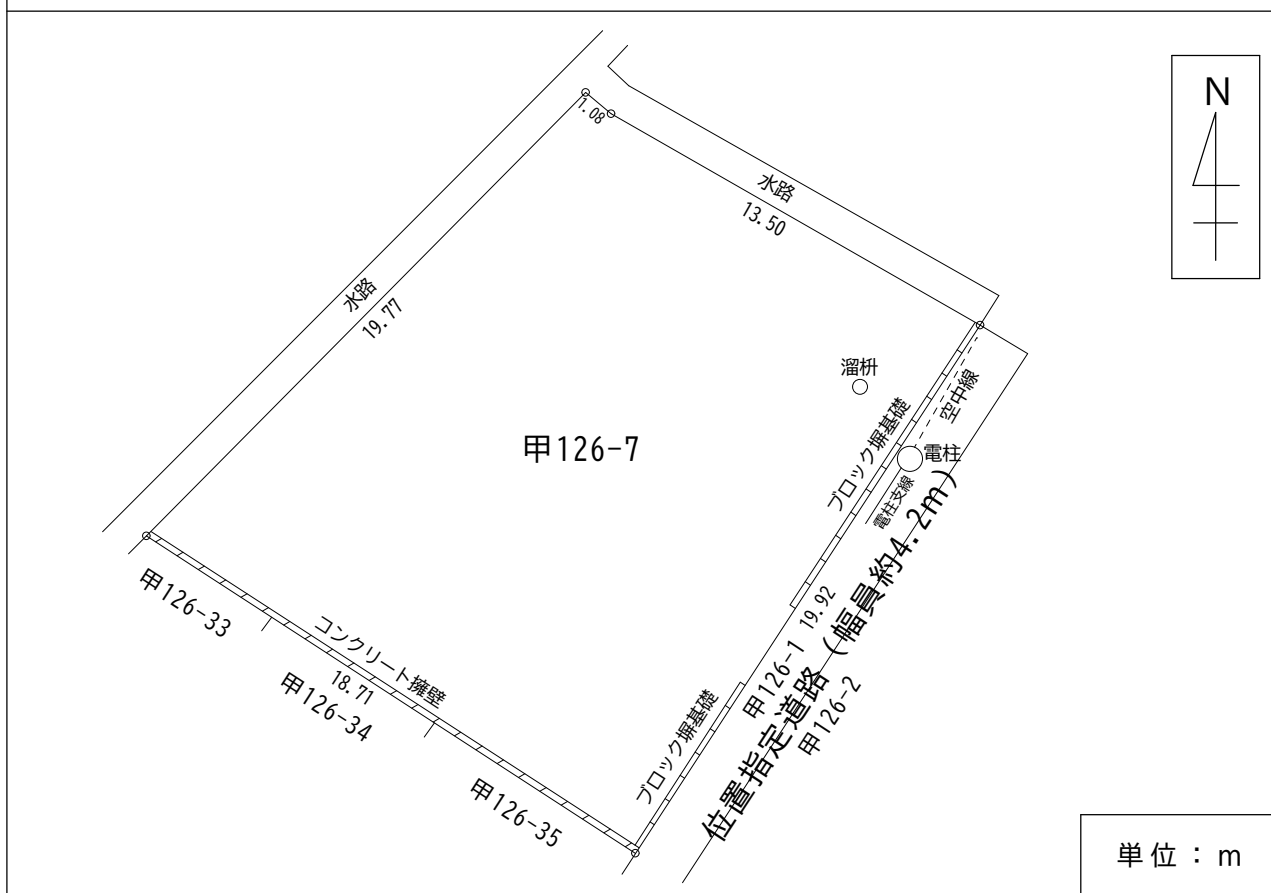
所在地		香川県高松市新田町字東原甲126番7					
住居表示							
現況地目 及び面積等		宅地		324.76 m ²		工作物	一式
						立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	甲126番7					
	地目	宅地					
	数量	324.76m ²					
接面道路 の状況		南東側 舗装私道(位置指定道路) 幅員約 4.2 m (法第42条第1項第5号道路)					
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	都市計画区域内(非線引)					
		用途地域	第一種中高層住居専用地域				
		地域・地区	指定なし				
		建蔽率	60%				
		容積率	200%				
		高度制限	指定なし				
		防火指定	指定なし				
		その他	建築基準法第22条 都市再生特別措置法第108条				
	私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容		
		道路後退	無	負担の内容	下記参考事項欄のとおり		
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有			無	
	公共下水道	接面道路配管	有			無	
	都市ガス	接面道路配管	有			無	
交通機関	鉄道等 バス	J R 高徳線 屋島駅の 南西方 約0.9km 徒歩11分 ことでんバス 古高松小学校前バス停の 北西方 約0.3km 徒歩4分					
公共施設	高松市役所古高松出張所		古高松南小学校		古高松中学校		
参 考 事 項	◎本物件は、現状有姿による売払いです。						
	◎敷地は南東側接面私道より0～約0.3メートル高く、南西側隣接地より約0.3メートル高くなっています。						
	◎本地は都市機能誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等や一定規模の開発行為等を行う場合、都市再生特別措置法第108条の届出が必要です。(問い合わせ先：高松市都市計画課)						
	◎本物件は以前、国の宿舎敷地でした。						
	◎本地の水道配管が南東側隣接地(126-1、126-2・法第42条第1項第5号道路)に越境しており、当事者間で確認書を交わしています。(四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の資料を必ず閲覧のうえ、応札してください。)						
	◎南東側隣接地(126-1、126-2・法第42条第1項第5号道路)については、本地所有者が、上下水道・ガス管を敷設し、または道路として無償で使用する事の承諾を当該隣接地所有者から受けています。						
	◎工作物一式の内訳は、水道・下水(溜枳)・土留です。						
	◎敷地南東側のブロック塀基礎及び南西側のコンクリート擁壁については、売却対象の工作物です。						
	◎本地を含む周辺は、高松市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されております。詳細については、高松市危機管理課にご照会ください。						
	◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。						

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案 内 図



明 細 図



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

物 件 調 査 書

物件番号 2201

所在地		徳島県徳島市川内町宮島錦野42番9					
住居表示							
現況地目 及び面積等		宅地		163.97㎡		工作物	一式
						立木竹	－
登記簿 記載事項	地番	42番9					
	地目	宅地					
	数量	163.97㎡					
接面道路 の状況		北側 舗装市道 幅員約4.0m (法第42条第1項第1号道路)					
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	市街化調整区域					
		用途地域	指定なし				
		地域・地区	指定なし				
		建蔽率	70%				
		容積率	200%				
		高度制限	指定なし				
		防火指定	指定なし				
		その他	建築基準法第22条 都市計画法第34条又は第43条 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項 都市再生特別措置法第88条、第108条				
	私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	－		－	
	公営水道	接面道路配管	有	下記参考事項欄記載のとおり		未定	
	公共下水道	接面道路配管	無	未定		未定	
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		未定	
交通機関	鉄道等 バス	— 徳島市営バス 錦野団地前バス停の 北西方 約0.2km 徒歩3分					
公共施設	徳島市役所川内支所		川内南小学校		川内中学校		
参 考 事 項	別紙（次頁）を参照してください。						

※ 物件調査書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎本地は、市街化調整区域内に存するため、建物の建築等に際しては、都市計画法第34条又は第43条の許可が必要です。（問い合わせ先：徳島市都市建設部建築指導課）

◎本地は都市機能誘導区域外、居住促進区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築や一定規模の開発行為等を行う場合は、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要になります。（問い合わせ先：徳島市都市建設部都市建設政策課）

◎本地は以前、国の宿舍敷地でした。

◎本地の上水道の引込みに当たっては、徳島市上下水道局と協議が必要なほか、前面道路埋設管所有者の同意が必要です。（問い合わせ先：徳島市上下水道局お客さまセンター給水装置係）

◎南側道路は水路にコンクリートブロック暗渠をしたものであり、敷地から当該水路への排水については、土地改良区の同意が必要となります。（問い合わせ先：川内土地改良区）

◎工作物一式の内訳は、囲障です。

◎敷地西側、南側の境界部にコンクリートブロック塀が設置されています。

◎東側隣接地は更地（露天駐車場）ですが、本地との間に囲障は設置されていません。

◎西側隣接地の樹木の枝葉が本地上に越境していますが、当事者間で確認書を交わしていません。

◎敷地西側のブロック塀の一部が北側市道に越境しているほか、西側隣接地（42番10）のブロック塀の基礎が本地に越境しており、当事者間で確認書を交わしています。詳しくは、徳島財務事務所管財課備付資料を閲覧してください。

◎本地は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：徳島県危機管理環境部とくしまゼロ作戦課）

◎本地を含む周辺地域は、徳島市により水防法に基づき、水害ハザードマップが作成されています。詳細については、徳島市危機管理局危機管理課にご照会ください。

◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

～ ✕ ㊦ ～

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

物 件 調 査 書

物件番号 2202

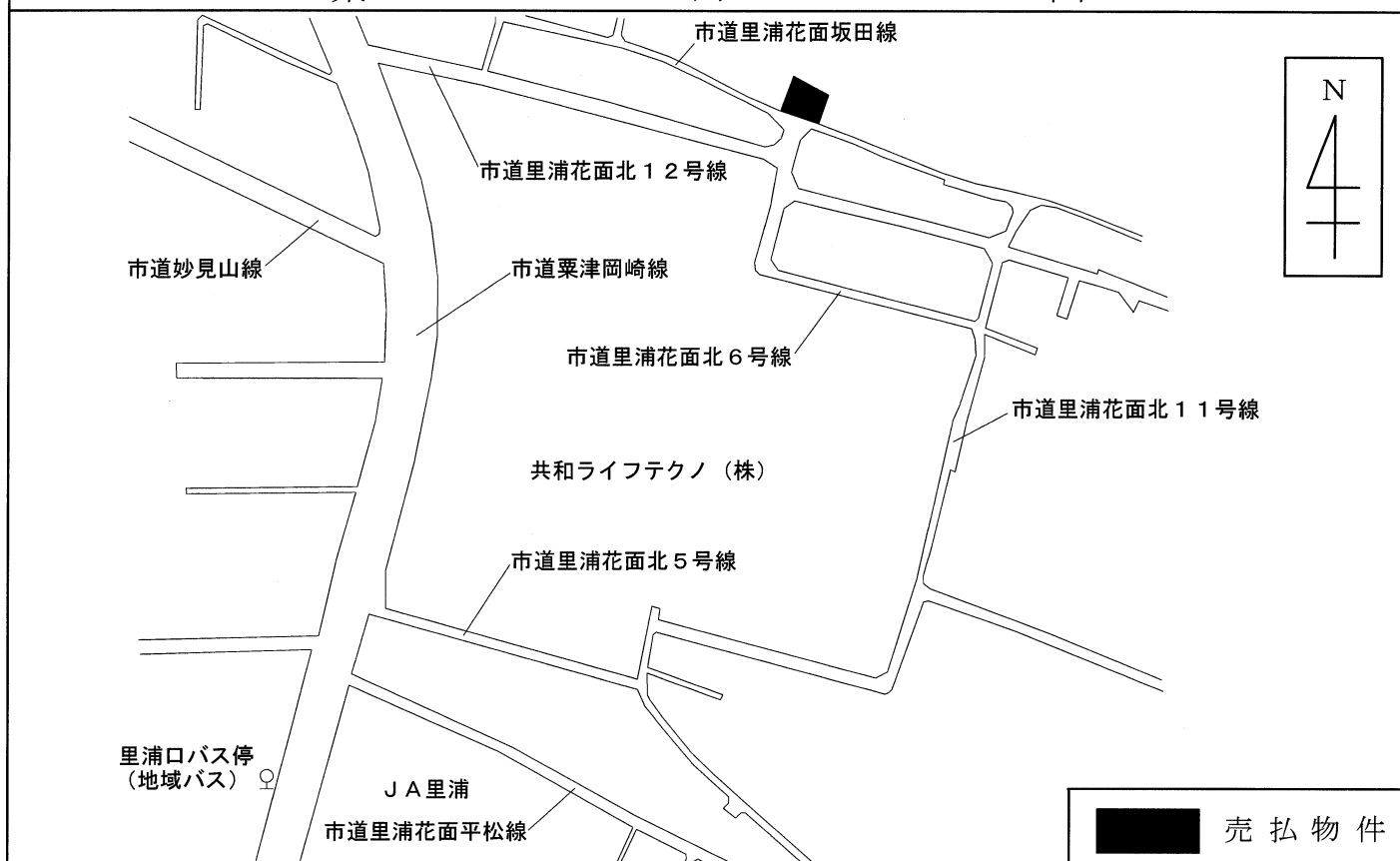
所在地		徳島県鳴門市里浦町里浦字花面144番10						
住居表示								
現況地目 及び面積等		宅地		193.61㎡		工作物	一式	
						立木竹	—	
登記簿 記載事項	地番	144番10						
	地目	宅地						
	数量	193.61㎡						
接面道路 の状況		南側 舗装市道 幅員約 3.1 m (法第42条第2項道路)						
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	市街化区域						
		用途地域	第一種住居地域					
		地域・地区	指定なし					
		建蔽率	60%					
		容積率	200%					
		高度制限	指定なし					
		防火指定	指定なし					
		その他	建築基準法第22条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条 都市再生特別措置法第88条、第108条					
	私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	有	負担の内容	下記参考事項欄のとおり			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無		
	電気	接面道路配線	有	—		—		
	公営水道	接面道路配管	有			無		
	公共下水道	接面道路配管	無	未定		未定		
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		未定		
交通機関	鉄道等 バス	J R鳴門線 鳴門駅の 東方 約1.8km 徒歩30分 鳴門市地域バス 里浦口バス停の 北東方 約0.5km 徒歩6分						
公共施設	鳴門市役所		里浦小学校		鳴門市第二中学校			
参 考 事 項	別紙（次頁）を参照してください。							

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

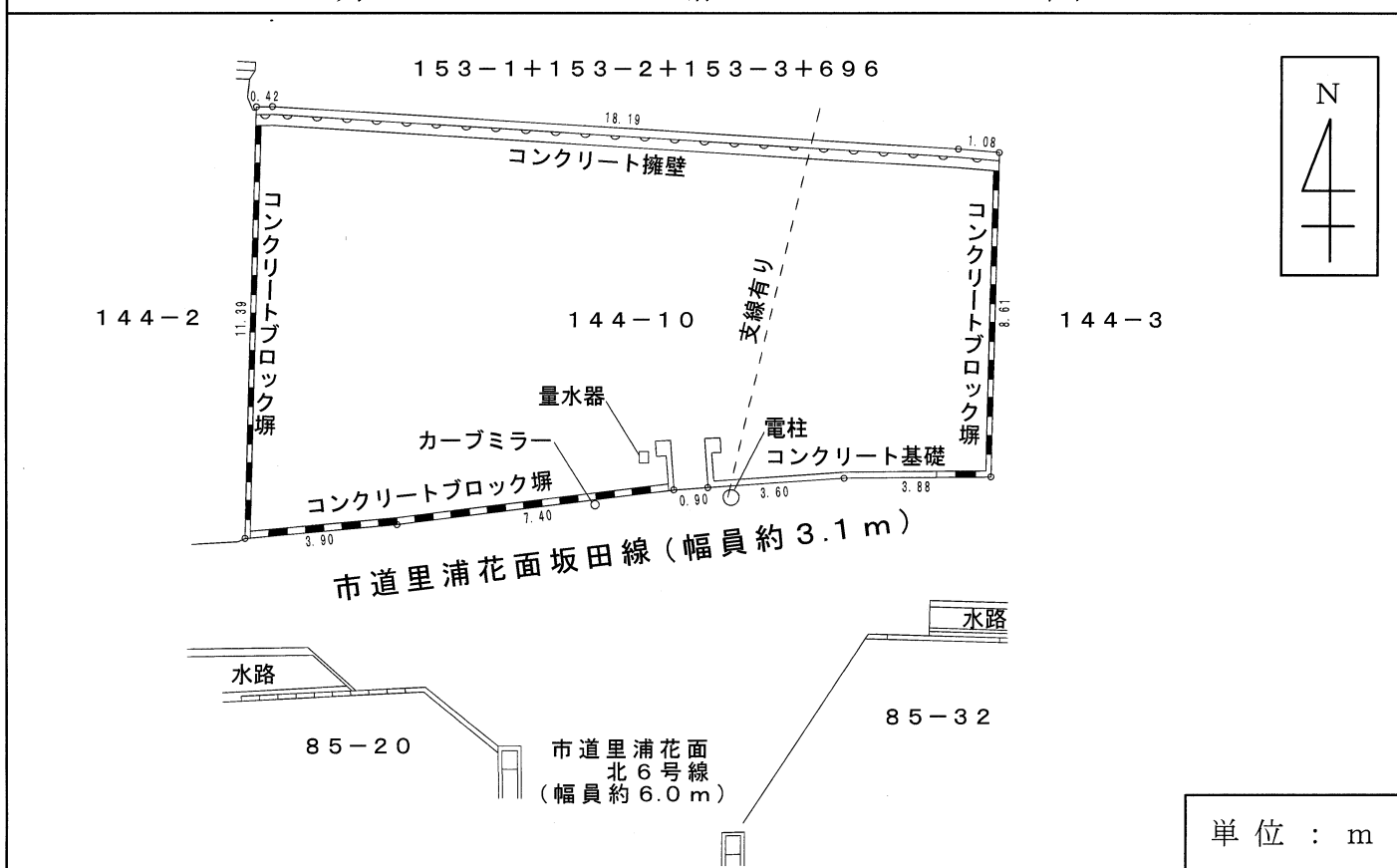
- ◎本物件は、現状有姿による売払いです。
- ◎敷地は南側道路より0.6メートル高くなっています。東側及び西側の隣接地とは等高です。
- ◎南側道路は幅員4メートル未満のため、道路中心線確定後、中心線より2メートルの道路後退が必要です。
（問い合わせ先：徳島県東部県土整備局徳島庁舎建築指導担当）
- ◎本地は都市機能誘導区域外、居住誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築や一定規模の開発行為等を行う場合は、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要になります。（問い合わせ先：鳴門市都市建設部まちづくり課）
- ◎本地は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき土砂災害警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：徳島県鳴門総合サービスセンター河川・砂防管理担当）
- ◎北側隣接地は山林で斜面となっていますが、境界上に土留のコンクリート擁壁が設置されています。全高2メートル超の工作物ですが、建築確認は受けていません。（問い合わせ先：徳島県東部県土整備局徳島庁舎建築指導担当）また、北側及び東側隣接地から樹木の枝葉が本地上に越境していますが、当事者間で確認書を交わしていません。
- ◎敷地の東側、南側及び西側にコンクリートブロック塀が設置されています。
- ◎下水道は未整備であり、通常の生活排水先は市道南側の水路になります。（問い合わせ先：鳴門市都市建設部土木課）
- ◎工作物一式の内訳は、土留です。
- ◎土地の上空4.5～5.0メートルに電柱（四国電力）の支線が通過しています。
- ◎本地を含む周辺地域は、鳴門市により水防法に基づき、水害ハザードマップが作成されています。詳細については、鳴門市企画総務部危機管理局危機管理課にご照会ください。
- ◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

物件番号 2202

案 内 図



明 細 図



※ 案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

～ ✕ ㊦ ～

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

物 件 調 査 書

物件番号 2203

所 在 地		徳島県三好市池田町シンマチ 1 5 2 9 番 6					
住 居 表 示							
現 況 地 目 及び面積等		宅地		162.02㎡		工作物	一式
						立木竹	—
登 記 簿 記載事項	地番	1 5 2 9 番 6					
	地目	宅地					
	数量	162.02㎡					
接面道路 の 状 況		西側 舗装市道 幅員約 3.2 m (法第42条第2項道路)					
法 令 に 基 づ く 制 限	建 築 基 準 法	都市計画区域内（非線引）					
		用途地域	第一種住居地域				
		地域・地区	指定なし				
		建 蔽 率	60%				
		容 積 率	200%				
		高度制限	指定なし				
		防火指定	指定なし				
		その他	建築基準法第22条 文化財保護法第92条（埋蔵文化財包蔵地域）				
	私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容		
		道路後退	有	負担の内容	下記参考事項欄のとおり		
供 給 処 理	供給処理施設		配管等の状況		施 設 整 備 状 況		施 設 整 備 の 特別負担の有無
	電 気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有			無	
	公共下水道	接面道路配管	無	未定		未定	
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		未定	
交通機関		鉄道等	J R土讃線 阿波池田駅の 南方 約0.7km 徒歩9分				
		バ ス	四国交通バス 阿波池田駅前バス停の 南方 約0.7km 徒歩9分				
公共施設		三好市役所		池田小学校		池田中学校	
参 考 事 項	別紙（次頁）を参照してください。						

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎敷地東側水路とは約0.5メートル程度高く接しているほか、水路を介した東側に中層の宿舎があります。

◎本地は文化財保護法第92条の埋蔵文化財包蔵地の区域に指定されており、土木工事等を行う場合は事前に三好市教育委員会に届出が必要です。（問い合わせ先：三好市教育委員会社会教育課文化財担当）

◎敷地西側道路が建築基準法第42条第2項道路のため、道路中心線確定後、道路中心線から2メートルの部分は後退が必要となります。（問い合わせ先：徳島県西部総合県民局県土整備部三好庁舎企画担当）

◎本地は以前、国の宿舎敷地でした。

◎敷地のブロック塀の一部が北側隣接地（1529番5）に越境しています。また、南側隣接地（1529番7）の目隠しフェンス及びブロック塀の一部が越境しています。それぞれ当事者間で確認書を交わしています。詳しくは、徳島財務事務所管財課備付資料を閲覧してください。

◎敷地の南東部分に引込電柱（N T T）が設置されており、国との間で貸付契約が締結されています。このため本物件の売買契約には、引き続き当該契約期間満了日（令和6年5月11日）まで使用を承諾する旨の特約をします。購入後の電柱の取扱いについては、同社との協議が必要です。

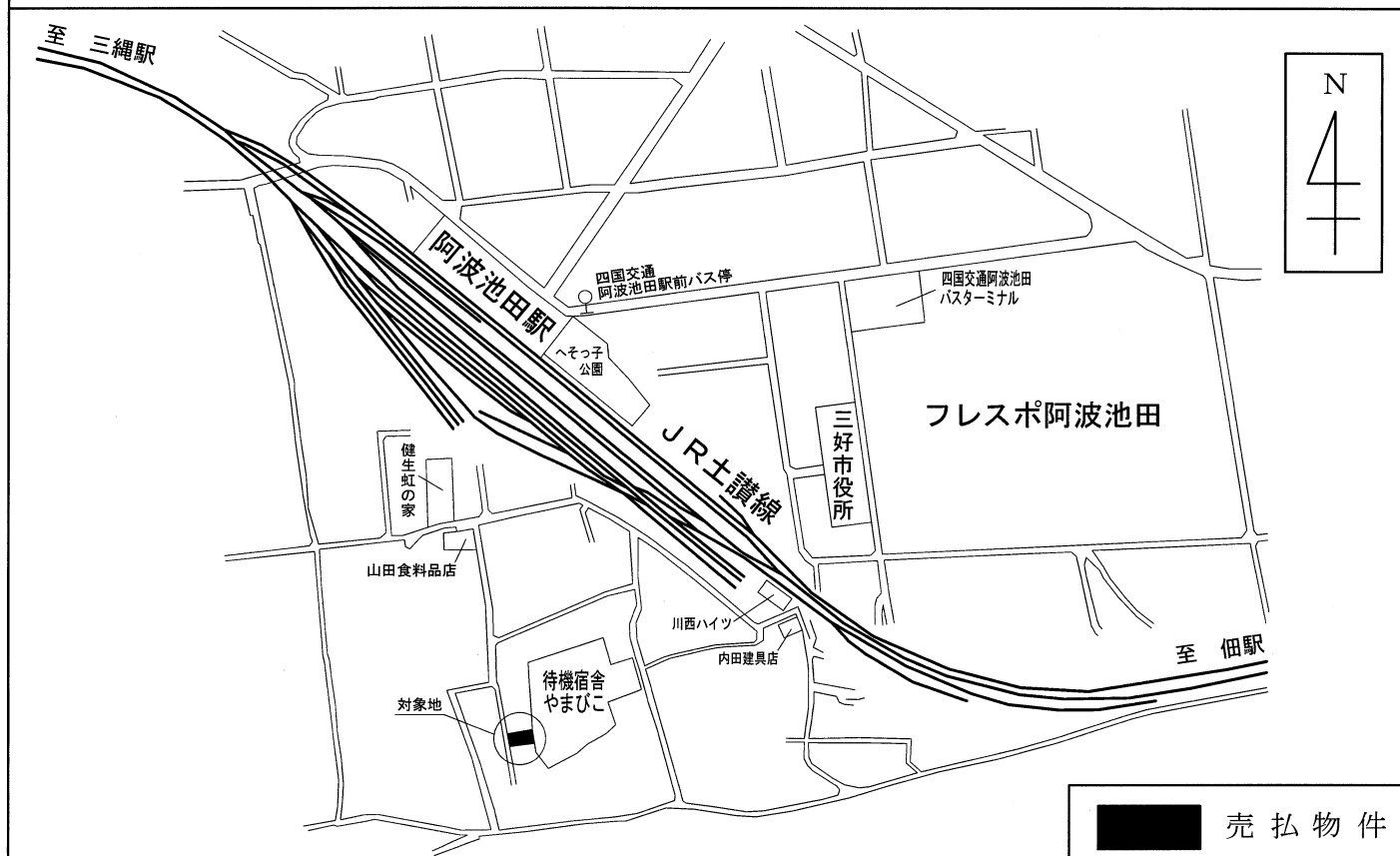
◎工作物一式の内訳は、囲障です。

◎本地を含む周辺地域は、三好市により水防法に基づき、水害ハザードマップが作成されています。詳細については、三好市総務部危機管理課にご照会ください。

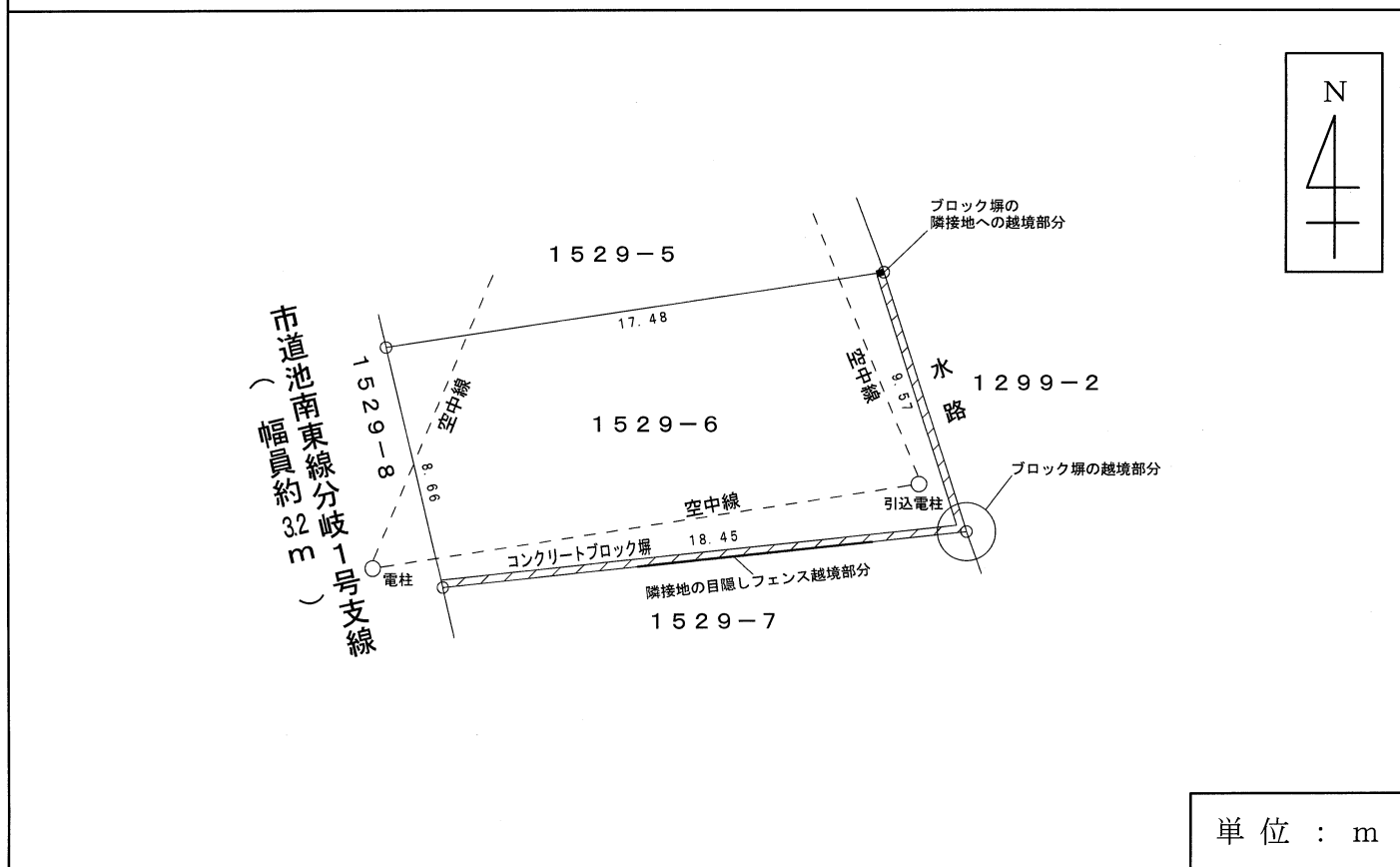
◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

物件番号 2203

案 内 図



明 細 図



※ 案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

～ ✕ ㇏ ～

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

物 件 調 査 書

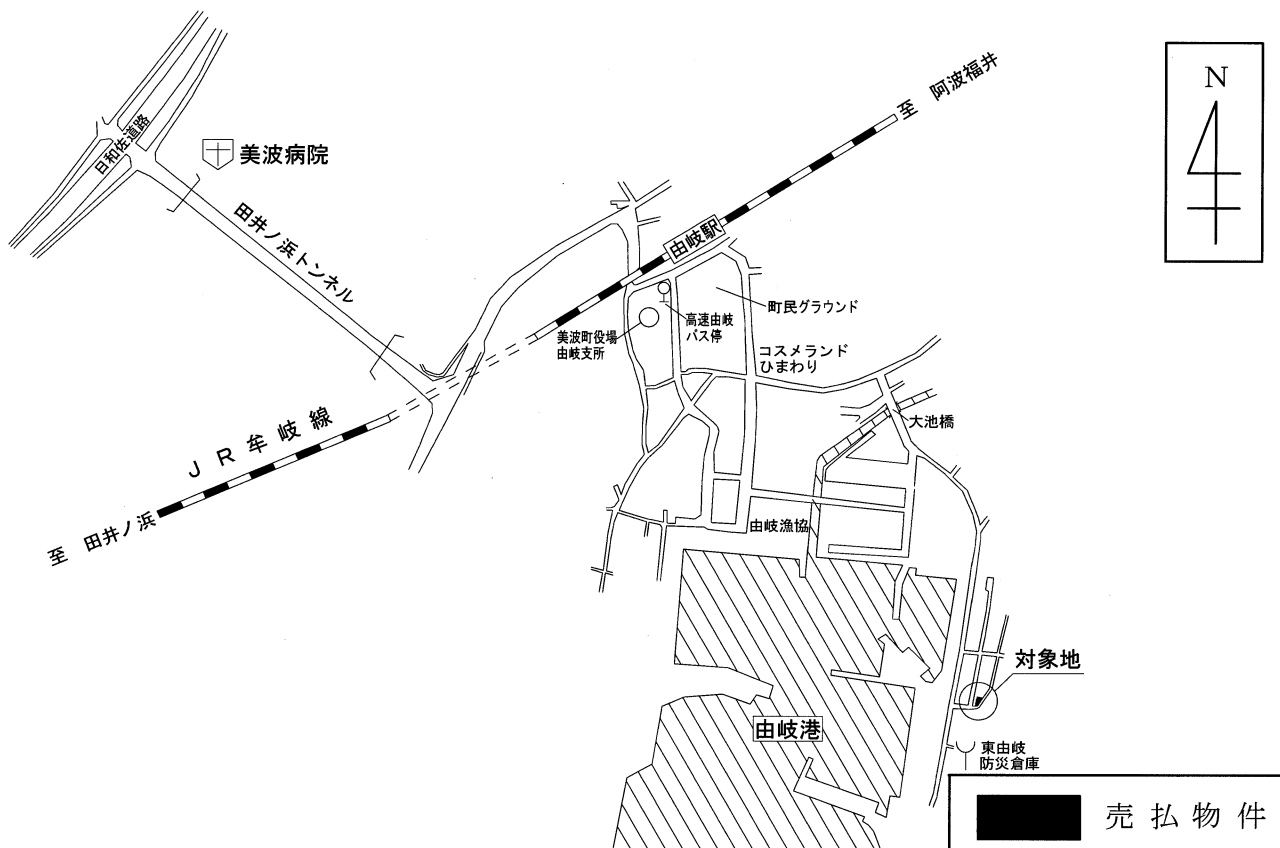
物件番号 2204

所在地		徳島県海部郡美波町東由岐字本村120番1						
住居表示								
現況地目 及び面積等		宅地	79.07㎡				工作物	—
							立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	120番1						
	地目	宅地						
	数量	79.07㎡						
接面道路 の状況		東側 舗装町道 幅員約 1.6m						
法令に基 づく制 限	建築基 準法	都市計画区域外						
		用途地域	指定なし					
		地域・地区	指定なし					
		建蔽率	指定なし					
		容積率	指定なし					
		高度制限	指定なし					
		防火指定	指定なし					
	その他	建築基準法第22条 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条、第9条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項 地すべり等防止法第3条第1項 漁港漁場整備法第6条 海岸法第3条						
	私道の負担等		私道負担	無	負担の内容			
	に関する事項		道路後退	無	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無		
	電気	接面道路配線	有	—		—		
	公営水道	接面道路配管	有	下記参考事項欄記載のとおり		無		
	公共下水道	接面道路配管	無	未定		未定		
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		未定		
交通機関	鉄道等 バス	J R 牟岐線 由岐駅の 南東方 約0.8km 徒歩10分 徳島バス（高速） 由岐バス停の 南東方 約0.8km 徒歩10分						
公共施設	美波町役場由岐支所		由岐小学校		由岐中学校			
参 考 事 項	別紙（次頁）を参照してください。							

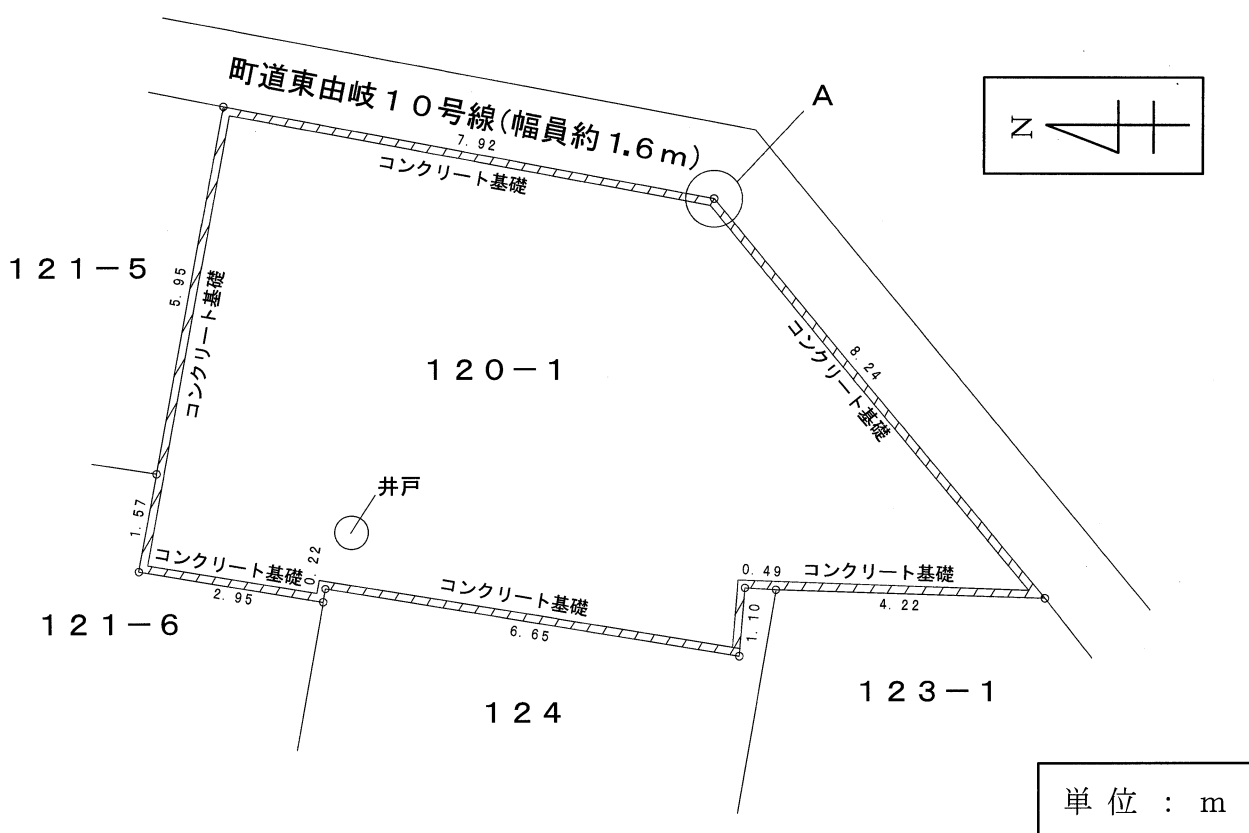
※ 物件調査書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

- ◎本物件は、現状有姿による売払いです。
- ◎本物件は、令和5年1月20日付「国土調査による成果」により地積及び境界が確定しています。（隣接土地所有者と境界確定書は取り交わしておりません。）
- ◎敷地の境界標について、一部欠落箇所（明細図A）があります。
- ◎敷地東側道路及び隣接地とは敷地内のコンクリート基礎により約0.2メートル程度高く接しています。
- ◎敷地東側町道はコンクリート舗装で、道路中央部にはコンクリート蓋付きの側溝があります。
- ◎本地は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき土砂災害特別警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：徳島県南部総合県民局美波庁舎県土整備部予防保全・管理担当）
- ◎本地は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。（問い合わせ先：徳島県南部総合県民局美波庁舎県土整備部予防保全・管理担当）
- ◎本地は地すべり等防止法に基づき地すべり防止区域に指定されています。（問い合わせ先：徳島県南部総合県民局美波庁舎県土整備部予防保全・管理担当）
- ◎本地は漁港漁場整備法に基づく第2種漁港（由岐漁港（由岐））区域内に指定されています。（問い合わせ先：徳島県南部総合県民局美波庁舎農林水産部水産振興担当）
- ◎本地は海岸法に基づく海岸保全区域に指定されています。（問い合わせ先：徳島県南部総合県民局美波庁舎県土整備部予防保全・管理担当）
- ◎本地を囲むようにコンクリート基礎があるほか、西側境界付近に直径約0.45メートルの井戸があります。
- ◎上水道は東側道路内に美波町の本管が埋設され沿道の住宅に供給されていますが、古くからの水道管のため町においても本管の正確な口径等を把握できていません。従って、本地への供給の詳細は町との協議が必要です。（問い合わせ先：美波町役場水道課）
- ◎下水道は未整備であり、合併処理浄化槽で処理後の通常の生活排水先は町道内の側溝になります。（問い合わせ先：美波町役場建設課）
- ◎本地を含む周辺地域は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：徳島県危機管理環境部とくしまゼロ作戦課）
- ◎本地を含む周辺地域は、美波町により水防法に基づき、水害ハザードマップが作成されています。詳細については、美波町役場消防防災課にご照会ください。

案 内 図



明 細 図



※ 案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

～ ✕ ㊦ ～

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

物 件 調 査 書

物件番号 2301

所在地		愛媛県新居浜市中須賀町二丁目甲1266番7					
住居表示		愛媛県新居浜市中須賀町二丁目7番街区					
現況地目 及び面積等		宅地	141.22 m ²			工作物	—
						立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	甲1266番7					
	地目	宅地					
	数量	141.22m ²					
接面道路 の状況		南側 西側	舗装農道 舗装農道	幅員約 幅員約	1.4~1.5 m 1.4 m	(法外道路) (法外道路)	
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	都市計画区域内（非線引）					
		用途地域	商業地域				
		地域・地区	指定なし				
		建蔽率	80%				
		容積率	400%				
		高度制限	指定なし				
		防火指定	準防火地域				
		その他	都市再生特別措置法第88条、第108条 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項				
	私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容			
	道路後退	無	負担の内容				
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有	下記参考事項欄のとおり		無	
	公共下水道	接面道路配管	有			無	
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		未定	
交通機関	鉄道等 バス	J R 予讃線 新居浜駅の 北西方 約3.6km 徒歩45分 せとうちバス 中須賀バス停の 北方 約0.2km 徒歩3分					
公共施設	新居浜市役所		宮西小学校		北中学校		
参 考 事 項	別紙（次頁）を参照してください。						

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎敷地の境界標について、一部未設置箇所（別添明細図A）があります。（松山財務事務所管財課備付の資料を必ず閲覧のうえ応札してください。）

◎敷地接面農道は、建築基準法上の道路ではないため、現状のままでは建物の建築はできません。建物の建築の際には、西側農道若しくは南側農道による建築基準法第43条第1項ただし書きの許可、若しくは建築基準法第42条第1項第5号（位置指定道路）の指定、または建築基準法上の道路に2メートル以上接道するための用地の取得を行う等、建築基準法上の接道条件を満たす必要があります。（問い合わせ先：新居浜市建築指導課）

◎本地は都市機能誘導区域外、居住誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等や一定規模の開発行為等を行う場合、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要です。（問い合わせ先：新居浜市都市計画課）

◎本地は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：愛媛県土木部土木管理課）

◎公営水道については、敷地南側農道に配管があり、接続が可能です。接続に関しては、設計審査手数料、竣工検査手数料が必要です。（問い合わせ先：新居浜市水道課）

◎敷地南西側に汚水枳及び量水器BOXがあります。

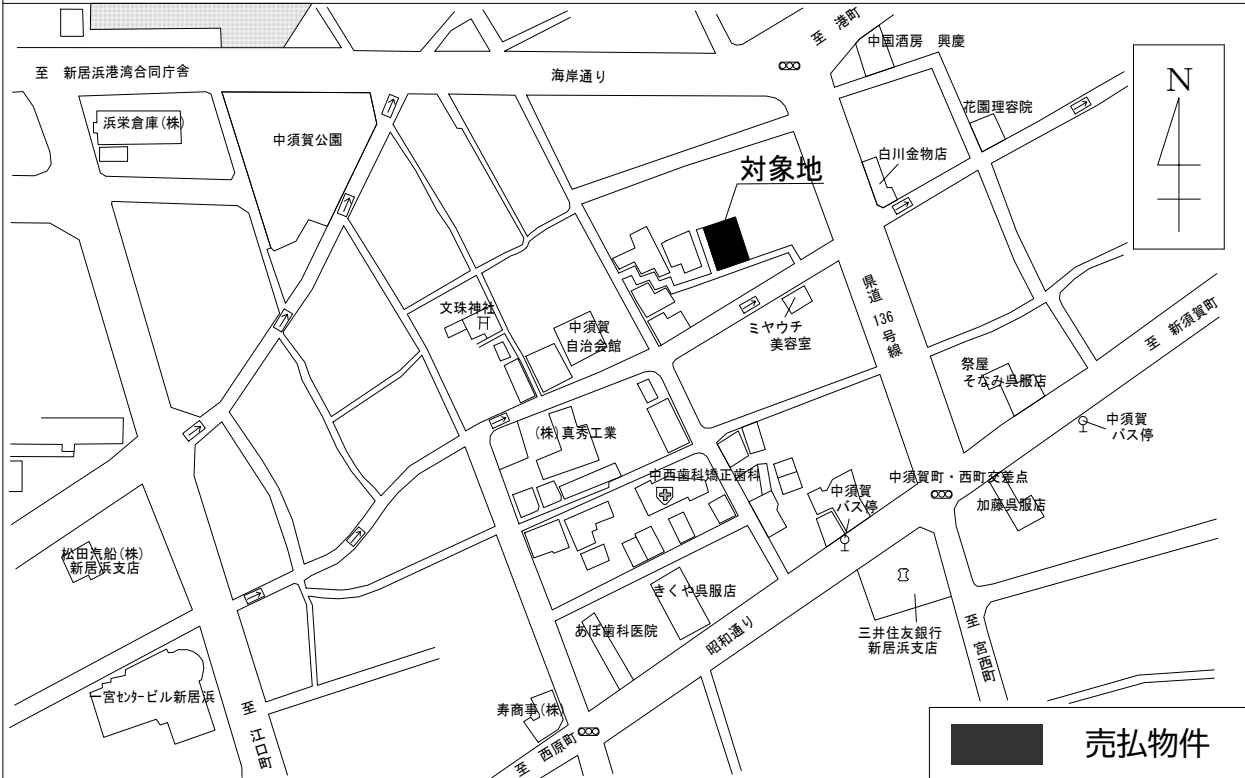
◎敷地北側の一部に、コンクリート基礎が設置されており、売却対象となります。

◎本地を含む周辺地域は、新居浜市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されています。詳細については、新居浜市危機管理課にご照会ください。

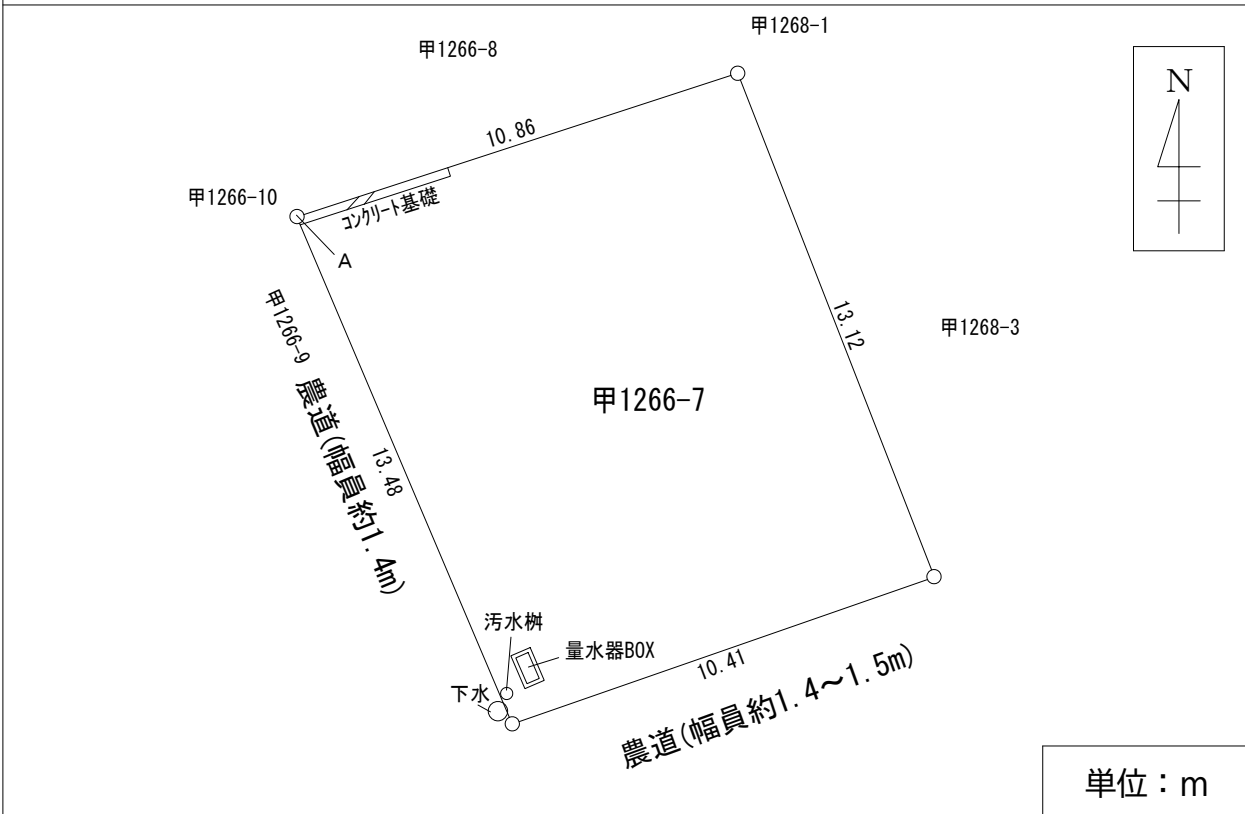
◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

物件番号	2301
------	------

案	内	図
---	---	---



明	細	図
---	---	---



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

～ ✕ ㊦ ～

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

物 件 調 査 書

物件番号 2302

所在地		愛媛県新居浜市観音原町甲902番2						
住居表示								
現況地目 及び面積等		宅地	277.90 m ²				工作物	—
							立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	甲902番2						
	地目	宅地						
	数量	277.90m ²						
接面道路 の状況		南側 未舗装農道 幅員約 3.4 m (法外道路)						
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	都市計画区域内（非線引）						
		用途地域	指定なし					
		地域・地区	特定用途制限地域（田園居住地区）					
		建蔽率	60%					
		容積率	200%					
		高度制限	指定なし					
		防火指定	指定なし					
		その他	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条、第10条 都市再生特別措置法第88条、第108条					
	私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容				
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無		
	電気	接面道路配線	有	—		—		
	公営水道	接面道路配管	有	下記参考事項欄のとおり		未定		
	公共下水道	接面道路配管	無	下記参考事項欄のとおり		未定		
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		未定		
交通機関	鉄道等 バス	J R 予讃線 新居浜駅の 東方 約3.0km 徒歩38分 せとうちバス 桧端バス停の 北方 約2.3km 徒歩29分						
公共施設	新居浜市役所		泉川小学校		泉川中学校			
参 考 事 項	別紙（次頁）を参照してください。							

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎本地の境界標について、一部未設置箇所（別添明細図A～R）があります。（松山財務事務所管財課備付の資料を必ず閲覧のうえ応札してください。）

◎本地は南側未舗装農道より約0.0～0.4メートル低くなっています。

◎本地は東側隣接地（甲902番1）及び南側未舗装農道を除き、水路に囲まれています。

◎本地には接道義務を満たした接面道路がありません。南側の未舗装農道（幅員約3.4メートル）は建築基準法上の道路ではないため、現状のままでは建物の建築はできません。建物の建築の際には、南西側の架橋を隔てて幅員4メートルの舗装農道（建築基準法第42条第1項第3号道路）へ架橋の幅員を2メートル以上確保し、接道条件を満たさなければなりません。また、関係者の同意が必要です。（問い合わせ先：新居浜市建築指導課）

◎架橋にあたっては法定外公共物の占用許可が必要です。（問い合わせ先：新居浜市農地整備課）

◎本地は特定用途制限地域の田園住居地区に指定されており、建物の種類及び規模によっては、建築の制限を受ける場合があります。（問い合わせ先：新居浜市都市計画課）

◎本地は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定されているため、特定開発行為を行う際は、許可が必要となる場合があります。また、土砂災害危険箇所に該当します。（問い合わせ先：愛媛県土木部河川港湾局砂防課）

◎本地は都市機能誘導区域外、居住誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等や一定規模の開発行為等を行う場合、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要です。（問い合わせ先：新居浜市都市計画課）

◎公営水道は、新居浜市森林組合が敷地南西側舗装農道まで配管しています。使用に際しては森林組合及び隣接地所有者の同意が必要となります。接続に関しては、加入金及び設計審査手数料、竣工検査手数料が必要です。（問い合わせ先：新居浜市水道課）

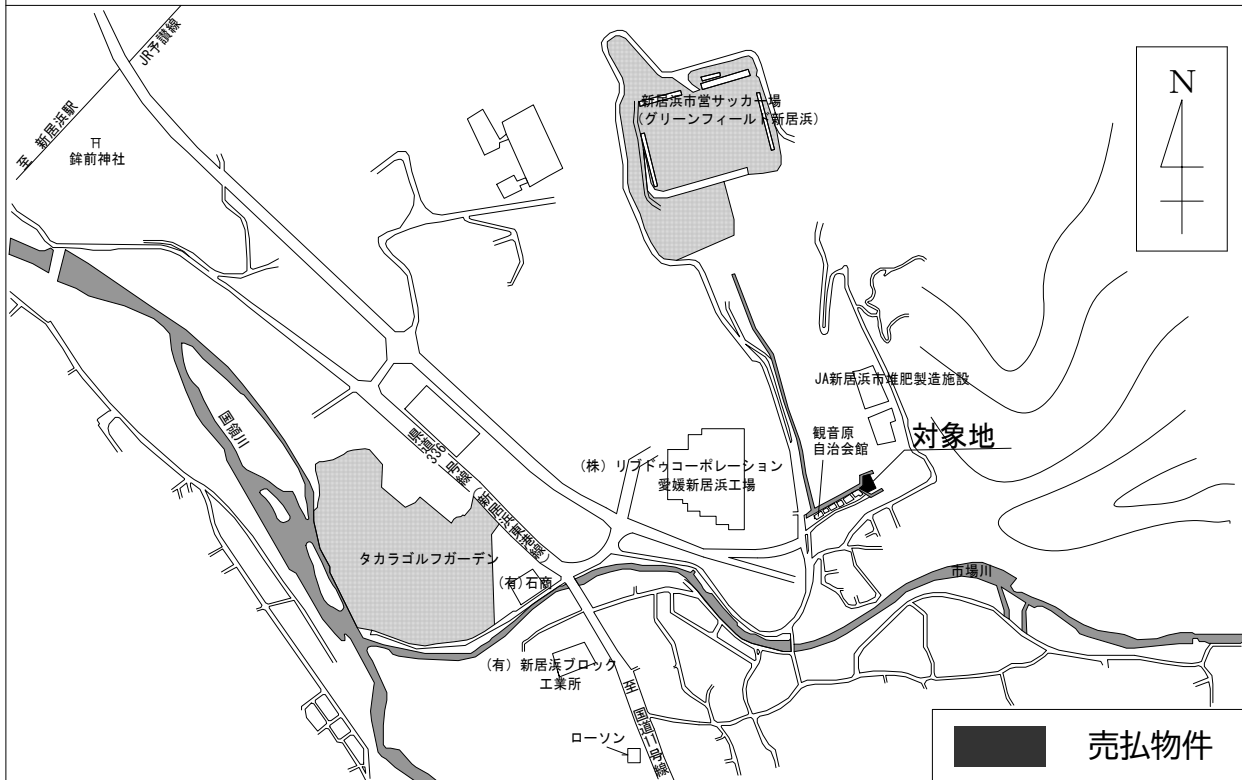
◎公共下水道は、未整備です。建物等を建築する際は、原則浄化槽の設置を要請されます。（問い合わせ先：新居浜市下水道課）

◎東側隣接地（甲902番1）及び北側山林より樹木枝が一部空中越境していますが、隣接地所有者と越境物に関する確認書は取り交わしておりません。（詳しくは、松山財務事務所管財課備付の資料を閲覧してください。）

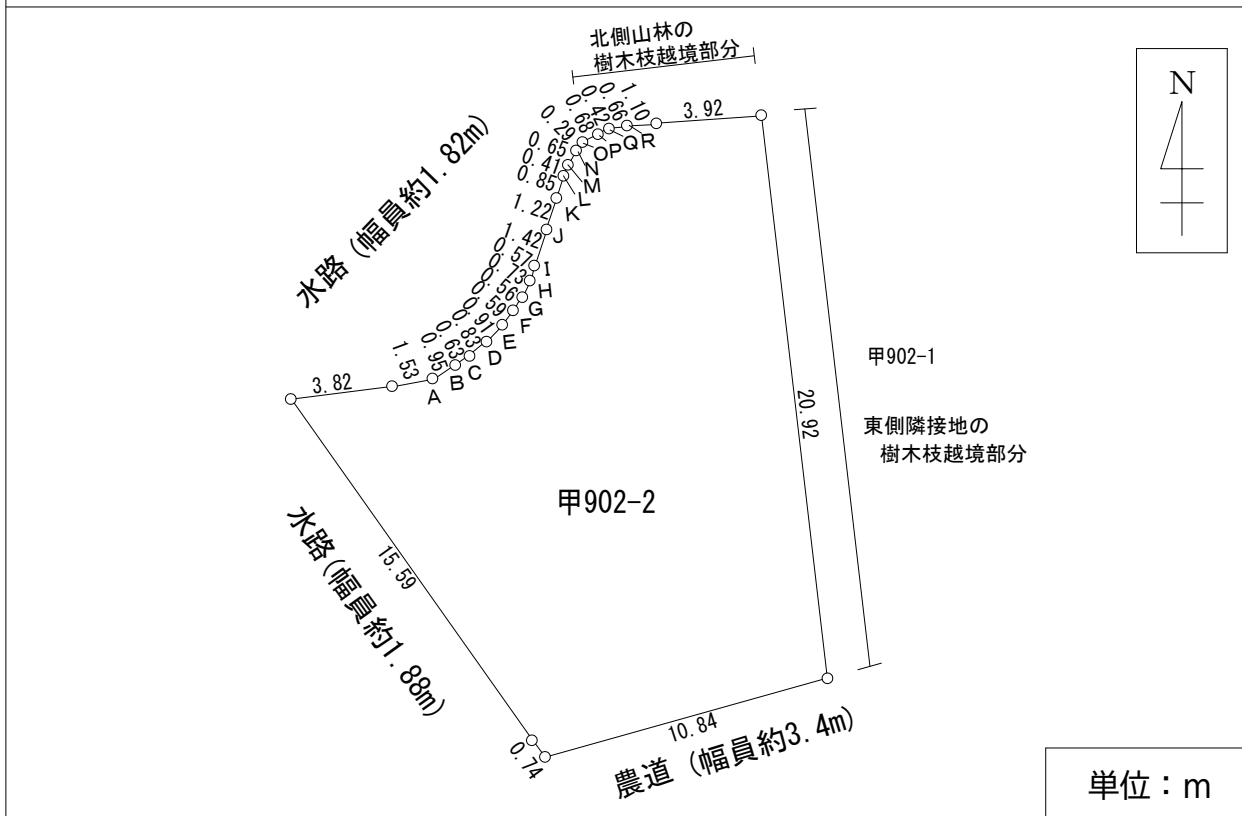
◎本地を含む周辺地域は、新居浜市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されています。詳細については、新居浜市危機管理課にご照会ください。

◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

2302



The seal of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) is located at the bottom left of the page. It consists of a square frame containing the Japanese characters '文部科学省' (MEXT) in a stylized seal script.



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

～ ✕ ㇏ ～

Handwriting practice area with 20 horizontal dashed lines.

物 件 調 査 書

物件番号 2303

所在地		愛媛県伊予市上吾川字十合甲1682番1					
住居表示							
現況地目 及び面積等		宅地		1,091.29 m ²		工作物	—
						立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	甲1682番1					
	地目	宅地					
	数量	1,091.29m ²					
接面道路 の状況		北側 西側	舗装市道 舗装市道	幅員約 幅員約	4.4~4.6 m 4.3~4.6 m	(法第42条第1項第1号道路) (法第42条第1項第1号道路)	
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	市街化調整区域					
		用途地域	指定なし				
		地域・地区	指定なし				
		建蔽率	70%				
		容積率	200%				
		高度制限	指定なし				
		防火指定	指定なし				
		その他	都市計画法第29条、第43条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第7条 都市再生特別措置法第88条、第108条				
	私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容			
	道路後退	無	負担の内容				
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	下記参考事項欄のとおり		未定	
	公営水道	接面道路配管	無	下記参考事項欄のとおり		有	
	公共下水道	接面道路配管	無	下記参考事項欄のとおり		未定	
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		未定	
交通機関	鉄道等 バス	J R 予讃線 伊予市駅の 南東方 約2.7km 徒歩34分 伊予市コミュニティバス 六反バス停の 南東方 約0.7km 徒歩9分					
公共施設	伊予市役所		郡中小学校		港南中学校		
参 考 事 項	別紙（次頁）を参照してください。						

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎敷地は北側接面道路より、北側で約0.2～0.6メートル、西側は約0.4～0.6メートル高くなっており、南側隣接地（乙58番32）とは等高となっています。また、東側隣接地（乙58番6）から約0.5～1.0メートル低くなっております。

◎本地は市街化調整区域に存するため、開発行為又は建物の新築等を行う場合は、都市計画法第29条又は第43条の許可が必要です。（問い合わせ先：伊予市都市整備課、中予地方局建設部建築指導課）

◎本地は都市機能誘導区域外、居住誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等や一定規模の開発行為等を行う場合、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要です。（問い合わせ先：伊予市都市整備課）

◎本地は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に基づき土砂災害警戒区域（土石流）に指定されています。また、土砂災害危険箇所にも該当します。（問い合わせ先：愛媛県土木部河川港湾局砂防課）

◎本地は以前、寺でした。

◎地下埋設物について、試掘調査（令和4年3月）の結果、敷地内に玉石、瓦殻及びコンクリート殻が確認されています。また、敷地北東側の試掘箇所において、地下0.65メートル地点で地下水が確認され、敷地南東側の試掘箇所において、泥層が確認されており、試掘箇所以外でも同様の状態である可能性があります。

（松山財務事務所管財課備付の資料を必ず閲覧のうえ応札してください。）

◎電気について、敷地内の電柱から接続可能ですが、用途によっては増強工事が必要となる場合があるため、事前協議が必要です。（問い合わせ先：四国電力送配電株式会社松山支社内線審査課）

◎公営水道は、接面道路に配管はありません。接続するには南西側の配管から延長する必要があるため、近隣住民の承諾及び受水槽の設置が必要です。（問い合わせ先：伊予市水道課）

◎公共下水道は、未整備です。建物等を建築する際は、原則浄化槽の設置を要請されます。（問い合わせ先：伊予市下水道課）

◎敷地南東側に井戸があり、コンクリート敷きになっています。現在は使用されていません。

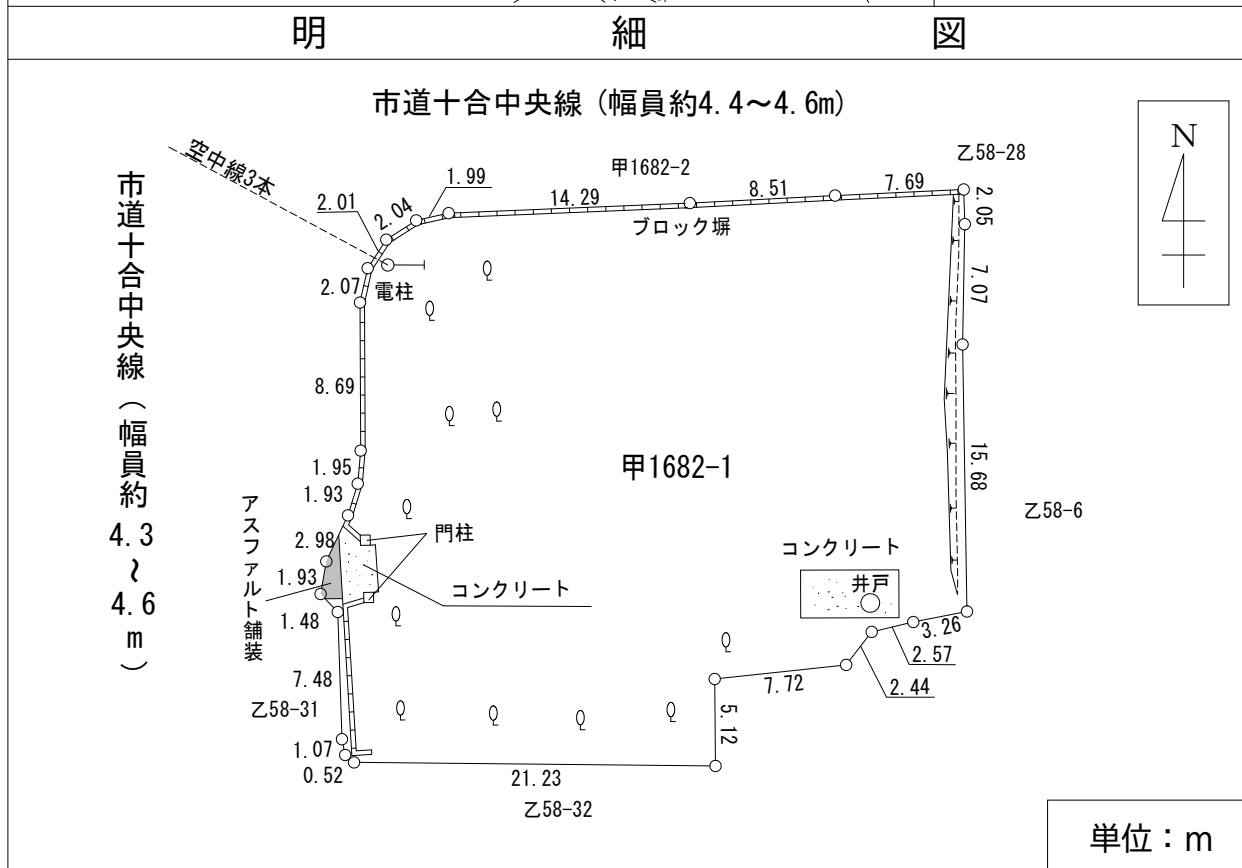
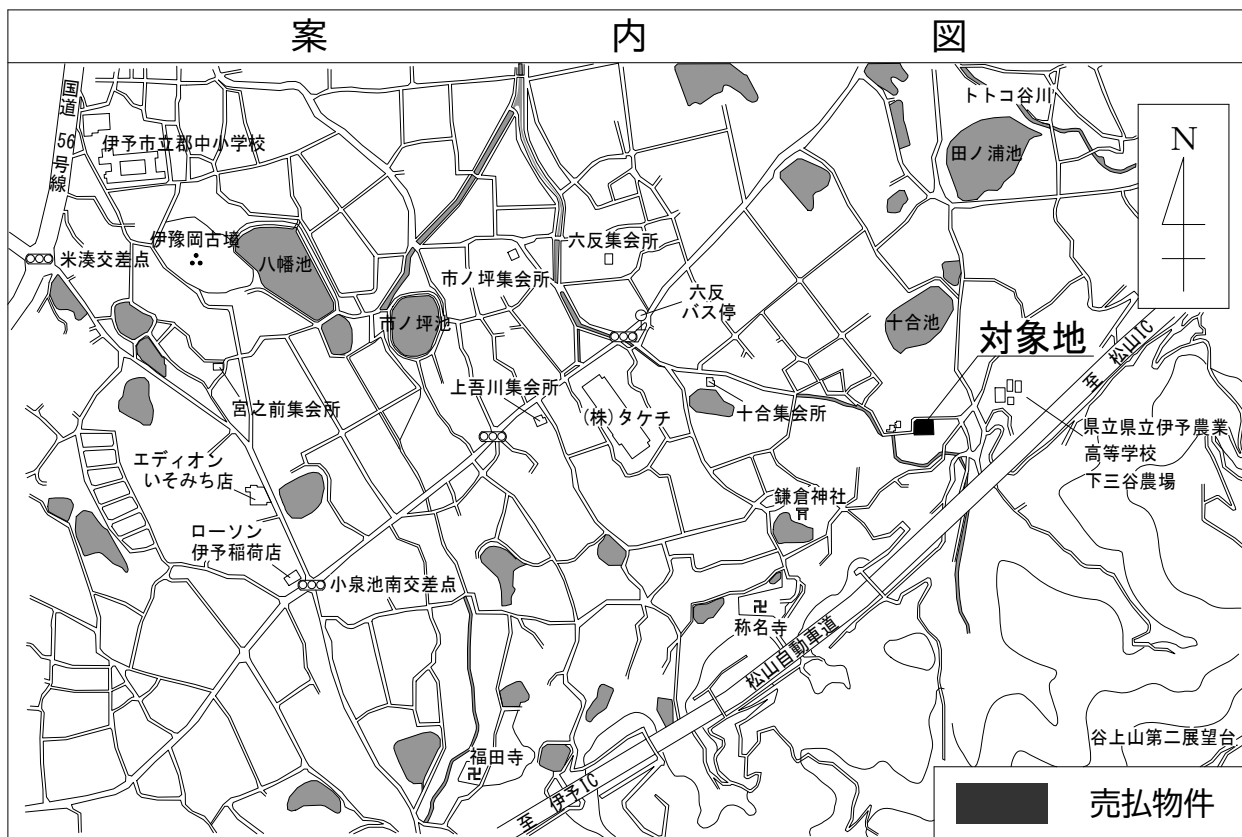
◎敷地西側及び南側に立木が11本、敷地北側及び西側にブロック塀が設置されており、売却対象となります。

◎敷地北西側に電柱1本及び支線1本（四国電力）が設置されており、国との間で貸付契約が締結されています。このため本物件の売買契約には、引き続き当該契約期間満了日（令和6年3月31日）まで使用を承諾する旨の特約を付します。購入後の電柱及び支線の取扱いについては、同社と協議が必要です。また、電柱から西側に向けて空中線が3本（四国電力）あります。

◎本地を含む周辺地域は、伊予市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されています。詳細については、伊予市危機管理課および農林水産課にご照会ください。

◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

物件番号 2303



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

～ ✕ ㊦ ～

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

物 件 調 査 書

物件番号 2304

所在地		愛媛県四国中央市金生町下分字川関273番1						
住居表示								
現況地目 及び面積等		宅地	140.84 m ²				工作物	—
							立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	273番1						
	地目	宅地						
	数量	140.98m ²						
接面道路 の状況		北側 舗装市道 幅員約 3.3~3.4 m (法第42条第2項道路)						
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	都市計画区域内(非線引)						
		用途地域	第一種住居地域					
		地域・地区	特別工業地区					
		建蔽率	60%					
		容積率	200%					
		高度制限	指定なし					
		防火指定	指定なし					
		その他	河川法第24条 都市再生特別措置法第108条					
	私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容				
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無		
	電気	接面道路配線	有	—		—		
	公営水道	接面道路配管	無	下記参考事項欄のとおり		無		
	公共下水道	接面道路配管	無	下記参考事項欄のとおり		有		
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		未定		
交通機関	鉄道等 バス	J R 予讃線 川之江駅の 南南東方 約0.9km 徒歩12分 せとうちバス 川之江ふれあい交流センター前バス停の 東南東方 約0.5km 徒歩7分						
公共施設	四国中央市役所		金生第一小学校		川之江北中学校			
参 考 事 項	別紙(次頁)を参照してください。							

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎敷地は北東側隣接地（273番4）と南側隣接地（274番）とは等高ですが、西側隣接地（271番1）より約0.0～1.0メートル、南東側隣接地（273番3）より約0.5～0.9メートル、南西側隣接地（275番1）より約0.4メートル低くなっており、南側隣接地（275番4）より約0.1メートル高くなっています。

◎本物件は、土地地積更正登記未実施のため、実測数量と公簿数量が異なります。国において土地地積更正登記は実施しません。（詳細は、松山財務事務所管財課にお問い合わせください。）

◎北側市道は幅員が4メートル未満の建築基準法第42条第2項道路ですが、敷地と市道（舗装部分）との間に道路法面が幅員約1.9～3.2メートルで介在するため、道路後退の必要はありません。（問い合わせ先：四国中央市建築住宅課）

◎敷地北側隣接地は河川区域となっており、進入路及び土留の一部が河川を占有していますが、現在、占用許可を受けていないため、購入者において河川法第24条に基づく占用許可申請が必要です。（問い合わせ先：愛媛県東予地方局四国中央土木事務所用地管理課）

◎本地は第一種住居地域に存していますが、平成27年7月より特別工業地区に指定されています。（問い合わせ先：四国中央市建築指導課）

◎本地は都市機能誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等を行う場合は、都市再生特別措置法第108条の届出が必要となります。（問い合わせ先：四国中央市都市計画課）

◎敷地北東側に汚水桝が埋設されています。

◎公営水道は、敷地南東側に量水止水栓があり、以前は、南東側隣接地（273番3）の東側接面道路より、当該隣接地を通して引き込んでいました。使用に際し当該隣接地所有者の使用承諾が必要となります。（問い合わせ先：四国中央市給水整備課）

◎公共下水道は、南東側隣接地（273番3）の東側接面道路に配管があり、接続が可能です。接続に関して当該隣接地所有者の土地使用する承諾と受益者負担金が必要となります。（問い合わせ先：四国中央市下水道課）

◎敷地東側の一部が、コンクリート敷きになっているほか、敷地内3箇所に柱基礎、敷地西側の一部に擁壁基礎、敷地北西側の一部に土留があります。

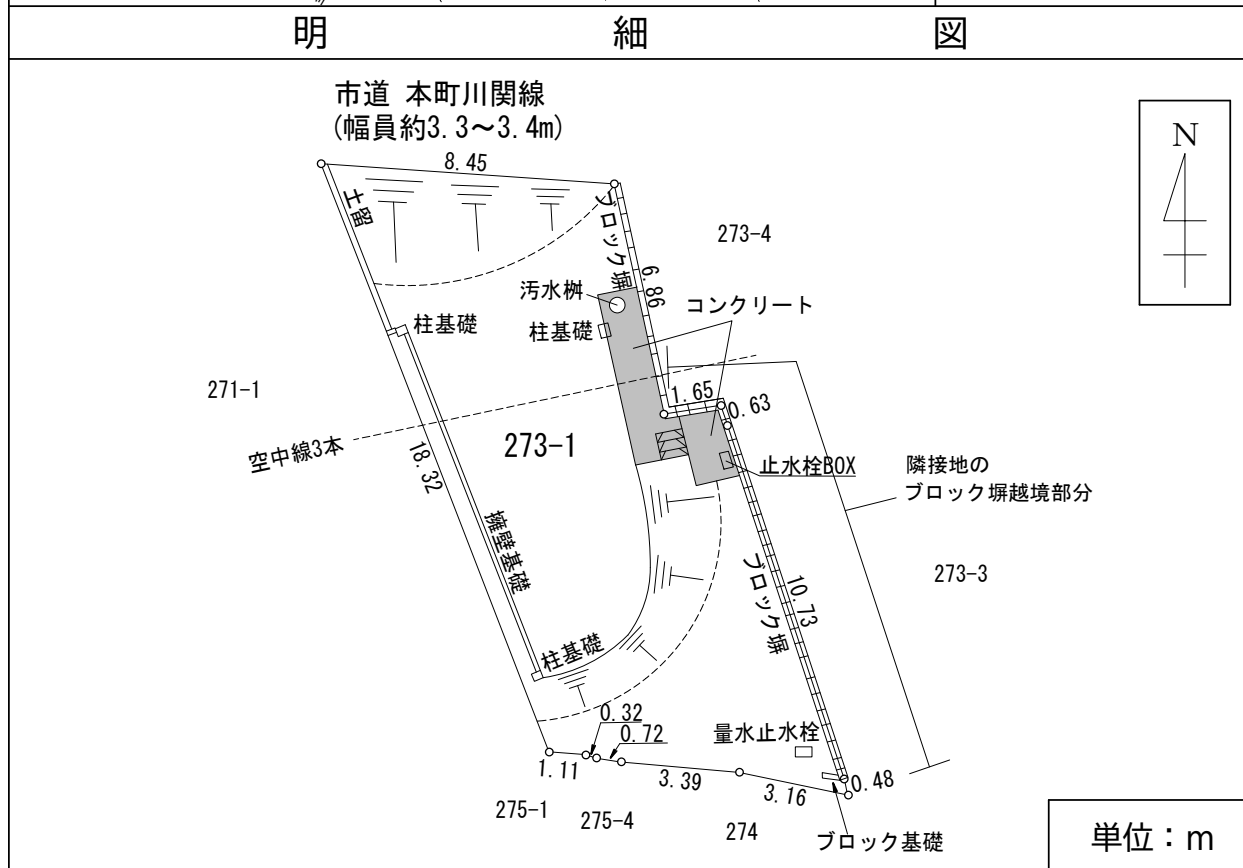
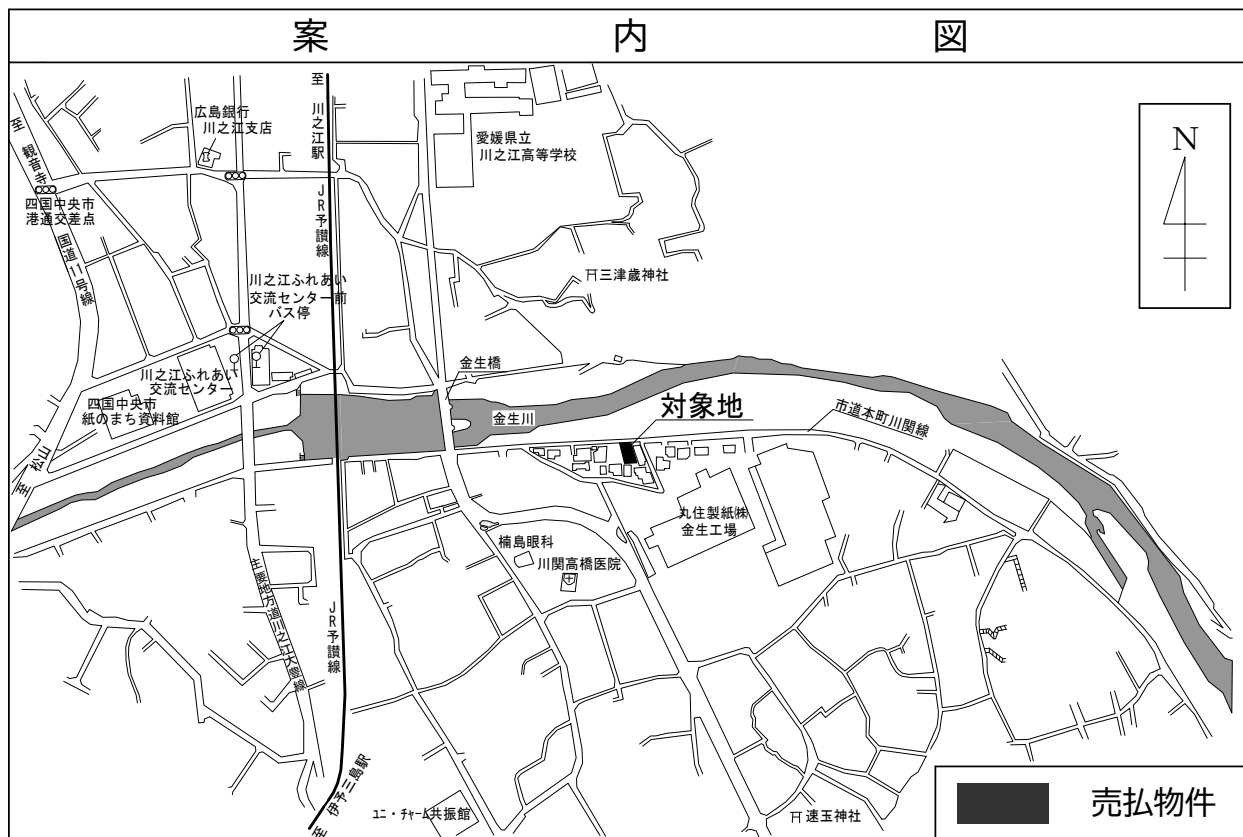
◎隣接地（273番3、273番4）との境界線上から、隣接地所有者が設置した工作物（ブロック塀）の一部が越境しており、当事者間で確認書を交わしております。（詳しくは、松山財務事務所管財課備付の資料を閲覧してください。）

◎敷地上空に複数の空中線（四国電力・NTT）があります。

◎本地を含む周辺地域は、四国中央市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されております。詳細については、四国中央市防災まちづくり推進課にご照会ください。

◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

物件番号 2304



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

～ ✕ ㇏ ～

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

物 件 調 査 書

物件番号 2401

所 在 地		高知県高知市中須賀町字南中須賀265番2 外1筆（中須賀土地区画整理事業25街区3画地）（仮換地済）							
住 居 表 示									
現 況 地 目 及び面積等		宅地		248.50m ²		（仮換地 233.48 m ² ）		工作物	—
								立木竹	—
登 記 簿 記載事項	地番	265番2		265番4					
	地目	宅地		宅地					
	数量	148.79m ²		99.71m ²					
接面道路 の 状 況		東側 舗装市道 幅員約 5.0 m (法第42条第1項第1号道路)							
法 令 に 基 づ く 制 限	建 築 基 準 法	市街化区域							
		用途地域	第一種住居地域						
		地域・地区	指定なし						
		建 蔽 率	60%						
		容 積 率	200%						
		高度制限	指定なし						
		防火指定	準防火指定区域						
	そ の 他	土地区画整理法第76条 景観法第16条							
	私道の負担等		私道負担	無	負担の内容				
に関する事項		道路後退	無	負担の内容					
供 給 処 理 施設の概要	供給処理施設		配管等の状況		施 設 整 備 状 況		施 設 整 備 の 特別負担の有無		
	電 気	接面道路配線 有		—		—			
	公営水道	接面道路配管 有				無			
	公共下水道	接面道路配管 有				有			
	都市ガス	接面道路配管 有				無			
交通機関		鉄道等	とさでん交通電車伊野線 旭町一丁目電停の 北方 約0.3km 徒歩4分						
		バ ス	とさでん交通バス 旭町一丁目バス停の 北方 約0.3km 徒歩4分						
公共施設		高知市役所		旭東小学校		城西中学校			
参 考 事 項	別紙（次頁）を参照してください。								

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎本地は高知広域都市計画事業中須賀土地区画整理事業により仮換地の指定を受けているため、境界確定協議書はありません。また、事業完了時の測量結果により、辺長及び面積が変わることがあります。

◎本地は売買契約締結後、仮換地数量に変動が生じてても、国との間で売買代金の清算は行いません。

◎本地は令和4年7月1日から使用することが可能になっています。ただし、換地処分があった旨の公告がある日までは、施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更や建築物の新築等については、土地区画整合法第76条の許可が必要です。（問い合わせ先：高知市市街地整備課）

◎本地は高知市景観計画区域に指定されており、一定規模以上の建築物等の新築等を行う場合には、景観法第16条に基づく事前届出が必要です。（問い合わせ先：高知市都市計画課）

◎本地は売買契約締結後、高知市下水道事業受益者負担金の支払いが必要です。（問い合わせ先：高知市上下水道局料金お客様サービス課）

◎上記負担金のほか、本地の換地清算金等に係る権利義務は購入者に帰属します。（土地区画整理事業の詳細は、高知市市街地整備課にお問い合わせください。また、高知財務事務所管財課備付の資料を必ず閲覧のうえ応札してください。）

◎本地は売買契約締結後、受益者変更申告書の提出が必要です。（問い合わせ先：高知市上下水道局料金お客様サービス課）

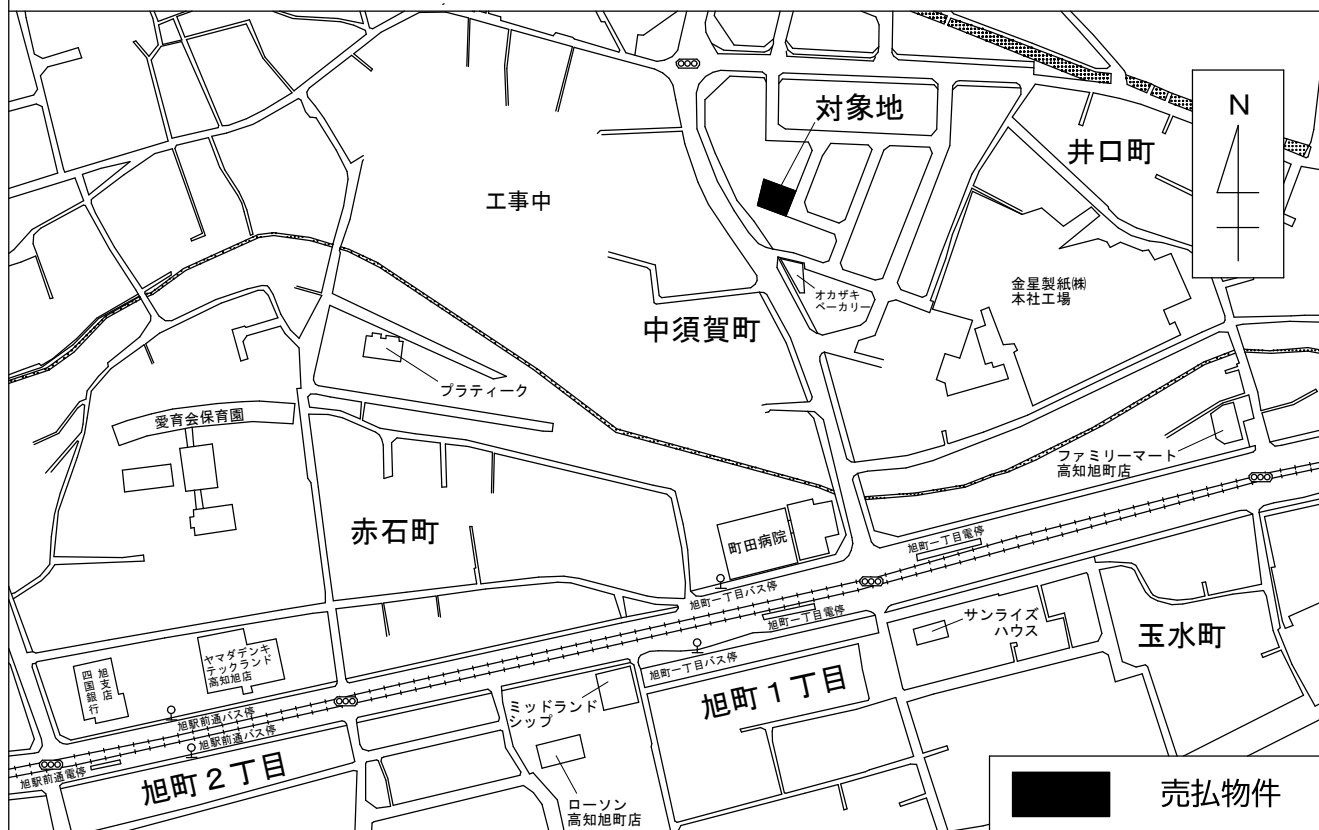
◎敷地東側の接面道路北側より約3.6メートルにおいて電柱と支線が設置されているため、当該部分については車両等での進入ができません。

◎本地を含む周辺地域は、高知市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されております。詳細については、高知市防災政策課にご照会ください。

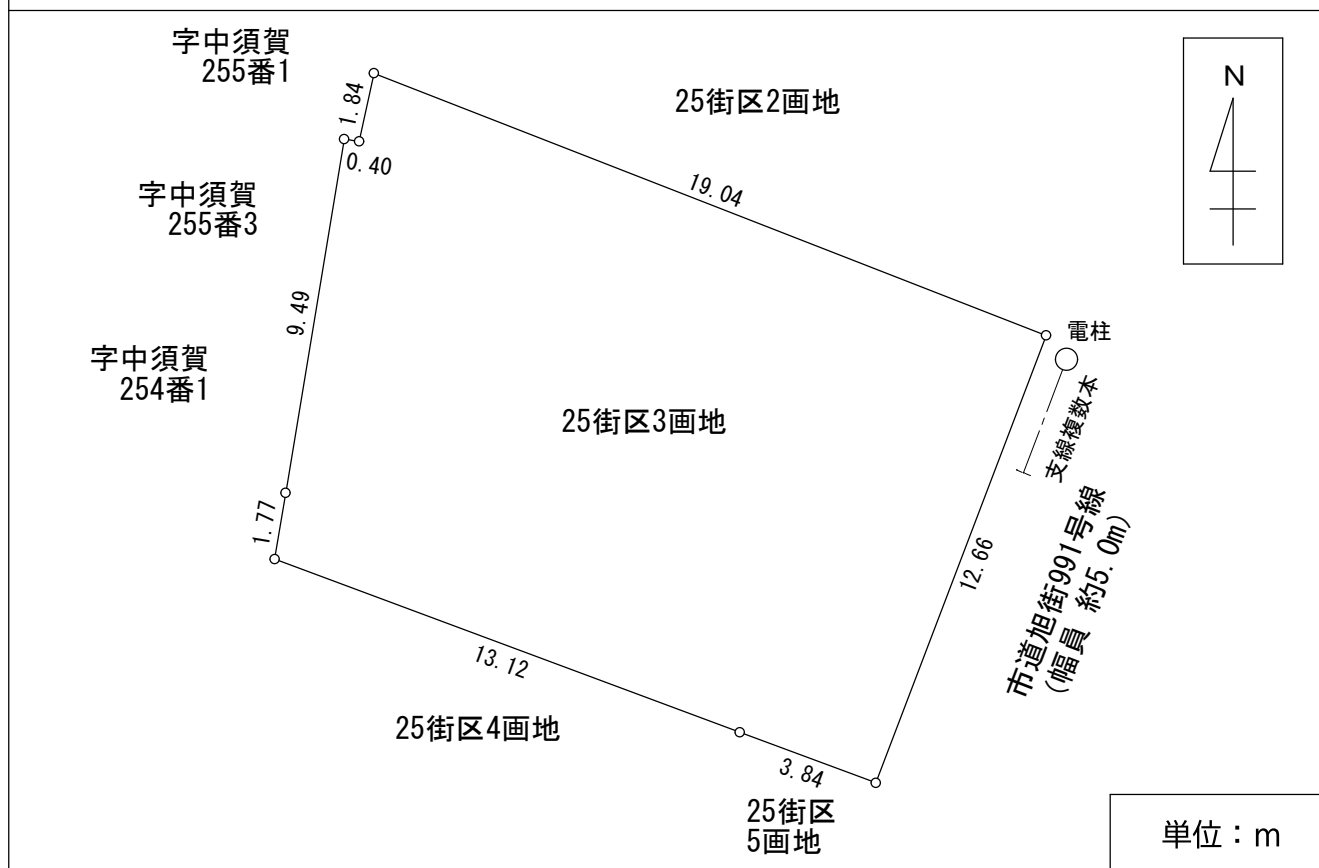
◎「接面道路の状況」欄の「法」とは、「建築基準法」を指しています。

物件番号 2401

案 内 図



明 細 図



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

～ ✕ ㇼ ～

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

物 件 調 査 書

物件番号 2402

所在地		高知県高知市池字千原山2101番						
住居表示								
現況地目 及び面積等		山林	933.42 m ²				工作物	—
							立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	2101番						
	地目	山林						
	数量	933m ²						
接面道路 の状況		下記参考事項欄のとおり						
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	市街化調整区域						
		用途地域	指定なし					
		地域・地区	指定なし					
		建蔽率	60%					
		容積率	200%					
		高度制限	指定なし					
		防火指定	指定なし					
	その他	都市計画法第29条、第43条 旧宅地造成等規制法第8条 景観法第16条 森林法第10条の7の2、第10条の8 都市再生特別措置法第88条、第108条 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項 高知県建築基準法施行条例第5条						
	私道の負担等		私道負担	無	負担の内容			
	に関する事項		道路後退	無	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無		
	電気	接面道路配線	無	—		—		
	公営水道	接面道路配管	無			未定		
	公共下水道	接面道路配管	無			未定		
	都市ガス	接面道路配管	無			未定		
交通機関		鉄道等 バス	とさでん交通電車後免線 県立美術館通電停の 南東方 約4.8km 徒歩60分 とさでん交通バス 住吉池前バス停の 北西方 約0.7km 徒歩9分					
公共施設		高知市役所		三里小学校		三里中学校		
参 考 事 項	別紙（次頁）を参照してください。							

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎敷地の境界標について一部欠落箇所（明細図A及びB）があります。（高知財務事務所管財課備付の資料を必ず閲覧のうえ応札してください。）

◎敷地には接面道路がないため、現状のままでは建物を建築することはできません。（問い合わせ先：高知市建築指導課）また、本敷地への進入には隣接土地所有者等の承諾が必要です。

◎市街化調整区域に存するため、開発行為又は建物の新築等については、都市計画法第29条又は第43条による許可が必要です。（問い合わせ先：高知市都市計画課）

◎本地は旧宅地造成工事規制区域に指定されており、一定規模以上の工事を行う場合は旧宅地造成等規制法第8条の許可が必要です。詳細については、高知市都市計画課にお問い合わせください。

◎本地は高知市景観計画区域に指定されており、一定規模以上の建築物等の新築等を行う場合には、景観法第16条に基づく事前届出が必要です。（問い合わせ先：高知市都市計画課）

◎本地の購入後は、森林法第10条の7の2の規定により、所有者届出書の提出が必要です。これにより、本地は地域森林計画の対象となるため、立木の伐採にあたっては、森林法第10条の8の規定により、事前に伐採の届出書の提出が必要です。（問い合わせ先：高知市鏡地域振興課）

◎本地は居住誘導区域外、都市機能誘導区域外に存するため、一定規模の開発行為等や都市機能誘導施設の建築等を行う場合には、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要です。（問い合わせ先：高知市都市計画課）

◎本地の一部は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：高知県危機管理部南海トラフ地震対策課）

◎本地はがけを有しているので、高知県建築基準法施行条例第5条（がけ条例）の規定により、建築に一定の制限がかかります。（問い合わせ先：高知市建築指導課）

◎本地は地盤調査を実施していませんが、軟弱地盤が疑われます。【参考：こうち地盤情報公開システム】（高知財務事務所管財課備付の資料を必ず閲覧のうえ応札してください。）

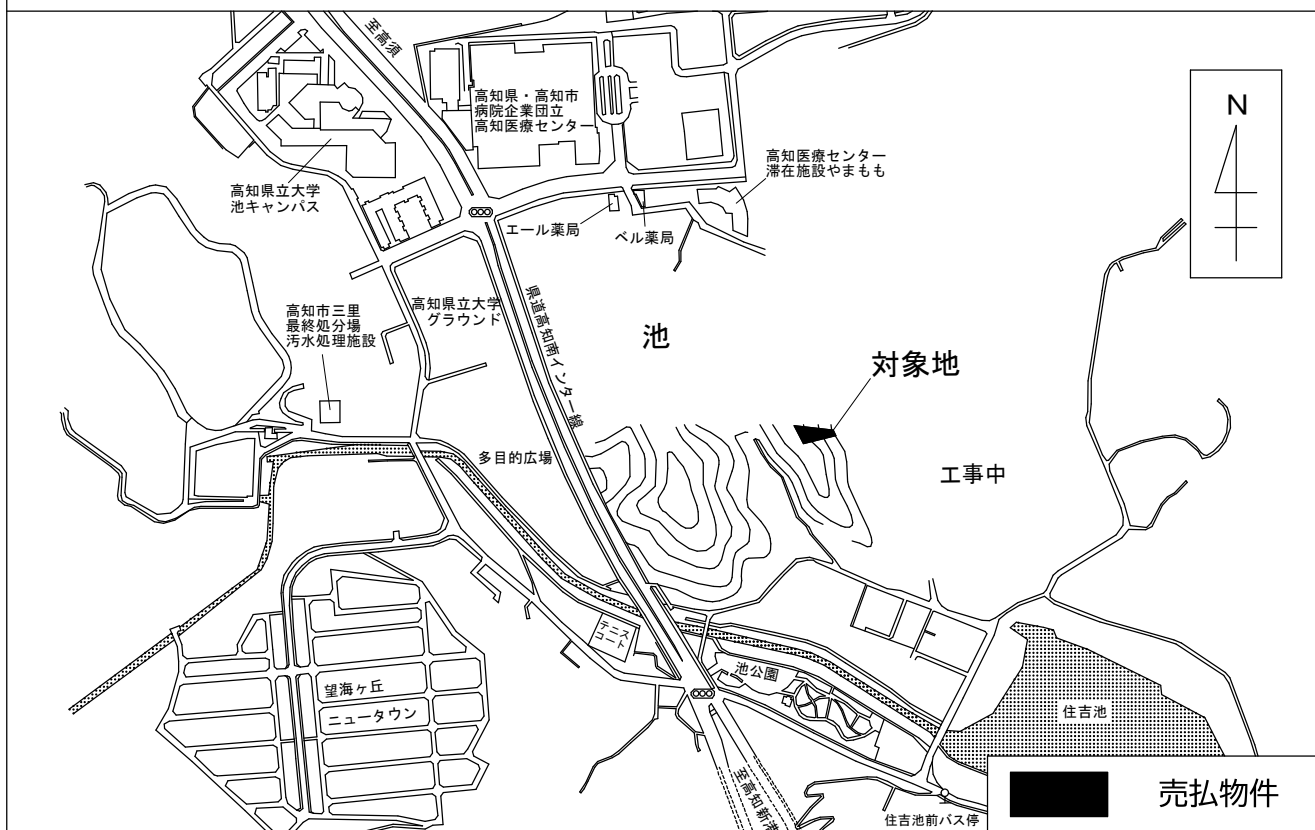
◎本地の西方至近は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：高知県土木部防災砂防課）

◎本地を含む周辺地域は、高知市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されています。詳細については、高知市防災政策課にご照会ください。

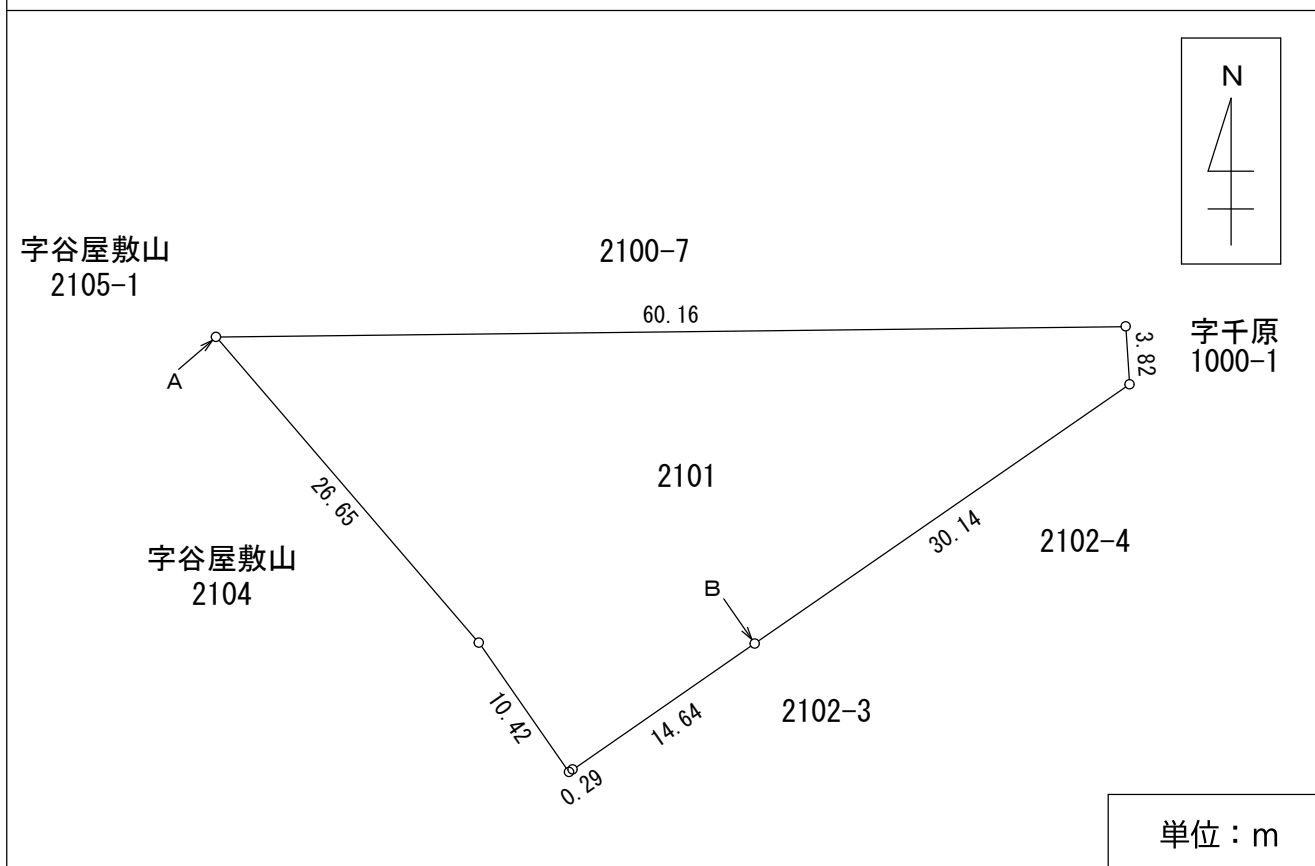
物件番号

2402

案 内 図



明 細 図



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

～ ✕ ㇏ ～

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

物 件 調 査 書

物件番号 2403

所在地		高知県高知市横浜字堂ノ前219番4						
住居表示								
現況地目 及び面積等		宅地	237.77 m ²				工作物	—
							立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	219番4						
	地目	宅地						
	数量	237.77m ²						
接面道路 の状況		東側 北側	舗装市道 舗装私道	幅員約 幅員約	4.2~7.2 m 4.9 m	(法第42条第1項第1号道路) (法第42条第1項第5号道路)		
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	市街化区域						
		用途地域	第一種住居地域 第二種住居地域					
		地域・地区	指定なし					
		建蔽率	60%					
		容積率	200%					
		高度制限	指定なし					
		防火指定	指定なし					
		その他	建築基準法第22条 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項 都市再生特別措置法第108条 景観法第16条					
	私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容				
	道路後退	無	負担の内容					
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無		
	電気	接面道路配線	有	—		—		
	公営水道	接面道路配管	有			無		
	公共下水道	接面道路配管	有			無		
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		未定		
交通機関	鉄道等 バス	とさでん交通電車棧橋線 棧橋通五丁目電停の 南南西方 約1.9km 徒歩24分 とさでん交通バス 西灘バス停の 北西方 約0.1km 徒歩1分						
公共施設	高知市役所瀬戸窓口センター		横浜小学校		横浜中学校			
参 考 事 項	別紙（次頁）を参照してください。							

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎敷地の境界標について、一部未設置箇所（明細図A及びB）があります。（高知財務事務所管財課備付の資料を必ず閲覧のうえ応札してください。）

◎敷地は、概ね第一種住居地域に該当しますが、南東側の一部が第二種住居地域に該当します。（問い合わせ先：高知市都市計画課）

◎本地は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：高知県危機管理部南海トラフ地震対策課）

◎本地は都市機能誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等を行う場合には都市再生特別措置法第108条の届出が必要です。（問い合わせ先：高知市都市計画課）

◎本地は高知市景観計画区域に指定されており、一定規模以上の建築物等の新築等を行う場合には、景観法第16条に基づく事前届出が必要です。（問い合わせ先：高知市都市計画課）

◎本地は以前、国の宿舎敷地でした。

◎敷地東側を除き、ブロック塀が設置されており、売却対象となります。

◎南西側隣接地のアスファルト敷が、敷地へ越境していますが、隣接者と越境物に関する確認書は取り交わしておりません。（詳しくは、高知財務事務所管財課備付の資料を閲覧してください。）

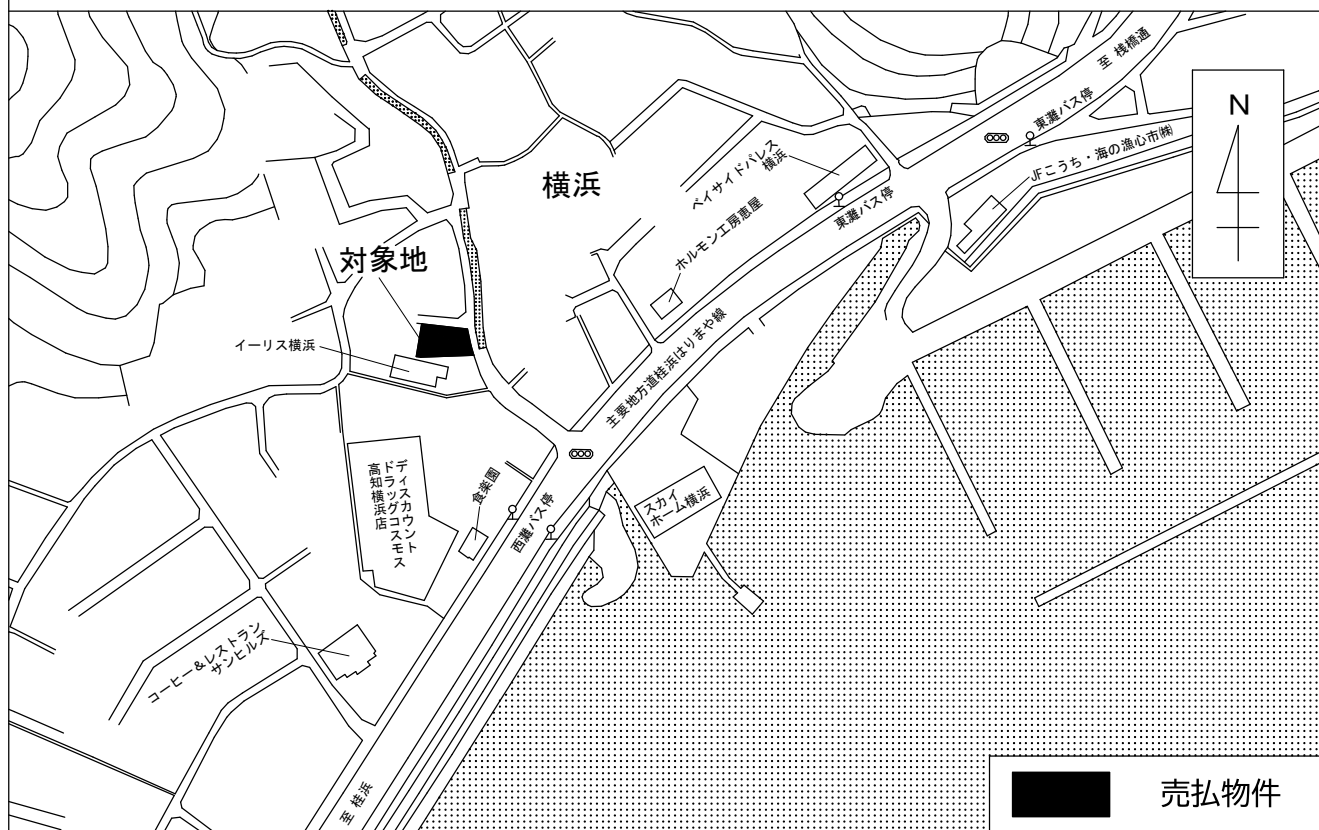
◎本地を含む周辺地域は、高知市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されております。詳細については、高知市防災政策課にご照会ください。

◎「接面道路の状況」欄の「法」とは、「建築基準法」を指しています。

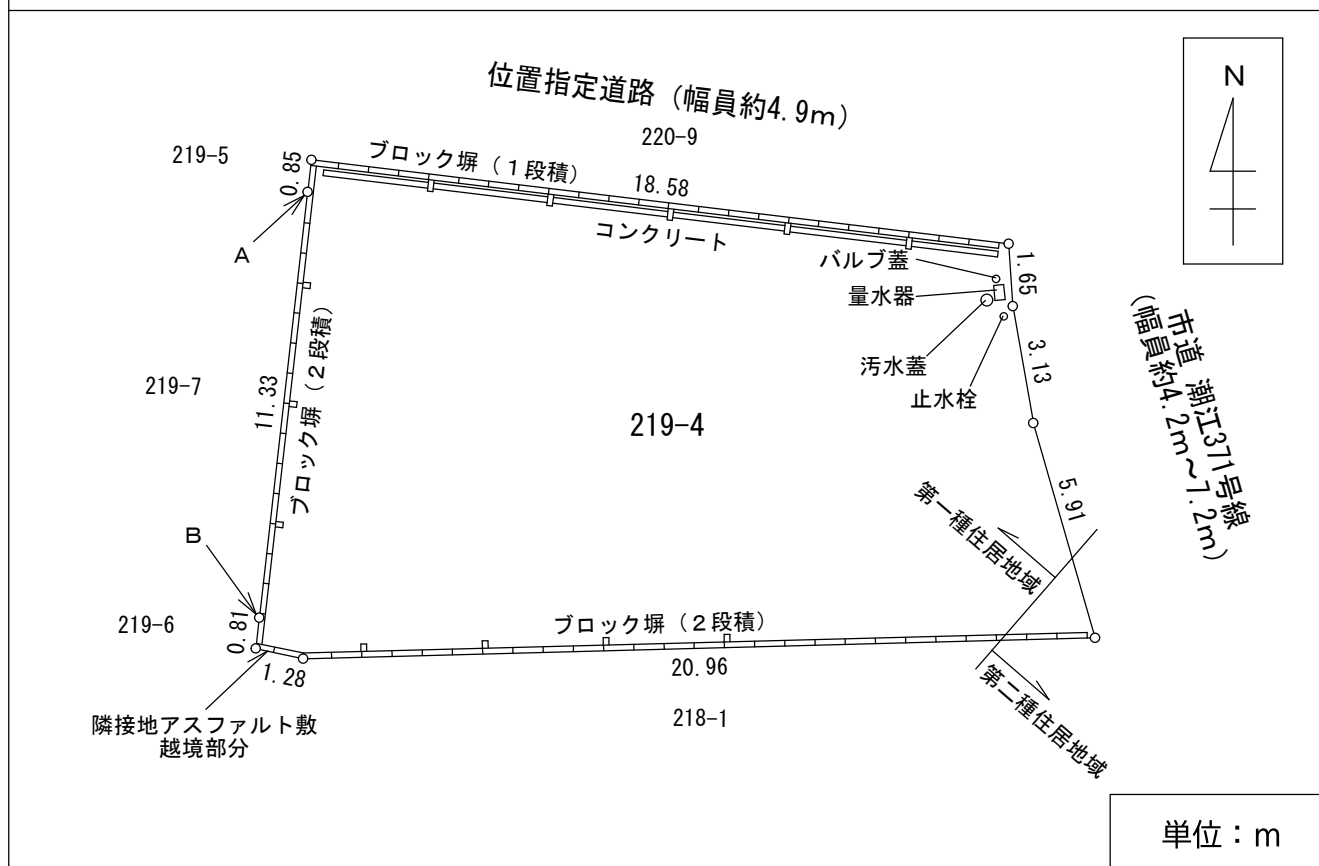
物件番号

2403

案 内 図



明 細 図



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

～ × ㄗ ～

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

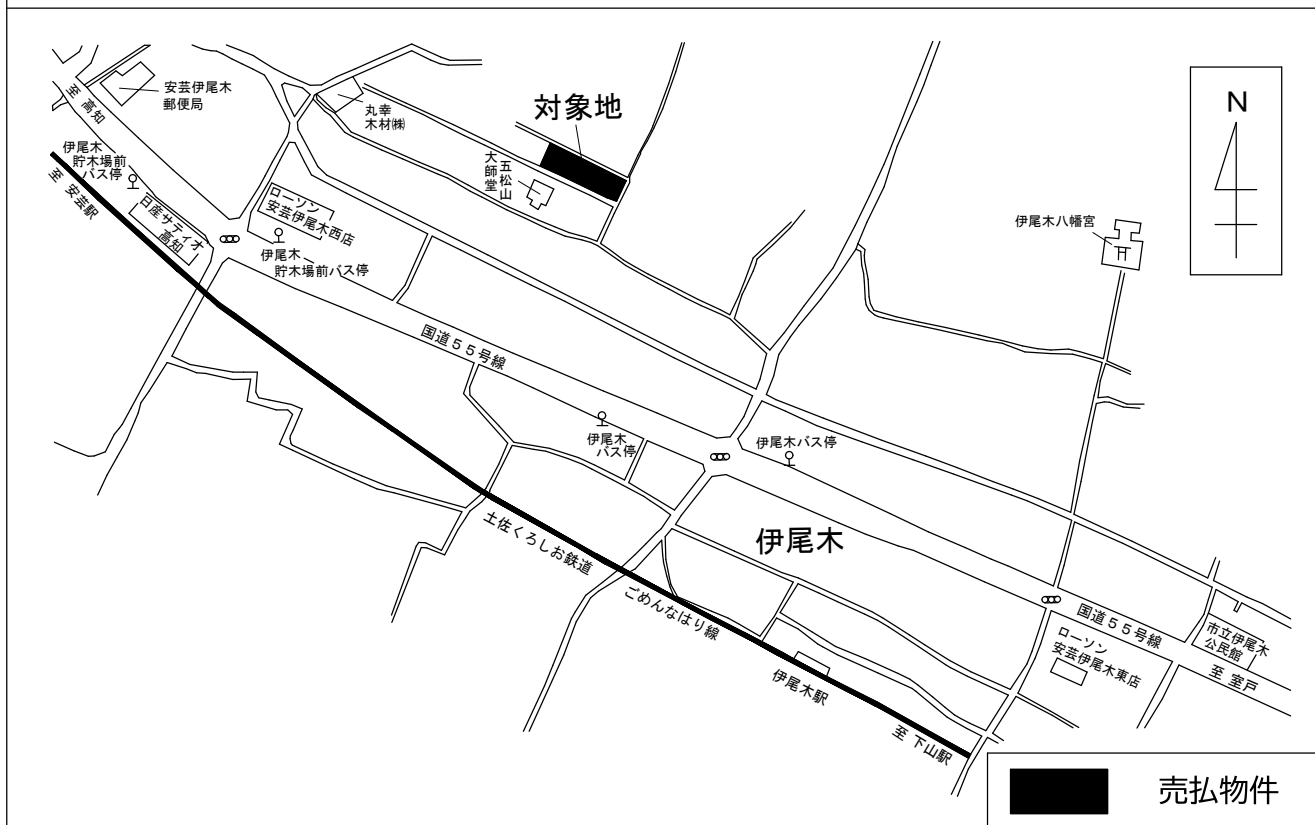
物 件 調 書

物件番号 2404

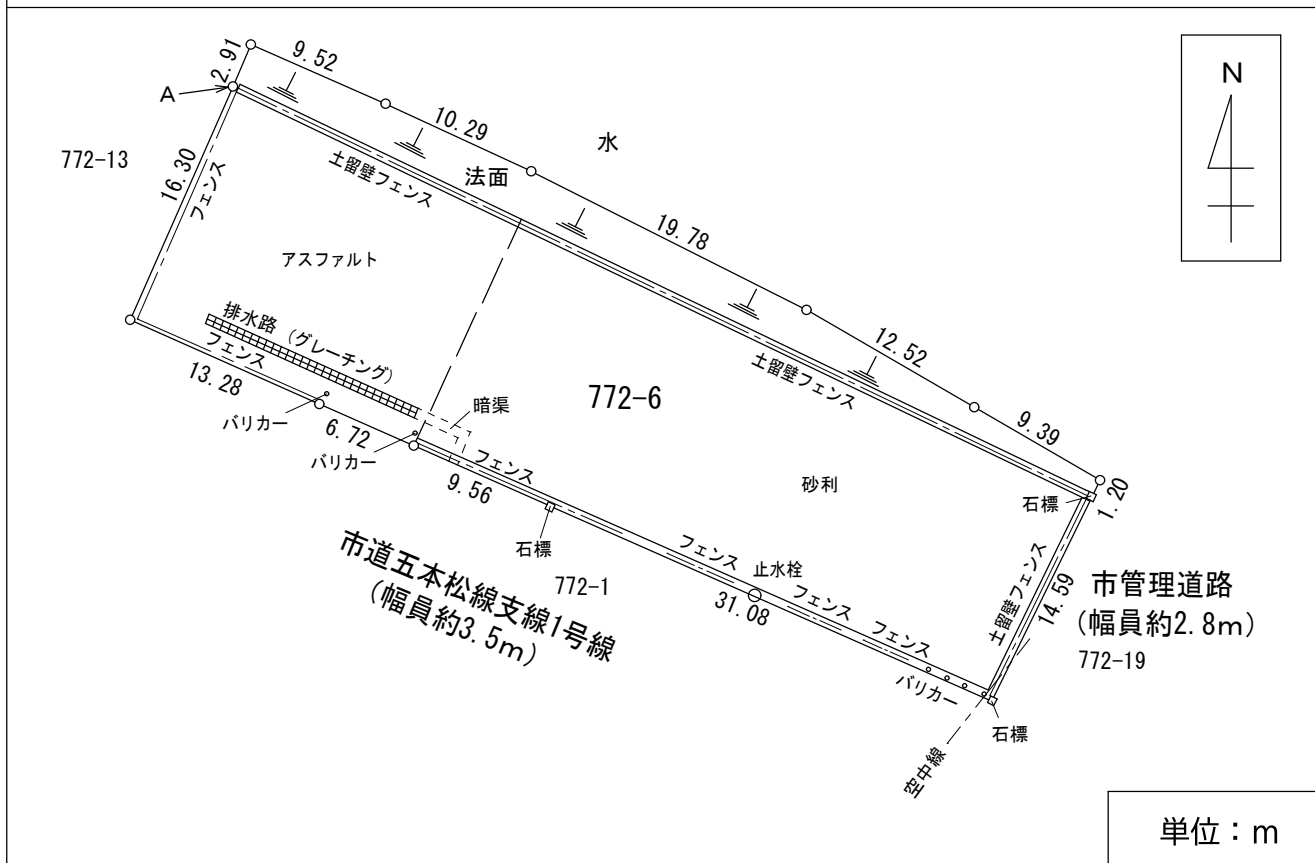
所在地		高知県安芸市伊尾木字五本松 7 7 2 番 6					
住居表示							
現況地目 及び面積等		宅地	1,109.60 m ²			工作物	一式
						立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	7 7 2 番 6					
	地目	宅地					
	数量	1,109.60m ²					
接面道路 の状況		南側 東側	舗装市道 舗装市管理道路	幅員約 幅員約	3.5 m 2.8 m		
法令に 基づく 制限	建築 基準 法	都市計画区域外					
		用途地域	指定なし				
		地域・地区	指定なし				
		建蔽率	指定なし				
		容積率	指定なし				
		高度制限	指定なし				
		防火指定	指定なし				
		その他	津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項				
	私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容		
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無	
	電 気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有			無	
	公共下水道	接面道路配管	無	未定	未定		
	都市ガス	接面道路配管	無	未定	未定		
交通機関	鉄道等 バ ス	土佐くろしお鉄道ごめんなはり線 伊尾木駅の 北西方 約0.5km 徒歩7分 高知東部交通バス 伊尾木バス停の 北西方 約0.3km 徒歩4分					
公共施設	安芸市役所		伊尾木小学校		清水ヶ丘中学校		
参 考 事 項	◎本物件は、現状有姿による売払いです。						
	◎敷地の境界標について、一部欠落箇所（明細図A）があります。（高知財務事務所管財課備付の資料を必ず閲覧のうえ応札してください。）						
	◎敷地は南側市道と等高ですが、東側市管理道路より約0～1.8メートル高くなっています。						
	◎本地は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：高知県危機管理部南海トラフ地震対策課）						
	◎本地は以前、国の宿舍敷地でした。						
	◎工作物一式の内訳は、囲障、下水、舗床、諸標ほかです。						
	◎敷地西側の一部がアスファルトで舗装されています。						
	◎敷地南側の一部を除き、フェンスと土留壁があります。						
	◎敷地南側に排水路（グレーチング及び暗渠）があります。						
	◎敷地南東角の上空に空中線1本が通っています。						
◎本地を含む周辺地域は、安芸市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されております。詳細については、安芸市危機管理課にご照会ください。							

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

案 内 図



明 細 図



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

物 件 調 査 書

物件番号 2405

(一 戸 建)

所 在 地		高知県安芸市伊尾木字ホヲノスカ3719番18 外1筆					
住 居 表 示		高知県安芸市伊尾木3719番地18					
現 況 地 目 及び面積等		宅地		273.47 m ²		工作物	一式
						立木竹	—
登 記 簿 記載事項	地番	3719番18		3719番56			
	地目	宅地		宅地			
	数量	242.33m ²		31.14m ²			
接面道路 の 状 況		南側 舗装市道 幅員約 4.0 m					
法 令 に 基 づ く 制 限	建 築 基 準 法	都市計画区域外					
		用途地域	指定なし				
		地域・地区	指定なし				
		建 蔽 率	指定なし				
		容 積 率	指定なし				
		高度制限	指定なし				
		防火指定	指定なし				
		そ の 他	津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項				
	私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容		
		道路後退	無	負担の内容			
供 給 処 理	供給処理施設		配管等の状況		施 設 整 備 状 況		施 設 整 備 の 特別負担の有無
	電 気	接面道路配線 有		—		—	
	公営水道	接面道路配管 有				無	
	公共下水道	接面道路配管 無 未定				未定	
	都市ガス	接面道路配管 無 未定				未定	
交通機関		鉄道等 バ ス	土佐くろしお鉄道ごめんなはり線 伊尾木駅の 北東方 至近 徒歩1分 高知東部交通バス 伊尾木バス停の 南東方 約0.3km 徒歩4分				
公共施設		安芸市役所		伊尾木小学校		清水ヶ丘中学校	
参 考 事 項	別紙（次頁）を参照してください。						

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

◎本物件は、現状有姿による売払いです。

◎敷地の境界標について、一部未設置箇所（明細図A及びB）があります。（高知財務事務所管財課備付の資料を必ず閲覧のうえ応札してください。）

◎南側市道は、安芸市役所建設課の保管する道路台帳では幅員2.4メートルとなっていますが、現況幅員は約4.0メートルです。

◎敷地は南側市道より約1メートル高くなっています。

◎本地は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の規定により、津波災害警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：高知県危機管理部南海トラフ地震対策課）

◎本地より西方にある南北の道路は道幅が狭いため、車での通り抜けができません。

◎本地は以前、国の宿舎でした。

◎敷地の建物東側空地に浸透枡があります。

◎工作物一式の内訳は、門、囲障、水道、下水、舗床、照明装置、土留です。

◎敷地西側に土留壁及びフェンス、南側の一部に土留壁及びブロック塀、東側にブロック塀が設置されています。

◎敷地の一部がコンクリート敷となっています。

◎北側隣接地（3718番12）のブロック塀が一部越境しているため、当事者間で確認書を交わしています。（詳しくは、高知財務事務所管財課備付の資料を閲覧してください。）

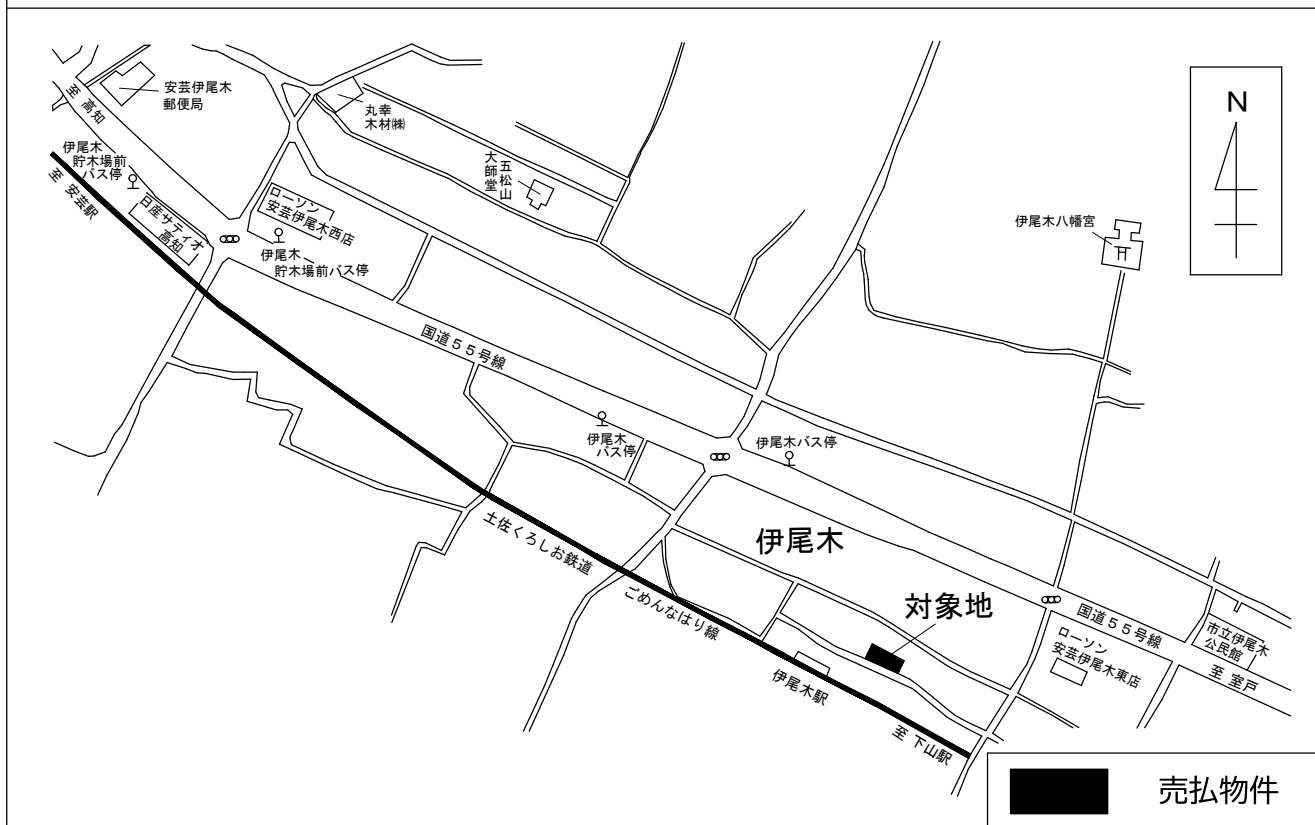
◎敷地南西側の上空に空中線1本が越境しているため、当事者間で確認書を交わしています。（詳しくは、高知財務事務所管財課備付の資料を閲覧してください。）

◎本地を含む周辺地域は、安芸市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されております。詳細については、安芸市危機管理課にご照会ください。

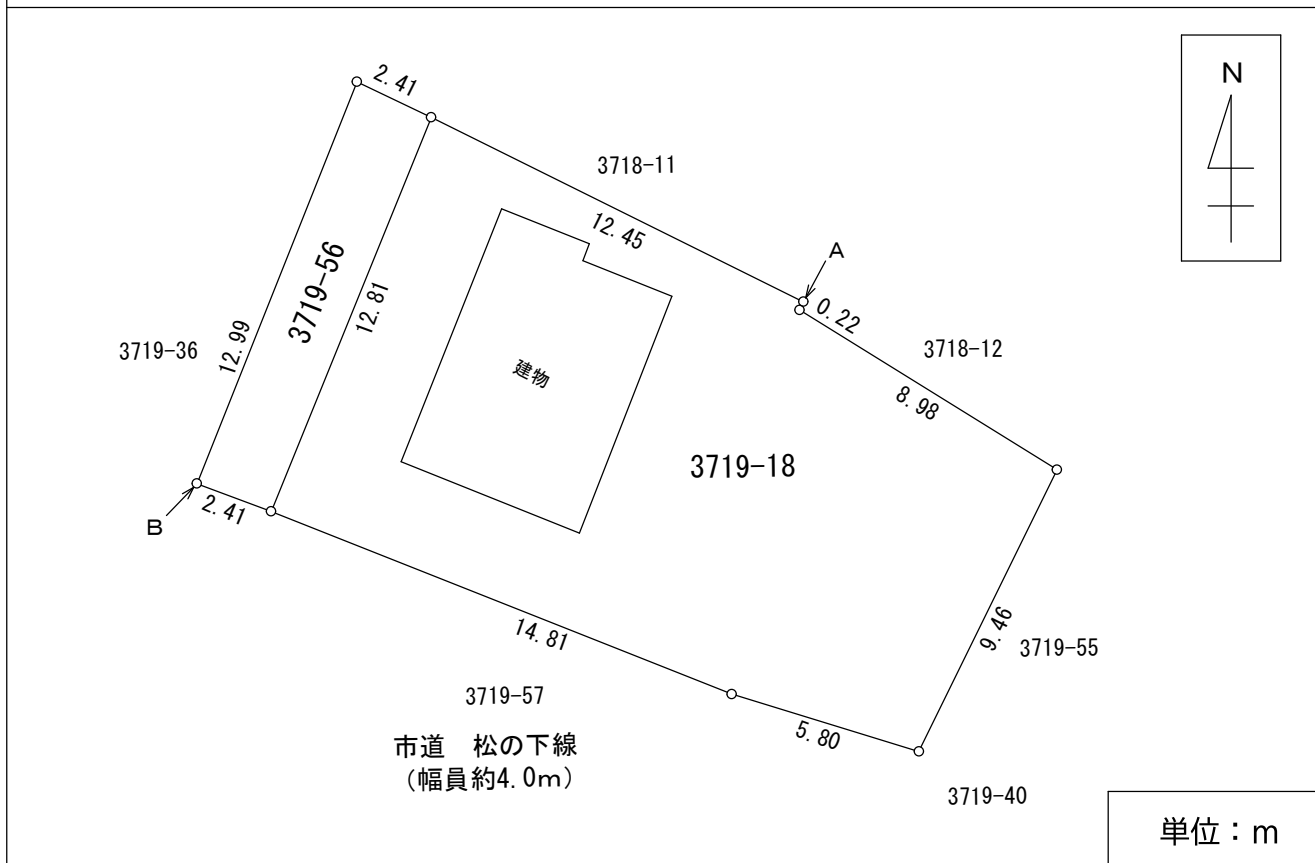
物件番号

2405

案 内 図



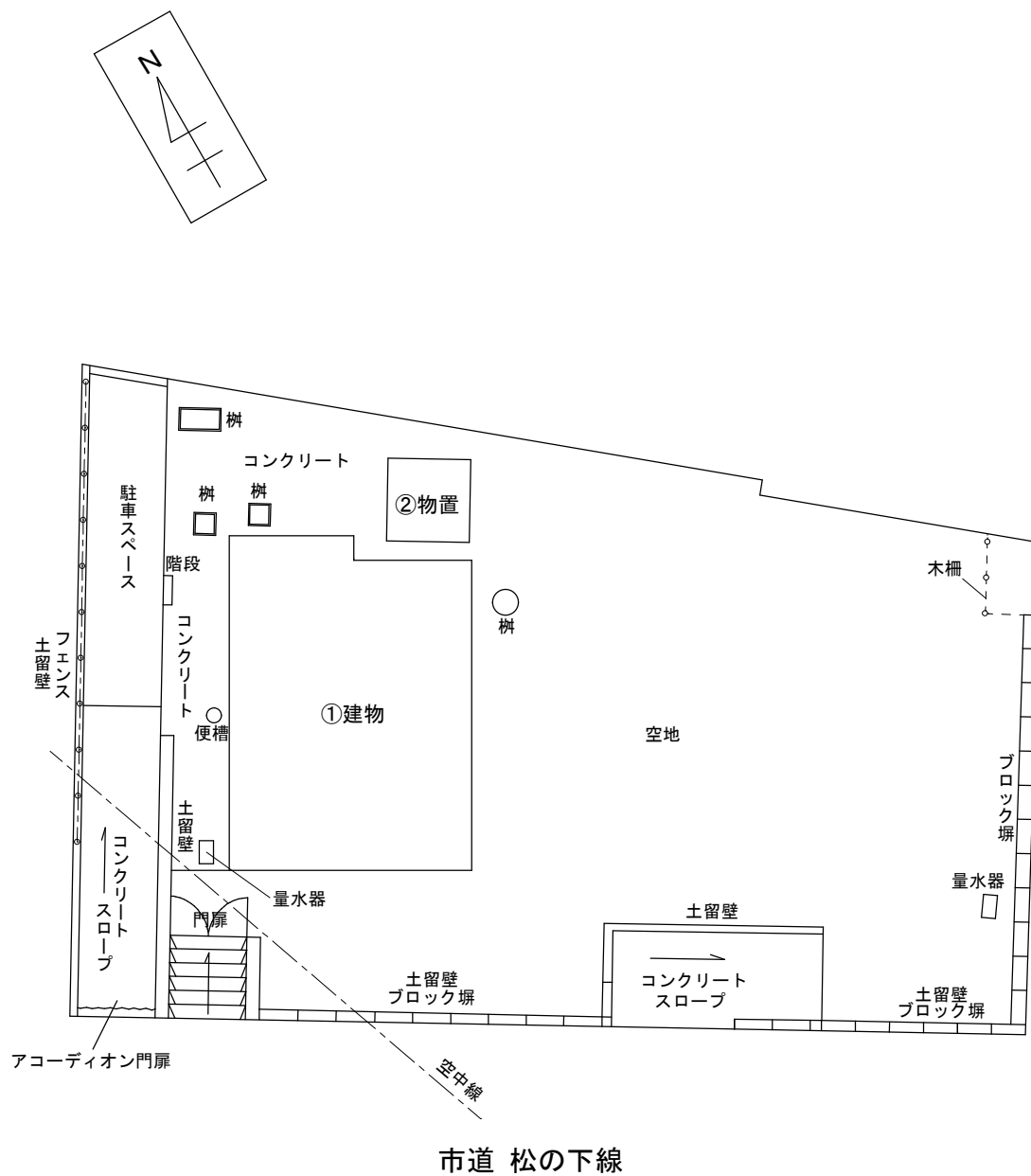
明 細 図



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

建 物 の 概 要	
所 在	安芸市伊尾木字ホヲノスカ3719番地18
家 屋 番 号	3719番18
種 類	居宅
構 造	木造スレート葺平家建
床 面 積	①居宅 建 40.97㎡ 延 40.97㎡
登 記 床 面 積	②附属建物 3.24㎡ (平家建)
建 築 時 期	①昭和39年11月14日新築 ②昭和39年11月14日新築
部 屋 数 等	間取図のとおり
参 考 事 項	・ 上記建物の数量等については、全部事項証明書及び国有財産台帳を基に記載しております。 ・ 本建物は、一部の部屋で雨漏りが確認されています。 ・ 本建物は、耐震診断を実施していません。 ・ 本建物は、アスベスト調査を実施していません。 ・ 本物件には、附属建物として②物置（木造石綿スレートぶき平家建）があります。
そ の 他 特 記 事 項	
・ 本物件は、現状有姿による売払いです。 ・ 本物件は、平成22年3月以降未使用です。 ・ 本建物は築後59年以上経過しており、各箇所に経年変化による老朽化が進んでおります。よって、建物及び附属設備等の使用にあたっては、購入者の負担による調査・改修等が必要である旨、了承のうえ応札ください。 ・ 建物詳細図面、各種調査結果については、高知財務事務所管財課備付資料を必ず閲覧のうえ、応札ください。 なお、建物詳細図面について、竣工後の改修等により現況と異なる場合、現況が優先します。 ・ 現地説明会…日時・申込み方法等については、本入札案内書2ページを参照してください。	

概 要 図

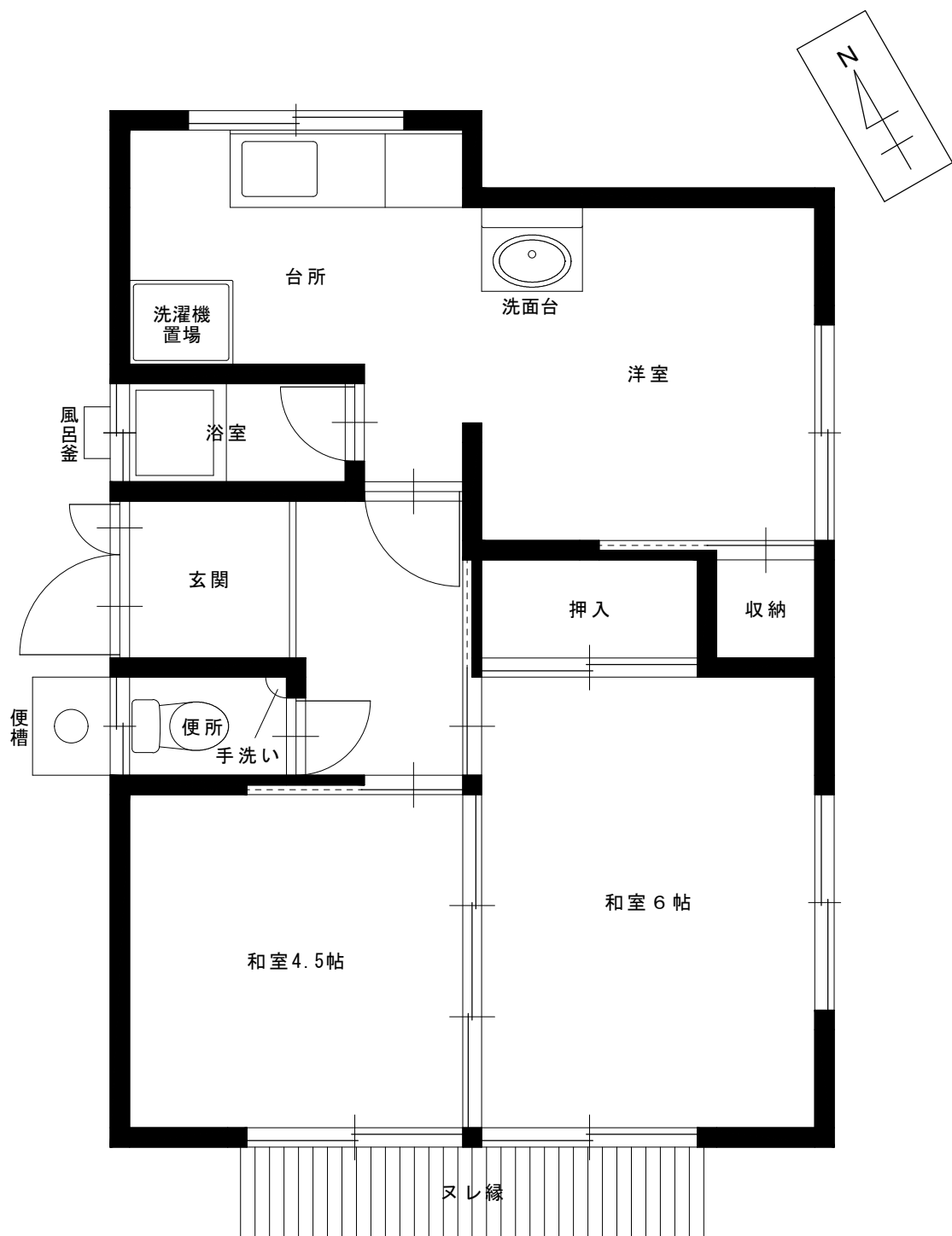


※建物・工作物等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。

間

取

図



※建物・設備等については、極力間取図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。

物 件 調 査 書

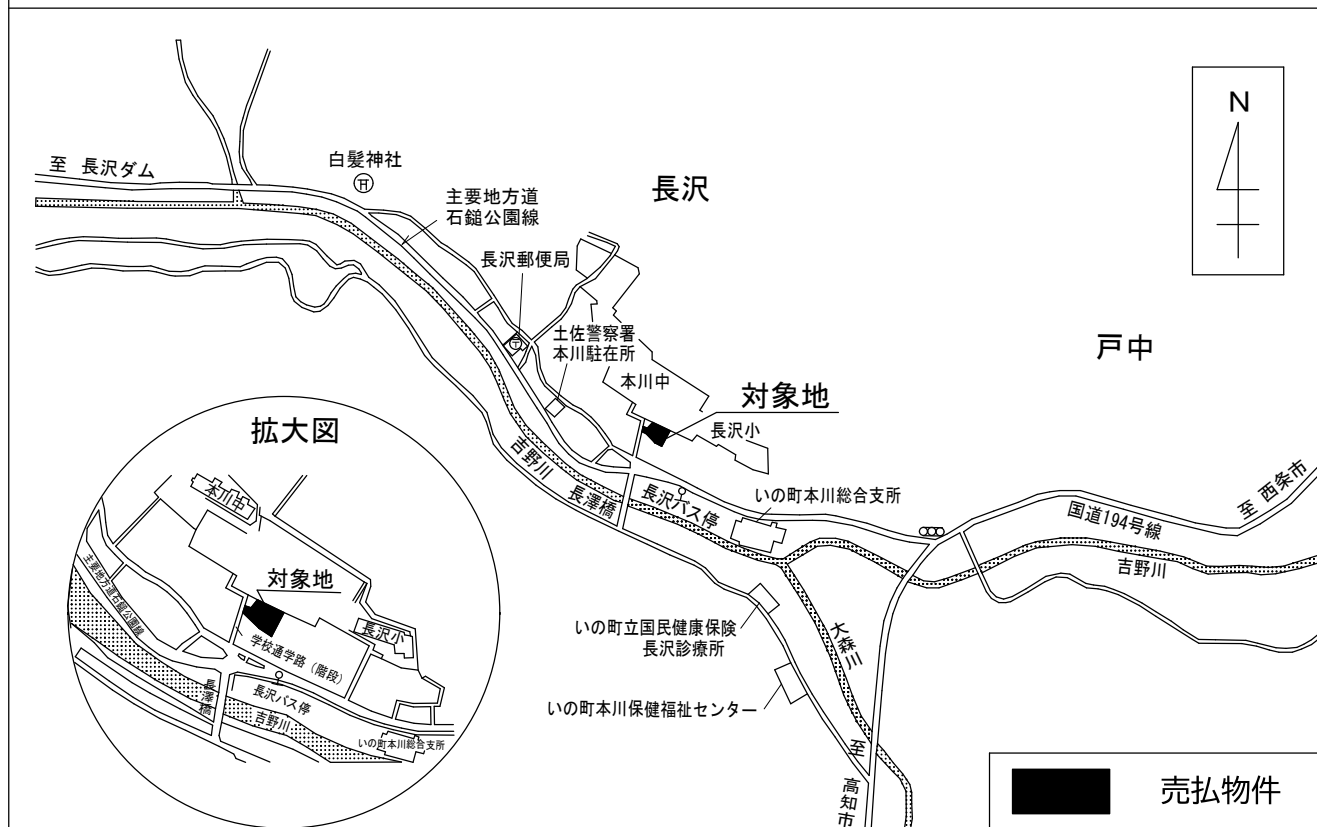
物件番号 2406

所在地		高知県吾川郡いの町長澤字筋川1 4 番 1						
住居表示								
現況地目 及び面積等		宅地	328.60 m ²				工作物	一式
							立木竹	—
登記簿 記載事項	地番	1 4 番 1						
	地目	宅地						
	数量	328.60m ²						
接面道路 の状況		西側 舗装町管理道路 幅員約 1.4~1.7 m						
法令に 基づく 制限	建築基準法 都市計画法	都市計画区域外						
		用途地域	指定なし					
		地域・地区	指定なし					
		建蔽率	指定なし					
		容積率	指定なし					
		高度制限	指定なし					
		防火指定	指定なし					
		その他	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条					
	私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容				
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無		
	電 気	接面道路配線	無	下記参考事項欄のとおり		—		
	公営水道	接面道路配管	有			無		
	公共下水道	接面道路配管	無	未定		未定		
	都市ガス	接面道路配管	無	未定		未定		
交通機関	鉄道等 バ ス	— 嶺北観光自動車 長沢バス停の 北西方 約0.1km 徒歩2分						
公共施設	いの町本川総合支所		長沢小学校		本川中学校			
参 考 事 項	別紙（次頁）を参照してください。							

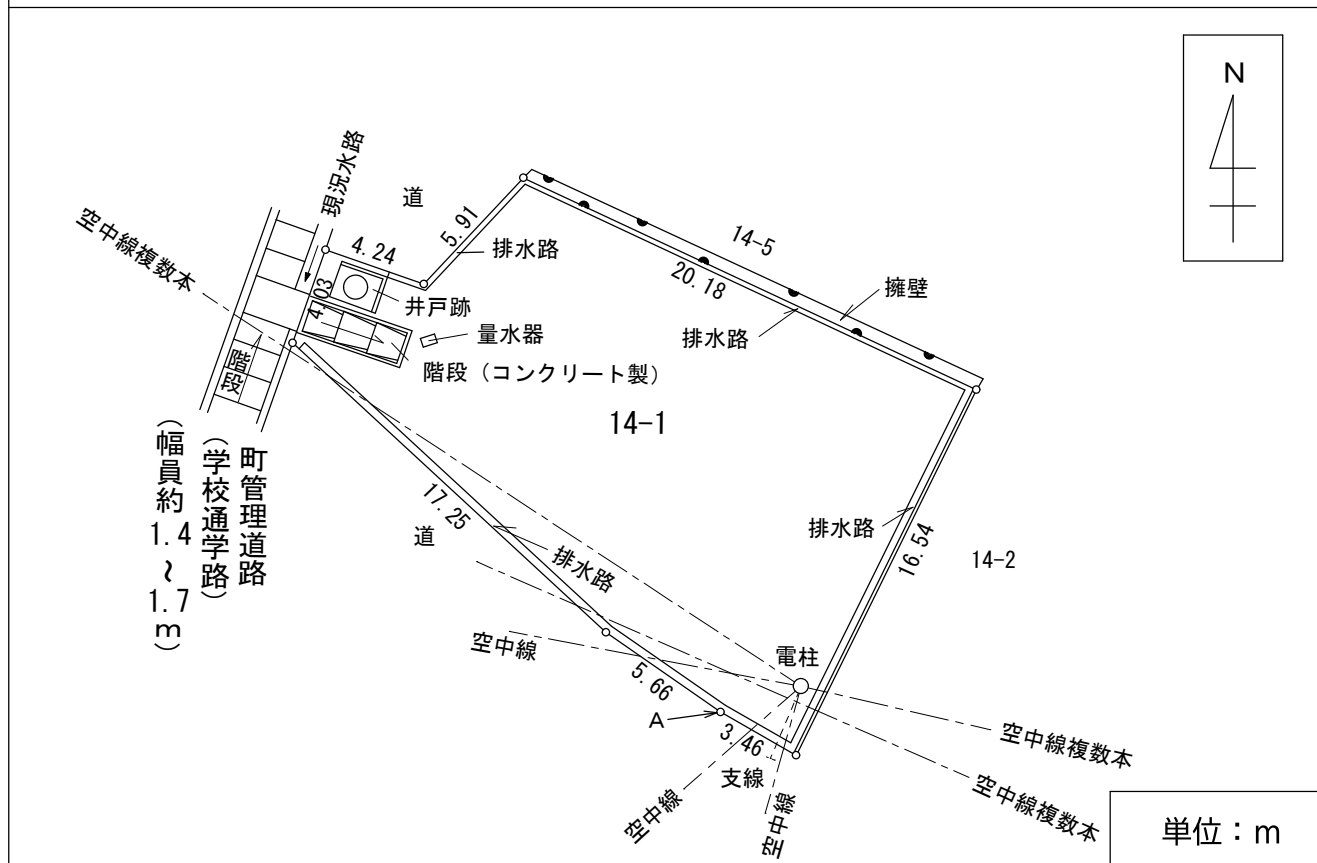
※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

- ◎本物件は、現状有姿による売払いです。
- ◎敷地の境界標について、一部欠落箇所（明細図A）があります。（高知財務事務所管財課備付の資料を必ず閲覧のうえ応札してください。）
- ◎敷地への接道状況は、西側の町管理道路（コンクリート舗装階段）のみとなっています。
- ◎敷地は町管理道路より、約1.2メートル高くなっています。
- ◎本地は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：高知県土木部防災砂防課）
- ◎本地は以前、国の事務所敷地でした。
- ◎敷地接面道路に電気配線が設置されていないため、電気の供給の可否については、四国電力送配電株式会社と協議が必要です。
- ◎工作物一式の内訳は、下水、舗床です。
- ◎敷地入口付近に、井戸跡があります。
- ◎敷地入口部分を除く周囲に、排水路があります。
- ◎敷地南東側に長沢戸中地区テレビ共同聴視組合の電柱（本柱）1本が設置されており、国との間で貸付契約が締結されています。このため本物件の売買契約には、引き続き当該契約期間満了日（令和6年3月31日）まで使用を承諾する旨の特約を付します。購入後の電柱の取扱いについては、同組合と協議が必要です。
- ◎敷地上空に、複数の空中線が越境しているため、当事者間で確認書を交わしています。（詳しくは高知財務事務所管財課備付の資料を閲覧してください。）

案 内 図



明 細 図



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

～ ✕ ㊦ ～

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

国有財産物件情報

メールマガジン配信サービス

財務省では、国民の皆様へ、全国の財務局等の国有財産物件情報をお届けするメールマガジンを発行しております。

国有財産の売却等に関する情報等をお知りになりたい方は、国有財産物件情報メールマガジンを是非ご利用ください。

財務局ホームページの更新情報を、電子メールによりタイムリーかつスピーディーにお届けします。

★ 配信情報 ★

- ・ 一般競争入札情報、開札結果
- ・ 公用・公共用の取得等要望の受付開始情報
- ・ 一時貸付の募集
- ・ その他国有地に関する重要なお知らせ
(国有地の取得に関する架空話に対する注意喚起等)

※配信を希望する財務局等によって配信回数、配信日時は異なります。

メールマガジンサービスへのご登録はこちらからお願いします。

◆ 国有財産情報公開システム ホームページアドレス

 <https://www.kokuyuzaisan.mof.go.jp/info/>

入札書

財務省四国財務局長 殿

入札者 住 所
氏 名

共有者 住 所
・
代理人 氏 名

回 次			物 件 番 号																	
02	—						金 額				十億			百万			千			円
										,					,			,		

国有財産の一般競争入札案内書を承知の上、上記のとおり入札します。

(注)

1. 入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
2. 回次・物件番号欄には、今回実施される入札の回次と、国有財産の一般競争入札案内書の物件番号欄に記載された番号を記載してください。
3. 入札者欄には、入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人名及び代表者名）を記入してください。また、共有者がいる場合は共有者欄にも記入してください。
4. 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人欄に代理人の住所、氏名を記載してください。
5. 入札金額は算用数字ではっきりと右詰めで記載し、数字の前に必ず「¥」を記載してください。
6. 入札金額を書き損じたときは、新たな用紙を請求して書き直してください。
7. 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
8. 上記必要事項の記入がない場合、又は入札金額が訂正されている場合は、入札が「無効」となります。

（切り取り線）

(別紙)
《法人による入札の場合に提出》

役 員 一 覧

回次・ 物件番号	第 0	回 2	—	物	件	番	号
-------------	--------	--------	---	---	---	---	---

法人名：

※必ずフリガナを記入し、性別（男・女）及び年号（M・T・S・H）に○印を記入してください。

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生 年 月 日	住 所
	(フリガナ) _____	男 ・ 女	M T S H 年 月 日	〒 —
	(フリガナ) _____	男 ・ 女	M T S H 年 月 日	〒 —
	(フリガナ) _____	男 ・ 女	M T S H 年 月 日	〒 —
	(フリガナ) _____	男 ・ 女	M T S H 年 月 日	〒 —
	(フリガナ) _____	男 ・ 女	M T S H 年 月 日	〒 —
	(フリガナ) _____	男 ・ 女	M T S H 年 月 日	〒 —
	(フリガナ) _____	男 ・ 女	M T S H 年 月 日	〒 —
	(フリガナ) _____	男 ・ 女	M T S H 年 月 日	〒 —
	(フリガナ) _____	男 ・ 女	M T S H 年 月 日	〒 —
	(フリガナ) _____	男 ・ 女	M T S H 年 月 日	〒 —

(注) 本様式には、法人の登記事項証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合
には、その者も含む）全員を記入してください。

(切り取り線)

委任状

代理人 住 所

氏 名

(電話番号)

(携帯電話)

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の国有財産の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限

物 件 番 号 _____

財産所在地 _____

区分・数量	土 地	・	_____	m ²
	建 物	・	_____	m ²
	立木竹	・	_____	本
	工作物	・	_____	式

年 月 日

委任者 住 所

氏 名

実印

職 業

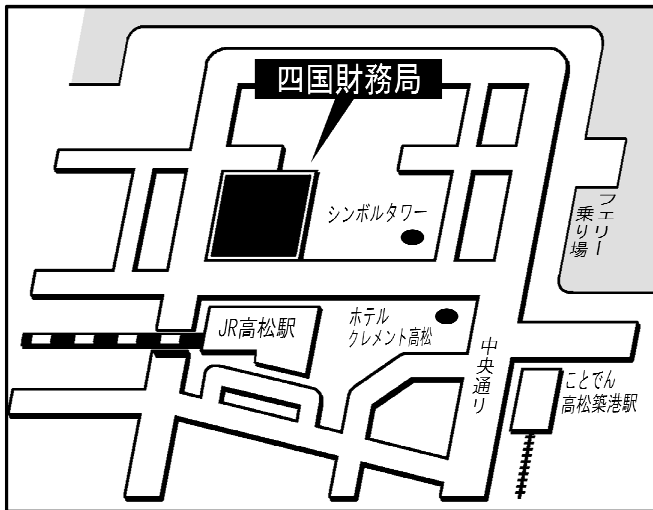
電話番号

(注) 委任者の印鑑証明書を必ず添付すること。

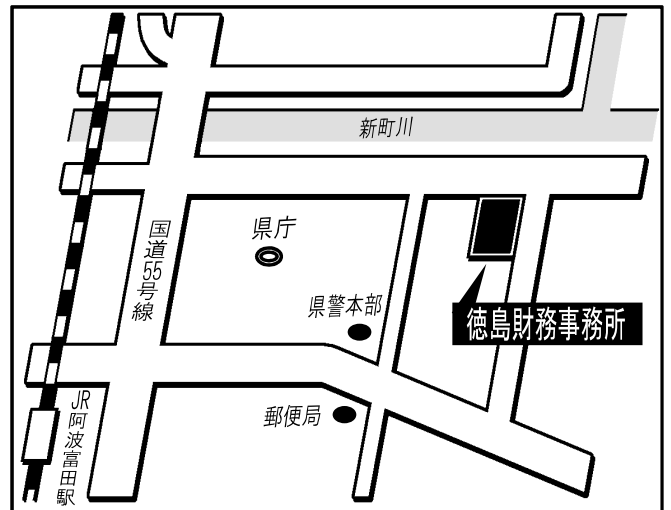
(切り取り線)

お問い合わせ先

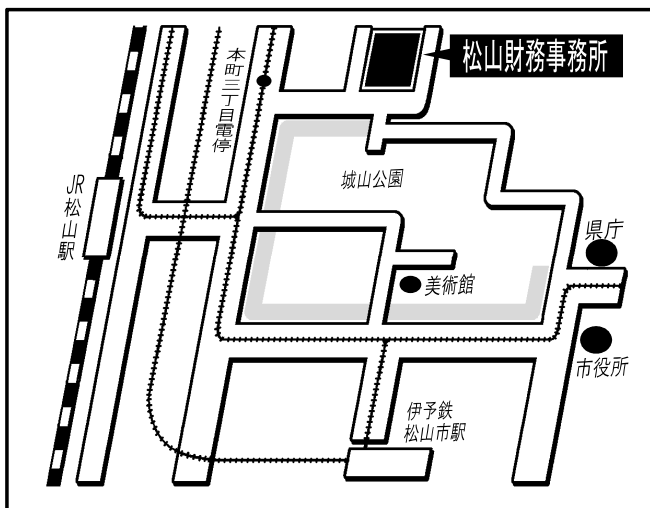
《入札全般及び物件情報（香川県分）》
 〒760-8550 香川県高松市サンポート3番33号
 高松サンポート合同庁舎南館6階
 四国財務局管財部統括国有財産管理官
 Tel 087-811-7780



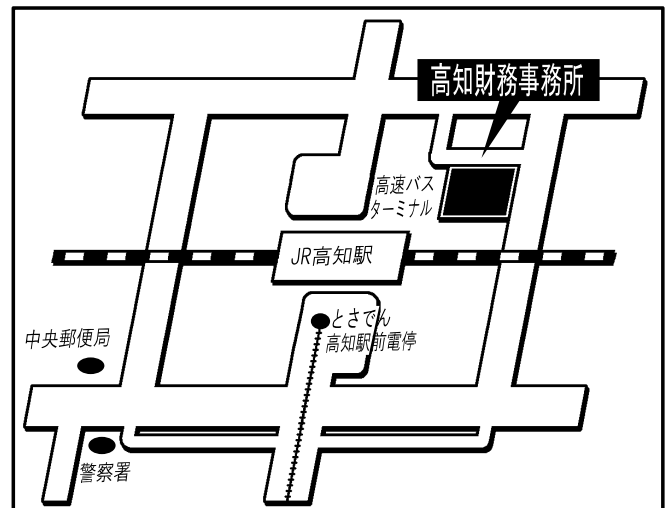
《物件情報（徳島県分）》
 〒770-0941 徳島県徳島市万代町3丁目5番地
 徳島第2地方合同庁舎2階
 四国財務局徳島財務事務所管財課
 Tel 088-622-5181



《物件情報（愛媛県分）》
 〒790-0808 愛媛県松山市若草町4番地3
 松山若草合同庁舎7階
 四国財務局松山財務事務所管財課
 Tel 089-941-7185



《物件情報（高知県分）》
 〒780-0061 高知県高知市栄田町2丁目2番10号
 高知よさこい咲都合同庁舎9階
 四国財務局高知財務事務所管財課
 Tel 088-822-9177



開 札 会 場

場 所 香川県高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎南館1階 中会議室

日 時 令和6年1月11日（木）午前10時から



◎ 入札書の受付終了日までは、四国財務局のホームページから各物件の情報を取り出すことができます。

四国財務局ホームページURL <https://lfb.mof.go.jp/shikoku/>